

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第4回幕別町議会定例会

(平成20年12月2日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁

日程第2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第3 行政報告

日程第4 陳情第14号 「ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書」
の提出を求める陳情書

会 議 録

平成20年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年12月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月2日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 柏本和成
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美
教 育 部 長 米川伸宣 総 務 課 長 川瀬俊彦
糠 内 出 張 所 長 所 拓行 企 画 室 参 事 長 谷 繁
地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁

議事の経過

(平成20年12月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) ただ今から、平成20年第4回幕別町議会定例会を開会致します。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番、中野議員、12番、乾議員、13番、芳滝議員を指名致します。

[会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。
本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と致したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月19日までの18日間と決定致しました。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) 次に、諸般の報告を致します。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、11月19日、第52回町村議会議長全国大会及び、第33回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。
その議案の抜粋を、お手元に配布してありますので後刻ご覧頂きたいと思っております。
次に、事務局から報告致します。
○事務局長(堂前芳昭) 14番永井議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長(古川 稔) 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長(岡田和夫) 平成20年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、この1年間町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、今年は、大きな災害や事故もなく、農業生産も概ね

平年並みの収量が見込まれております。

また、依然として厳しい財政状況ではありますが、おかげさまで計画させていただきました各種施策や事業等につきましても、議会をはじめ、町民の皆さま方のご理解とご協力をいただきながら、順調に進めさせていただいております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さま方には、今後とも一層のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する行政の執行について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

国は、平成21年度の予算について、いわゆる、骨太の方針2006をベースに、歳出全般にわたり引き続き抑制する方針であり、給与関係経費では1.4%の減、投資的経費においては3.0%の減を見込んでいることから、例年同様、歳出の大幅な削減という厳しい予算編成になるものと見込まれております。

また、国税収入など歳入面では、世界的な金融不安や停滞する経済状況により、税収の見込みを下方修正するなど、極めて厳しい財政見通しを強いられております。

このようなことから、地方自治体に配分される地方交付税の出口ベースについては3.9%、6千億円の減で約14兆8千億円と推計されているところであります。

政府は追加経済対策をまとめておりますが、その中で地方の支援に対しては、道路特定財源の一般財源化に際して1兆円を地方に配分する新たな仕組みづくりや、自治体のインフラ整備に対する交付金創設など、制度の細部について検討している段階であり、地方に配分される一般財源の確保については、今なお不透明な状況であります。

このような背景のもと、町の新年度予算の編成作業は、現在、各課からの予算要求原案を取りまとめている段階であり、全体集約の後に各課のヒアリングを実施し、国の予算や地方財政計画、税制改正などが示されるのと同時並行して、編成作業が本格化するものと考えており、最終的には、例年どおり2月中旬に原案を確定したいと考えているところであります。

経済状況の変化や少子高齢化が進む中で、各種制度改正が行われ、地方自治体を取り巻く環境はますます複雑化しております。

財政健全化推進プランや行政改革推進計画に基づき事務事業を推進することはもちろんのこと、多様化する住民ニーズを的確に把握し、総合計画の理念のもと、さらなる住民福祉向上のために、各種施策を反映した予算となるように予算編成を進めてまいりたいと考えております。

次に、町民栄誉賞の表彰についてご報告いたします。

去る11月18日に、幕別町としては初めてとなる、町民栄誉賞を、北京オリンピックに出場した福島千里さん、山本幸平さんのお二人に贈らせていただきました。

福島さんは陸上女子100メートルに、山本さんはマウンテンバイク男子クロスカントリーに出場し、テレビや新聞などの報道で、幕別町の名が広く知られるところとなりました。

全国各地の多くの方々から激励や応援が寄せられるなど、幕別町民に希望と活力を与えた功績は、極めて顕著であり、各種スポーツ競技に励む町内の子供たちにも大きな夢と誇りを与えてくれたものと思っております。

お二人はもとより、ご家族をはじめ関係各位に心から感謝とお祝いを申し上げますとともに、今後なお一層のご活躍を期待いたします。

また、このたびの快挙を契機に、幕別町からさらに新たなアスリートが生まれることを念願しているところでもあります。

次に、駒島小学校の閉校について申し上げます。

南幕別地区の小中学校の適正配置につきましては、去る9月2日の議員協議会でご報告申し上げたところでありますが、昨年5月に、学校あり方検討会からの答申を受けましたことから、教育委員会が小学校区ごとに地域にお伺いし、その結果をご説明してきたところであります。

この中で、保護者をはじめ様々なの方々からご意見等をいただくとともに、地域からの要望もありまし

たことからアンケート調査を実施してまいりました。

その後、本年3月に、駒島公区から駒島小学校閉校の申し出をいただいたことから、南幕別地区の有児童家庭をはじめ、地域の皆様にご説明をし、本年8月に、公区長及び保護者など地域の方々のご了解をいただき、平成22年3月末をもって駒島小学校を閉校させていただくことといたしました。

地域におきましては、すでに閉校に向けた記念事業等の準備作業に着手されており、加えて、新年度において所要の予算を編成する必要もごございますことから、今定例会に、幕別町立学校設置条例の改正をご提案させていただいたところであります。

次に、消防の広域化に向けた取り組みについて申し上げます。

十勝圏では、広域連携の可能性を探るため、平成16年8月に、十勝圏広域連携推進検討会を設置し、消防、介護、税滞納整理、国保の4分野について検討が行なわれてきたところであります。

このうち、消防の広域化につきましては、平成17年11月に、消防救急無線広域化・共同化並びに消防指令業務の共同運用は、デジタル化移行に向け具体的な検討を進める。消防本部の広域再編は、消防救急無線と同一の枠組みが望ましく、一体化した検討を継続すると、その方向性がまとめられました。

これを受け、平成18年4月に、十勝圏消防広域連携推進協議会を設置し、その後2年間にわたり、広域再編の課題、めざすべき方向性等についての検討が行なわれ、本年3月に、十勝圏域常備消防の広域再編に向けた調査研究報告書としてまとめられたところであります。

また、北海道におきましては、平成18年6月の消防組織法の一部改正を受けて、北海道消防広域化計画を本年3月に策定し、第2次保健医療福祉圏の21圏域を基本とした広域化の推進や、組合消防の自賄いの解消に努めることなどが示されました。

こうした経過を踏まえ、過日、11月26日、管内の町村長会議におきまして、今後、消防広域化に向け検討し、議会並びに住民への周知、理解を図りながら進めていくことが確認されました。

そのための体制といたしまして、十勝圏複合事務組合の事務局に臨時的組織である仮称、消防広域推進室を置き、平成21年度には、基本的な考え方の整理をしてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、1年を通しておおむね良好な天候に恵まれ、生育は総じて順調であったとお聞きしているところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦は、地域によって収穫量のばらつきがあるものの、昨年と同程度の反当たり10俵弱程度が確保されたところであります。品質においては、未熟粒が多く、2等麦や規格外のものが昨年よりも多くなっているところであります。

馬鈴薯は、全体的に小玉傾向であり、収穫量は豊作であった昨年よりも若干下回るものの、品質は平年並みという状況であります。

てん菜は、現段階では確定したものではありませんが、収穫量は平年を若干上回り、また、糖度においても17%を超えるものと予想されているところであります。

豆類は、総じて収穫量は平年並みで、品質においてもほぼ平年並み、あるいは、やや良という状況になっております。

野菜類は、長いものが収穫量、品質ともに平年並み、ゆり根が収穫量、品質ともに平年以上で、価格も良好に推移しているとお聞きしております。その他の野菜は、全般的に収穫量、品質ともに昨年を若干下回る状況となっております。

また、牧草は、雪ぐされ病の影響で収穫量が昨年よりも下回ったものの、サイレージ用とうもろこしは、収穫量、品質ともに平年を上回る状況であります。

いずれにいたしましても、今年台風などの自然災害の影響が少なく、農作物全体として平年並みの収穫量・品質が確保される見込みでありますことは、生産者皆様のご努力を始め農協など関係機関のご指導の賜物であると考えているところであります。

次に、立体交差事業について申し上げます。

幕別と札内の両市街地での、北海道による立体交差事業は、札内地区は平成13年からアンダーパス方

式により、また、幕別地区は平成14年からオーバース方式により工事が進められてきましたが、一部、副道などの工事を除き、12月10日より供用開始されることとなりました。

なお、供用開始により現在利用されております札内東9号踏切と幕別東22号踏切は同日をもって廃止となりますが、踏切事故防止と交通渋滞解消を目的とする同事業により、本町の両市街地の道路環境が大きく変化し、円滑で安全な交通確保など大変大きな効果があるものと期待をしているところであります。

施行にあたり、ご尽力いただきました国、道などの関係機関をはじめ、ご理解とご協力をいただきました関係地権者並びに地域の住民の皆様に対しまして、厚くお礼申し上げる次第であります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

本年度11月末現在における公共工事の発注済額は、約10億9千4百万円で、発注率にいたしますと94.2%となっており、本年度に計画しておりましたほとんどの工事の発注を終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成と安全管理の徹底を図るよう受注者に対し重ねて指導してまいりますとともに、未発注工事につきましても発注条件の整備に努め、工事遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、陳情第14号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書の提出を求める陳情を議題と致します。

只今、議題となっております、陳情第14号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書の提出を求める陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休 会]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議事の都合により、明12月3日から12月9日までの7日間は、休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、12月3日から、12月9日までの7日間は、休会することに決定致しました。

[散 会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月10日、午前10時からであります。

（10：18 閉会）

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第4回幕別町議会定例会

(平成20年12月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会 議 録

平成20年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 4 藤原 孟 5 堀川貴庸 6 前川雅志
7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)
3 齊藤喜志雄 14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教育委員 長 林 郁男 代表監査委員 柏本和成
会計管理者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 川瀬俊彦 税 務 課 長 姉崎二三男
糠 内 出 張 所 長 所 拓行 企 画 室 参 事 長 谷 繁
福 祉 課 長 横山義嗣 保 健 課 長 羽磨知成
こ ども 課 長 森 範康 町 民 課 長 田村修一
農 林 課 長 菅野勇次 商 工 観 光 課 長 八代芳雄
都 市 計 画 課 長 田中光夫 水 道 課 長 橋本孝男
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一

議事の経過

(平成20年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 3番齊藤議員、14番永井議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行ないます。

次に、発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、役場庁舎の安全性について、お伺いいたします。

総工費2億2,000万円を投じ、鉄筋コンクリート5階建て、当時としては例のないエレベーターを設備し、昭和47年7月に完成した役場庁舎は、今年で築37年目を迎えます。

その間、幾度となく地震などの自然災害を乗り越えてきました。

中でも、平成15年9月26日未明に発生した十勝沖地震は、震度6弱を記録し、町内全域に道路の破損、停電などの被害があり、被害額は3億円を越すものとなりました。

役場庁舎も甚大な被害を受けましたが、緊急的安全対策を行い、現在に至っています。

公共施設の安全性を問う中で、一番早急に解決しなくてはならない教育施設の耐震調査並びに安全対策はめどがついたと認識しています。

次に問われるのは、有事の際、中核的役割を担う役場庁舎であります。

十勝で震度5以上を記録したのは、昭和に入り、現在までに、昭和27年、昭和37年、昭和45年、平成5年、平成15年の5回あり、定期的に強い地震が記録されています。

その都度、町は間髪をいれず、災害対策本部を設置し、町民の生命・財産を守るために対応し、昼夜を問わず災害復旧に努めてきました。

そして、早い対応により、被害を最小限とし、二次災害もなく、適切に対応されてきました。

いずれも役場庁舎が災害対策本部となり、町長を本部長とし、指揮をとってきました。

この役場庁舎がこれまでのように、安全が確保できなければ、このような対応も遅れ、これまでどおりにならないのかもしれませんが。

また、ここで働く者の安全性であります。

地震など災害は、いつ何時訪れるかわかりません。

就業時間内に大きな災害が発生することも考えられます。

職員や来庁者の安全を守るために備えていく必要性を感じます。

そこで、以下についてお伺いいたします。

平成15年の公共施設等建築物耐震化推進検討委員会での役場庁舎に対する検討内容とその方向性についてお伺いいたします。

二つ目としまして、合併特例債を活用し、耐震改修、あるいは建て替えを行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答え致します。

役場庁舎の安全性についてであります。

はじめに、公共施設等建築物耐震化推進検討委員会での検討内容とその方向性についてであります。

本検討委員会は、幕別町が所有する公共施設や学校、公営住宅等について、耐震改修促進法に規定された措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性を図ることを目的に、平成15年9月に設置したところであります。

ご質問の役場庁舎に対する検討内容とその方向性についてであります。平成15年度に実施いたしました一次診断では、耐力度が基準値を下回る結果となりましたことから、翌年度に、より精密な診断結果が得られる三次診断を実施したところであります。

その結果、札内中学校の耐震改修でも採用いたしました建物の外側に鉄骨を設置し、耐震性能を向上させる、いわゆるアウトブレース工法や、耐力壁を設けるだけでは十分な耐力度が確保されないことが判明し、建物の基礎の下に特殊なゴムなどを設置することにより、地震の揺れを吸収する免震構造を併用する必要があるとの結果が得られ、これら耐震改修に要する事業費としては、最低でも8億円を越えると試算されたところであります。

このほか、検討の過程におきましては、庁舎4階以上を解体、撤去したうえで耐震改修を行い、併せて撤去分を別に増築する案につきましても検討をいたしました。これもまた8億円を上回る事業費が算出されるなど、多額の費用を必要とする結果となっております。

また、役場庁舎につきましてはご質問にありましたように、建築からすでに37年を迎え、耐震改修を行なうことにより耐震化が図られたといたしましても、経年劣化による老朽化が改善される訳ではなく、費用対効果の観点からも問題があると判断し、当面取り急ぐ小中学校の耐震化に重点を置き、現在に至っているところであります。

このような中、現在、今年度中の策定を予定しております。幕別町耐震改修促進計画におきましては、平成27年度までにおける特定建築物の耐震化率を9割とすることで策定を進めておりますことから、その目標達成に向け、計画的に公共施設の耐震化が図られるよう努める必要があると考えております。

今後は、先の臨時会で議決をいただいた学校施設の耐震診断の結果も見ながら、公共施設全体の中での優先順位などを十分精査し、適切な時期に耐震化を図らなければならないものと考えております。

ご質問の2点目、合併特例債を活用した耐震改修、建て替えについてであります。

役場庁舎の耐震改修・建て替えに当たっては、多額の事業費を必要とすることから、補助制度の活用や有利な起債の借入れなど、十分な検討が必要であると認識いたしているところであります。

公共施設の耐震化につきましては、現在進めております学校施設の耐震診断によりまして、今後、耐震改修も想定されるところであり、多額の事業費を要するものと考えております。

したがいまして、役場庁舎につきましては、ただいまも申し上げましたとおり、こうした学校施設の耐震化の実施時期なども考慮しながら対応すべきものと考えております。

また、合併特例債につきましては、合併後10年以内に使用することが可能となっておりますことから、併せて検討していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、役場庁舎の耐震改修、あるいは建て替えにつきましては、有利な財源の活用も含め、さらに十分な検討を重ねながら、実施していかなければならないものと考えているところであります。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思います。

必要以上に、この耐震化を含めて、職員の皆さん、住民の皆さんに不安をあおるといったことがないように、正しい情報ですとか、そういったところを示していただきたいと思うのですが、最初に、一時診断では、基準値を下回るという結果であったということで、三次診断を実施し、応急的な補修をされたというお話でありました。

現況、一番心配なのは、災害もなく、現状のこの庁舎がどのぐらい大丈夫なのかなというところが非常に心配なところであります。

特に、地震を含めた大きな災害があれば、そのときに何らかの形になるのかなと思うのですが、通常の業務の中で、大体どのぐらい大丈夫なのかという、専門的な見解で言われてもわからないものですから、職員の皆さん、住民の皆さんが理解できるぐらいの説明をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問いただきましたように、具体的にわかりやすくいえば、例えば、震度5以上が来たときには、どの程度になるというような具体的な事例があればいいのでしょうか、なかなかそういったようなことの結果ではないようでありまして、今の建物であると、例えば、震度6以上の大きな地震が来たときには、もちろんそのときの揺れ具合ですとかいろんな状況がありますから、必ずしも一律の判断はできないのでしょうか、いわゆる耐力度調査からいくと、耐震の基準からは下回っている状況にあると、そういうような結果になっておりますので、かなりやはり憂慮されるような状況にもあるのでなからうという思いも実はしているところであります。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 憂慮する状況というのがどの程度なのか、そういったところがわからなくて、本当に大丈夫かという話になると、必要以上に不安を感じてしまう人もいるかもしれないと思います。

次のご質問に進みたいと思うのですが、学校の耐震調査ということで、昨年来より始めておりまして、今回も補正で、前倒しで行っていくということであります。

その調査結果が出ていくことに伴って、順次計画的に改修なり建て替えもあるかもしれませんが、そういった計画が学校施設については、そういうふうに順次進んでいくものと理解をしているところなのですが、町長が考えるところのその優位性とか順位の問題であります。

学校は、まず一番最初にやらなければならないところであるということで、学校から手をつけていった。

その次に、公共として町が管理する建物で進めなくてはいけないというところはこういったところにあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、学校にかかわっては、耐力度の耐震調査をやっておりますので、この結果を受けて、今後、優先順位をつけながら、順次耐震を図っていきたいと。

このほかに、公共施設、数多くあります。

町民の皆さんが利用されるスポーツ施設、文化施設、あるいは、町民会館ですとか福祉センター、いろんな公共施設がありますので、これらを含めながら、整備計画を今年度中に立てていきたいというふうに思っています。

ただ、学校なんかと違って、先ほども申し上げましたように、庁舎の場合は免震装置からやらなければならないというようなことで、非常に大きな事業費を要するというのが一つ課題としては残っているのかなというふうに思っております。

したがって、仮に何年度の計画をするといった場合でも、そう簡単に単年度で、短い年度の計画では終わらない部分もあるのかなというふうにも思っておりますので、いずれにしても、公共施設全体の中で考えていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次の質問させてもらいたいと思うのですが、わざわざ合併特例債を活用してということで質問をさせていただきました。

公共施設の中で、役場庁舎がやはり大きな建物であるということで、改修するにしても建て替えるにしても、金額がかなり大きくなるということで、やはり有利であるであろう合併特例債の活用ということで、わざわざ出させてもらったのですが、この役場庁舎は、築37年を迎えていまして、当初、建てたときには、50年から60年ぐらいの耐用年数を考えながら建築されてきたと思います。

そういった中で、特例債使える年限もあと7年しかないわけでありまして。

7年足すと、7年後にはこの庁舎も44年を迎えることになると思います。

44年迎えて、特例債が使えなくなった5年後、10年後に、もういよいよだめだから建て替えていきたいと思いますかという話になったときに、今以上に有利な財源はないのではないかというふうに思っております。

そして、特に役場の改修にしても建て替えにしても大きな話でありますから、まずどうするのだというところの検討入っても、すぐ1年、2年経つとか、もし建て替えだなんていう話になれば、では場所も含めてどうするのだというところで、すごく時間を要すると思います。

そういった中で、残り7年しかない中で進めていかねばならないとなると、かなり作業を急ぎながら、その他の財源のこともあると思いますけど、そういった調査を進めていく必要性を強く感じるわけでありまして、そういったところでお考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 庁舎にかかわっては非常に大きな問題でありますから、なかなか一朝一夕にはいかな問題があるのだろうと思います。

特に課題としましては、やはり年次をいつごろにめどにするのか。

あるいは、今お話ありましたように、財源はそれはどうするのだ。

あるいは、ここまでできますと、場所が大きくなってきますと、はたして建設位置はどこがいいのか。

いろんなことが課題として当然出てくるのだろうというふうに思います。

したがって、合併特例債、残り7年の猶予期間の中で、それだけの庁舎建設まで踏み込めるかどうか。これはまさに今後の計画づくりにも影響してくるのだろうというふうに思います。

私、かねてからいろんな課題の中で、まずできることは、前回もそうなのですが、庁舎を建設する場合に、まずは基金の造成から始まって、一定程度の基金を持たなければ、**起債**の許可なんかもされないという条件があります。

補助制度も、そう大きな補助制度はありませんので、厳しい財源確保が強いられるのだろうと。そういった意味で、前回も、何年かかかって庁舎建設の基金をつくっていただいて、加えて当時は合併特例債ありませんから、一般単独債、言葉悪いですけど単なる借金の**起債**なのですが、それらを利用して建設したと。

これらが、前々回の建てられた2億、3億というようなことからいいますと、今の建設費、事業費というのは相当莫大なものになっていくのだろうというふうに思います。

そういったことを踏まえまして、まずは内部なり、あるいは議員の皆さまにもご相談させていただく中で、一定の方向で委員会的なものを立ち上げた中から、今後の計画づくりなどを進めていくのも一つの手法でなかろうかというふうにも思っております。

幸いにして、今、この学校の診断が出ますので、それらの計画と併せながら、役場庁舎の建設、あるいは建て替え、耐震化についても、今後の計画の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に従いまして、質問いたします。

食物アレルギー対策について。

報道などによりますと、アレルギー疾患で苦しむ人は3人に一人から次第に二人に一人に近づいているとのことです。

学校保健統計調査によると、喘息の子どもは10年前に比べると、幼稚園から高校までで借増しています。

さらに厚生労働省の統計では、アトピー性皮膚炎も、幼児は1歳半で10人に一人と10年で倍増し、3歳児でも1.7倍と広まっております。

また、花粉症も小児で増加、より低年齢化している傾向にあるのです。

アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎や喘息、食物アレルギー、花粉症などがあり、中で深刻な問題とされている「食物アレルギー」は、乳幼児を中心に増加の傾向にあります。

アレルゲンとなる「卵、牛乳、乳製品、小麦粉、そば、落花生」などがあり、子どもや親にとって、本来栄養となるべき食物が逆に体に異常をきたし、楽しいはずの食事が異常に神経を過敏にさせ、大変な心の負担になっているのです。

アレルギーの急性症状で死亡することもあるとのこと。

その原因や治療法はまだ解明されていないようであり、ますます深刻化しているのです。

国は「免疫アレルギー科学総合研修センター」を設立し、より効率的な研究が進められており、食物アレルギー疾患の克服が早期になされることが期待されています。

今後の大きな課題は、アレルギーの病状が好転するまで長い期間がかかることと、検査、医療費がかさむことから、経済負担の軽減なども含め、幅広い対応が求められています。

そこで、幕別町のアレルギー疾患の現状と今後の対応について、お伺いいたします。

1、保育所、幼稚園、小中学校の子どもの実態と現状。そして、今後の取組みについて。

2、アトピー相談窓口の設置について。

3、関係職員の研修、養成の実態について、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

食物アレルギー対策についてであります。

順序がずれませんが、最初に私の方から、ご質問の2点目、アトピー相談窓口の設置についてお答えをさせていただきます。

本町におきましては、乳幼児健診や保健福祉センター等で実施いたしております健康相談の場で、アトピー性皮膚炎等の相談を受けている状況であります。

保健師により健康相談におきましては、年に数件ではありますが、アトピーそのものについての相談や離乳食や発育等の相談に併せて、皮膚疾患についての相談も受け付けておりまして、必要に応じ、かかりつけ医への受診を勧めているところであります。

また、乳幼児健診では、問診時にアトピー等の皮膚疾患を疑う相談があった場合には、医師の診断を受け、精密検査の必要があるとなれば指示が出されるというシステムとなっております。

アトピー専門の相談窓口につきましては、専門職の配置やアフターケアシステムの構築が必要となりますが、道内的にも専門医が限られている現状を考えますと、本町規模の自治体におきましては、相談窓口の設置は難しいものと考えております。

なお、厚生労働省の補助を受けまして、財団法人日本アレルギー協会が電話相談窓口を開設いたして

おりますので、これらの周知やきめ細かな情報提供に一層意を用いるなど、現行の健康相談や乳幼児健診の中で、適切に対応をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私からは、ご質問の1点目、保育所、幼稚園、小中学校のこどもの実態と現状、今後の取り組みについてと、3点目の関係職員等の研修、養成の実態についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、保育所、幼稚園、小中学校のこどもの実態と現状、今後の取り組みについてであります。

はじめに、子どもたちの食物アレルギーの実態についてであります。一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器などに生じるアレルギー反応のことを食物アレルギーと定義しており、平成16年の文部科学省の調査では、食物アレルギーの有病率は全国の公立学校の小学生では2.8%、中学生が2.6%、高校生が1.9%であったと報告されております。

本調査における幕別町の実態は、小学生が3.0%、中学生が3.8%と、全国平均をやや上回る結果となっております。現在、各学校におきましては、新学期に家庭状況や通学路などの様子と合わせて、食べ物に対するアレルギーの有無や内容等に関する家庭状況調査票の提出をいただき、実態の把握を行なっているところであります。

この調査票は、保護者の方からいただいた情報でありますので、必ずしも医師の診断に基づくものとは限りませんが、今年の調査票をもとに集計いたしますと、幼稚園では51人中3人で5.9%、小学校では1,705人中112人で6.6%、中学校では864人中30人で3.5%の子どもたちが、食物アレルギー症状を有しているものと推察いたしております。

また、本年11月1日現在における認可保育所での実態は、アレルギー反応のある児童は443人中16人で3.6%、幕別地域のへき地保育所では57人中4人で7.0%、忠類地域のへき地保育所は該当者がいないと伺っております。

食物アレルギー対応でまず必要なことは、食物アレルギーを持つ児童生徒個々の症状や程度等の情報を収集し、実態を把握することです。保護者の申し出などから、症状誘発の原因となる食品を特定するなど、児童生徒の正確な情報の把握に努めるとともに、教職員全員の共通理解による校内での体制づくりを進め、修学旅行などの校外学習における食事についても十分配慮するなど、発症の未然防止に努めております。

また、現状では、原因となる食物を摂取しないことが唯一の予防方法とされておりますことから、学校給食を提供しているへき地保育所、幼稚園、小中学校におきましては、給食センターが毎月発行する「給食だより」の献立表のほかに、対象者に対して、事前にアレルギー物質を含む食材の使用について通知し、保護者の方からの申し出により、日によっては弁当を持参していただくといった対応も行なっております。

なお、学校給食におきましては、アレルギーの原因物質を取り分けることが可能な場合には、児童生徒が自らアレルギー食材を除去して食べないように努めておりますが、給食の際には、担任教師が家庭からの情報をもとに十分な見守りを行い、配慮しているところでもあります。

また、認可保育所におきましては、町の栄養士が代替食品、調理方法等の献立表を別途作成し、保護者に確認したうえで別メニューによる給食、または代替食を提供しているところであります。

今後の取り組みについてであります。共同調理場方式を採用いたしております本町の学校給食センターにおきましては、児童生徒一人ひとりのアレルギー症状に対応した個別食を提供することは、現状の施設形態では困難でありますことから、今後とも、保護者、学校等、給食センターの三者の連携を図り、児童生徒のサポート体制を整備するとともに、発達段階に応じた食物アレルギーへの正しい理解と本人の自己管理能力の育成に努め、学校給食によるアレルギー症状の発症を予防するよう、最大限の努力に努めてまいりたいと考えております。

なお、認可保育所におきましては、現在実施している別メニューによる給食、または代替食の提供を、

今後も継続していくこととしております。

ご質問の3点目、関係職員等の研修、養成の実態についてであります。

十勝教育研修センターでは、毎年、各教科の研修講座以外に養護教諭や学校栄養職員を対象とした講座が開設されております。食物アレルギーの専門家を招いた、食に関する指導の講座においては、その実情と課題についての研修機会が設けられ、本町の養護教諭と学校栄養職員が参加し、知識の習得に努めております。

また、十勝養護教員会においても、毎年の研究大会において食の指導に関する研究討議と実践交流が行なわれており、食物アレルギーへの理解と連携が深められているところでもあります。

こうした中、本年6月には、文部科学省を通じて財団法人日本学校保健会が取りまとめた学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが示されました。

この本ガイドラインを活用し、アレルギー疾患のある児童生徒への対応を適切に行なうとともに、まわりの児童生徒に対しても、食物アレルギーに対する理解と啓発に努めていただくよう、各学校長に対してお願いを申し上げたところでもあります。

学校給食は、みんなで一緒に楽しく食べる体験を通して望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てることなどをねらいとしておりますので、今後とも、関係職員の共通理解と研修を深めることに加え、本ガイドラインが各学校において正しく理解され、効果的に活用されるよう、教育委員会としても、その周知と啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国においては、都道府県の保健師を対象とした、リウマチ・アレルギー相談員養成研修会を平成13年度から実施し、地域の相談体制の充実を図っているところではありますが、市町村の保健師や関係職員を対象とした相談員養成の研修会や講習会につきましては、実施されていないのが現状で、十分なアレルギー対策が講じられていないというのが実情であると伺っております。

とりわけ、専門医が少ない地方におきましては、研修の場が少ないという現状ではありますが、機会を見つけて積極的に研修に派遣いたしますとともに、保健師、栄養士、保育士、調理員、教諭など関係職員それぞれが持つ情報の共有を図り、共通認識のもと、アレルギー対策に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 答弁の順に再質問をさせていただきます。

相談窓口、専門の相談窓口ということではなくて、保健センター等に窓口を設けてはどうかというようなことで質問をしているわけですが、非常に専門医が、この地方には少ないというようなこともあるわけですが、このアレルギー疾患の悩みや困ったとき、あるいはお医者さんに通っていても、受診しながら病状が好転しないという場合があるようです。

どこの病院、どのように行ったらいいかというようなことで、非常に悩むこともあるわけですが、こんなときに、この保健センターあたりに電話をすることによって、速やかにこういうところをこう行けばいいというような、そういう軽易な窓口。これがあればいいというふうに感ずるわけです。

この点、いかがでございましょうか。

さらに、実態等今後の取組みなのですけれども、これについても、さまざまな検診を行っているのですけれども、このアレルギー疾患の検診項目というか、そういうものはあるのでしょうかね、この中には。

なければそれを組み入れて、そしてやることも必要でないかというふうに感ずるわけです。

喘息とかアトピー性皮膚炎とか、これに対応するために、こういう項目もあってもいいのでないかというふうに思います。

それと、この答弁の中にありましたけれども、この食べれない食物というか、そういうのがある場合には、保護者の方から申し出により、日によっては弁当を持参しているというのがあるのですが、弁当持参している子どもたちというのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

また、弁当持ってきたときには給食費は当然とっていないと思うのですけれども、この点もちょっとお伺いしたいというふうに思います。

3点目なのですけれども、関係職員の研修ですね。

この研修についても、実施されていないのが現状だと。

なかなか難しいことだと思うのですけれども。

○議長（古川 稔） 中野委員、一問一答で。

質問、まとめてしないで一問一答で。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） はじめに、相談窓口の件でございますけれども、本町においての窓口というところでございますので、現在は保健福祉センター、それから、札内福祉センター、それから、ふれあい福寿の方で窓口を設置しておりますので。

その中で、窓口については開いておりますので、そちらの方でご相談いただければと思います。

また、20年度中に、今、相談受けているのは、この中で健康相談を含めると、297件ほどあるのですけれども、そのうちアトピーに限った相談としましては、3件ほど相談を受けております。

今後もこの場所で、引き続き受けていくようにしたいと思います。

窓口についての、場所がわからないということでございます方もいらっしゃると思いますので、今後、広報を通じて、窓口がこういうところにありますということも普及していきたいと思っています。

それと、本町の乳幼児健診等で、どのような診察とされているということだと思いますけれども、3カ月、7カ月、1歳半、3歳といった中で、問診を受けて、計測、それから診察、そして、保健師による、今は小児科医によることですが、その後、個別に相談を、保健師だとか栄養士が受けている状況にありますけれども、そんな中で、すでにアトピーということで診断されている乳幼児が、今言った3歳7カ月、1歳半、3歳の中では、29人ほどいらっしゃいます。

また、すでに食物アレルギーということで診断されている方も12人ほどいらっしゃいまして、このような乳幼児がいらっしゃいますので、今後とも相談体制に努めてまいりたいということで考えているところです。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） それでは、質問しなおります。

今の部分につきましては、よく理解できました。

ありがとうございます。

それでは、実態調査の部分ですけれども、定期健診ですね。項目を加えてやることが必要でないかというふうに、先ほど質問したのです。

それと、どれぐらいの生徒がいて、その給食、弁当持ってきている、持参してくる生徒どのぐらいいて、給食費はどうなっているのだというようなことなのです。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご質問のありました弁当持参の件でありますけれども、日によって違いますけれども、平均いたしますと、2件から3件程度でございます。

なお、給食費につきましては、欠食扱いといたしております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほどの、検診の中でアトピーを特に加えることというご質問だと思うのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、アトピーについては、問診の中で小児科医がお聞きしますので、その中で伺えると思いますし、また、個別の相談の中で、保健師だとか栄養士が来ていると思いますので、特にアトピーに限った項目を設けなくても、ご相談には乗れるということで考えております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 関係職員の研修という部分ですけれども、研修等なかなかできない現状にあるわ

けですけれども、このアレルギー疾患というか、こういうものに対しての、理解を深めていくために、まわりにも深めていくためには、どのようなことをやっていらっしゃるのかということなのです。

例えば、保健の教育というか、そういうところに指導項目を設けながら、あるいは、PTA会活動などを利用しながら、要するに、食物アレルギーなどを持つ子どもや親、この悩みを共有できるような部分というか、こういう教育というのはもたれているのかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） どういう場でもって共通認識を持ちながら、児童生徒含めてであります。基本的には、食育の観点から、学校給食を行っている時間帯。

各教室に先生が入っております。

先生は、子どもたちの状況を周知しておりますので、それらの中で、周りの子どもたちも、そういった状況を確認できるといいますか、そういう状況が実際にございます。

あと、なお、父兄の中で、どういうふうに周知、啓蒙していくのかということについては、特段のものはありません。

ありませんが、それぞれの症状によりまので、個別にかかわる指導というようなこともありましようし、あるいは、保護者の方から子どもに十分教育をする。

そういう連携が主なものとなっております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） アレルギー疾患問題というのは非常に難しい課題でもあるわけですが、どこの自治体でも悩んでいるようでございます。

医療機関も、アレルギーやアトピーの専門医が非常に少ないということもあると思うのですけれども、大変難しいのが実態ではないかと思えます。

アレルギー疾患も早期発見・早期治療というようなことがとても大切なことだというふうに言われております。

そのために、住民に最も身近な自治体で取組むのが必要だと。この町にはないと思えますけれども、喘息でいじめがあって、受けて不登校になっている子どももいるというようなことも言われているわけです。

また、食物アレルギーを理由に、入園を拒む公立の保育所などもあとを絶たないというふうなことを言われているわけです。

町としてできるところから取組んでいくことが、住民へのサービスでもあり、最も重要なことだと考えております。

各検診があるわけですけれども、そのときにそれらを把握して、その上で相談に乗ったり、あるいは、症状に応じたアドバイスをしたりできる体勢づくりが最も必要なことではないかというふうに感じておるわけです。

さらに、給食においても、牛乳を飲めない子どもたちがいるようですけれども、これに対してはどのような対応をされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先般の議員協議会でもご報告を申し上げましたが、学校給食運営委員会の議論の中で、値上げと同時に付帯意見が付されております。

その付帯意見の中に、やれるものからアレルギー対策に取組むべきだということがありまして、特に、現況においては、牛乳にかかわってはやれるのではないかと。検討していただきたいという付帯意見が付いております。

そんなことから、次年度以降実施すべく、今、これからの新年度予算に向けて、協議・検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） すでに実施されている自治体もあるわけですが、牛乳飲めない子どもたちに

は、ほうじ茶というか、お茶を提供しているところもあったり。

あるいは、別給食をつくって、アレルギー対策をしているところもあるのですけれども。

別給食というのは非常に難しい取組みだと思うのですよ。

なかなか食材が混じったりしないように、別につくる関係もあって、非常に難しいこともあるのですけれども、こういうようなことを実施しているところもあるわけです。

いずれにいたしましても、この最後の部分ですけれども、広報まくべつに健康づくりホットラインと
いうのがあるのですけれども、これには全く、このアレルギー対策とかそういうのは出てきたことはな
いのですけれども、こういうのも活用していただきたいなというふうに希望いたします。

また、これで終わるわけですけれども、食物アレルギー対策については、今後、本当に町として積極
的に取組んでいただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 答弁いいですか。

以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(10:49 休憩)

(11:05 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、金融危機による不況対に環境設備を、質問いたします。

政府は、11月の月例経済報告で、景気判断を2カ月連続で下方修正に踏み切り、12月以降に一段と悪
化すると示しました。本町の商工業者は、年末年始に向かい、金融機関の融資姿勢が一段と厳格化する
ことを心配しております。

また、地域経済の動向を左右する密着型の企業として、今一番の対策を望むことは、雇用の確保のた
め仕事がほしい。この声が圧倒的に強い。そこで環境宣言をおこなった町として、真の脱炭素社会を目
指す新しい町づくりと、公共事業を組み合わせた幕別版ニューディール政策を計画実施し、地域振興の
ため、また、景気浮揚策となるのであれば、町民に理解をされるとの考えで3点についてお伺いいたし
ます。

1点目、温室効果ガスを出さないで移動をする町をつくる。

過去において、旧途別川沿いに札内と幕別を緑と水で結びたい、自然を眺めながら自転車で行き来で
きるようなことを研究すると示されたことがありました。環境派の町長として、この緑と水の回廊サイ
クリングロード案を実現すべき時代が来たと考えられないでしょうか。

2番目、幕別跨線橋が開通します。平和通りの車の交通量は激減します。

そこで、4車線の車道の有効利用のため、安全安心な自転車道に一部を改修して、ここを起点として
道路用地幅の比較的広い幕別本通り、駅前通り、幕大線糠内通りを自転車でスローな移動のできる通り
につくり変えて、商店街に人の姿をとどめる考え方はないか。

3番目、景気浮揚策として、地域新エネルギー導入促進事業であるメガソーラー供給用発電系統安定
化等案証研究に町として積極的に取組み、将来的には環境宣言をした町にふさわしく、次世代ソーラー
パークをつくるという企業起こしの先導的な役割をとる考え方がないか。

以上、3点について町長の考え方を伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

金融危機による不況対策に環境投資をについてであります。

世界的な金融危機、原材料や原油の高騰、さらには近年の公共事業削減の影響などにより景気が後退
し、多くの業種において大変厳しい状況下にあるものと認識いたしているところであります。

このような中、本年7月の洞爺湖サミットでは、二酸化炭素の排出量を2050年までに半減する目標を

掲げ、低炭素社会の構築が必要であると示されたところでもあります。

ご承知のとおり、本町では二酸化炭素を削減する取組みを町民とともに進めるため、本年9月に町議会の決議を受け幕別町環境宣言を発信したところでもあります。

ご質問の1点目、緑と水の回廊サイクリングロード案の実現についてであります。

本計画は、平成元年度の帯広圏総合都市交通体系調査の中で、交通事故の危険性、排気ガス、騒音、省エネルギーなどの対策の観点から、自転車交通の効用が再評価され、利用可能な河川敷地やその他公共的な空間について有効利用を図り、レジャー・スポーツにも対応したネットワークを構成することとして、本町では、お話ありましたように幕別・札内間の旧途別川と町道幕別札内線から帯広環状線に至るルートや国道38号線、さらに十勝川右岸築堤を通るルートなどが位置付けされたものであります。

本計画の整備につきましては、平成3年度から平成7年度にかけて、幕別札内線交通安全施設整備事業において、自転車道・歩道の中で緑の回廊としての道路植栽を含めた整備を行い、同時にネットワーク関連施設の休息スペースとして、四季の水辺公園、4カ所をポケットパークとして整備を行なったところでもあります。

また、十勝川右岸築堤ルートにつきましては、札内川河川緑地のゴルフ場施設の利用促進として、開発建設部の事業により札内橋上流から十勝中央大橋までの間の整備がなされるなど、旧途別川のルートや十勝川の相川地区は未整備となっているものの、一定のネットワークは構成され、通学や散策、ウォーキングなど多くの方々に利用されているものと考えているところでもあります。

ご質問の2点目、平和通等の車道の一部を自転車道に改修することについてであります。

幕別地区立体交差は、本日12月10日からの供用開始により交通環境は大きく変化し、幕別大樹線や平和通などは特に影響が大きいものと考えております。

ご質問の平和通は、隣接する小中学校の通学や公共施設利用者などの交通安全を考慮した場合、現在の道路構造、車道が2路線、中央分離帯、さらには自転車道、合計36メートルの幅員の道路であります。したがって、これを改修するというのはなかなか難しいものがあるのだろうというふうに考えております。

なお、商店街を含む日常的利便施設や公共施設を自転車道などで機能的にネットワークが図れるよう配慮することは、商店街の活性化と安全安心なまちづくりには、大変重要なことであろうと認識をいたしているところでもあります。幕別本通りや駅前通りは、自転車および歩道としての一定の整備は終えてはおりますが、今後の状況なども見極めながら、活性化につながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、メガソーラー実証実験の取組みと、企業起こしについてであります。

ご質問の要旨にありました実証研究につきましては、大規模な太陽光発電の実用化に向けて事業性確立の検証を行うために、NEDO、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が、北海道電力と稚内市に委託して平成19年度から実施している事業であり、山梨県北杜市においても同様の実証研究が行なわれているようでもあります。

国では、二酸化炭素排出量抑制のために、太陽光発電の国内導入量を2020年までに、現在の10倍に引上げる目標を掲げております。

この国の目標を受けて、国内電力会社10社が加盟する電気事業連合会におきましては、2020年度までに全国30カ所で太陽光発電設備を建設する方針で、既に関西電力や九州電力などでは具体的な計画を発表しており、北海道電力においても同様の構想を持っているところというふうに伺っております。

ご質問にあります太陽光発電などに関する研究や企業を核とした地域振興策につきましては、この環境宣言の理念に沿っているうえ、経済対策や雇用対策のうえでも重要なことであろうと認識いたしております。

今後、可能性などについて十分調査を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番(藤原 孟) それでは、再質問させていただきます。

この水と緑の回廊という我が環境ということが言われる20年ぐらいも前から先輩たちが語っていたと。まさしく環境という問題を、先輩が大切に考えているなということすばらしいなと私は思いながら質問したいと思います。

最近、自転車振興を目指すということは、文明の証であるとまで言い切る市長がおります。

CO2の削減社会を目指すために、いろいろな言葉が示されております。

その中で、政府は、地域基盤創造交付金として、新たに1兆円のお金を創設すると示されました。

この公共事業投資が決定されたのであれば、町長は積極的に幕別に点在する観光場所の点と点をサイクリングロードで結んで、仕事をつくることや、また、未整備であります相川地区の中心になります最近できました新しい魚道観察室、これを新しい観光地として、その中心として、札内の春日と、また、幕別の本町を結ぶルートの考え方。これも大いに進めるべきでないかと考えております。

まず、この1点、お伺いたします。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 自転車が見直されているのはいろんな場面で私もお聞きしますし、十勝支庁なんかは、支庁長以下、自転車が公用車替わりだというようなことを言われておまして、そういう意味では、そういう活用がこれからもますます盛んになってくるのだろうというふうに思っております。

お話ありました魚道観察室等、いわゆるエコロジーパークにおきましては、ご案内のように、エコロジーパーク内に自転車が配置されておまして、一定のコースが設けられておまして、活用はされているようであります。

また、幕別札内線、先ほども申し上げましたけども、あの道路を例のふるさと創生基金の1億円で整備させていただくときに、一定のサイクリングロードも含めた中で、自転車道、歩道の整備を行い、併せて、四つのポケットパークをつくって活用していただく。それ以前の計画、平成元年にできた計画は、旧途別川沿いにロードを設けるといような計画であったものが、そういったことの進み具合で、一定の整備が進められてきたのかなというふうに思っております。

もちろん、引き続き、まだまだ町内いろいろなルートをつなぐということは可能であろうというふうに思っておりますので、引き続き調査をしながら、また、有効な財源活用にも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原 孟) それでは、2番目の平和通りの件につきまして、本日は幕別跨線橋が開通いたしました。

この交通網の変化で、車の交通量がどのぐらい本当に変わるか。

そこで、まず、平和通り、それから、本町商店街の影響というものを、これは調査する必要があるのではないかと思います。

当然その準備はできているのではないかと思いますので、いつごろ、どの場所で、もしできているのであれば、それも含めてお答え願いたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 本日午後2時に、幕大線立体交差が開通するわけでありますけども、お話ありましたように、このことによって、恐らくは平和通りから1本南側の南1号通りあたりが大きく交通量が増えていくのではないかとというようなことが予測はされております。

同様に、札内地区も10時からと言っていましたので、開通されたのかと思いますけれども、これらについても相当交通量の変化ということがでてくるのだろうというふうに思っております。

今の段階で、まだいつの時点、どの時点でどういう調査をするかということには聞いておりませんし、町自体としてもまだ計画は持っておりませんが、道道であります。十分土木現業所等とも調整をしながら、今後に向けて対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原 孟) ぜひ、商店街の、やはりお客さんの集客のこともありますので、調査していただきたいと思います。

特に、私の心配するのは、この町の商店街から人が消えました。

店も消えました。

この後、車が消える。そういうことになった。

しかし、これも現実だろうと思います。

その対策として、脱炭素社会のシンボリックな新しい形のまちづくり。これを目指すと、町長が宣言していただければ、これから厳しい年末年始を向かえる商工業者にとって、精神的に力強い言葉となるのではないかと思います。

ぜひ、町長から一言、力強い言葉があればと思います。

よろしくをお願いします。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) はたしてそういうふうになれるかどうかわかりませんが、環境派町長って名前をいただきましたので、それらに向けて最大努力をしてみたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原 孟) それでは、3番目に入ります。

このメガソーラープロジェクトというのは、新聞でも報道されましたが、帯広市が北電に設備誘致を模索しているということです。

当然ながら、本町の新しくできました担当、企業誘致係も熱意をもって行動しているのではないかと考えております。

この物件に対して、途中経過、また、見直しについてお答え願いたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) メガソーラーの実証研究については、大分前でしたでしょうか、新聞報道がありまして、帯広市で手を挙げるとかというようなことがありました。

実は、私どもでも、昨日、札幌の方へ出向きまして、担当の方が北電の方に接触をさせていただきました。

まだまだ計画段階であるということでもありますので、今後どうなるかはわかりませんが、十分これらの動向の推移を見ながら、町として対応できるものは対応してみたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原 孟) 多分、昨日ということでしたら、恐らく50番目ぐらいの順位がついたのでないかと私は思います。

それはさておきまして、今一番将来性があり、魅力的な環境型事業、他の市町村に進出されることを我々は黙ってみているわけにはいかないと思います。

そこで、電力業界の分析を専門的に行うため、産業クラスター的な研究会をつくり上げ、強烈にこのプロジェクトを景気浮揚策として進めるべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 前段申し上げましたように、まだまだ計画段階で、具体的な動きがないということでもありますので、私どもも、前段申し上げましたように、十分これらの動向を見ながら、町としてどういう対応ができるのかを検討していかなければならないのだろうというふうに思います。

クラスター的な研究会の立ち上げ、これらも必要に応じては大事かと思いますが、まず今は、本当の初期の立ち上げという状況でありますので、それらを踏まえながら、今後、町としての対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原 孟) 続きまして、次世代ソーラーパーク構想につきまして。

本町においては、50ヘクタール以上の開発を希望する地区が何点かあると過去にも新聞に出て大騒ぎしたことがあります。

この解決にもなり得るわけですから、行政が先頭に立って、企業を起こす。いわゆる明確なターゲットをもって、企業誘致より起業起こしを取組むべきでないかと考えております。

特に、今日の新聞によりますと、20兆円の経済対策の検討の中で、環境分野が非常に予算がつくという報告があります。

それを、特にその新エネや省エネの普及を促進すると書かれておりますので、NEDOや、また、ソーラーメーカー。それと、本町の電気業界、共同で早急に仕事起こしをするべきでないかと考えます。

お伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ソーターパークという言葉自体がすごくなじみのある言葉でないので、私も詳しい内容はわかりませんが、いわゆるいろんな太陽光発電をするためのパネルなんかがたくさん並べられて、その周辺がそうした開発をすることによって、当然パネルがあるということは、蓄電する施設だとかいろんなものができてくるということになるのでしょうか、正直言って、これらはまだまだ私どもにとっては緊急というか、未知の段階でありまして、今もお話ありましたように、いろんな方のご意見や、あるいは、企業なんかのお話などを聞きながら進めていかなければならないものだろうと。

研究していかなければならないものだというふうに思いますけども、ただ、これらははたして町として担う役割がどこまであって、企業にどういう部分をお願いしていくのか。いろんなことがこれから想像されるのだろうと思いますので。

まずはお話ありました、ご提言いただきましたことについて、調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは最後ですけども、政府はこの今の金融危機を100年に一度といいます。

しかし、我が町の歴史でいいますと、100年とは開町以来の静かなる大災害ではないか。そう認識しております。

この事業の財源に、本町の台所にあります埋蔵金、いわゆる備荒資金2億円を使い、今こそ事業を起こす。この時期使わなくていつ使うのかと、町長に質問をしたいと思います。

明解な答えをひとつよろしく申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 備荒資金の目的は、今までもお話してまいりましたように、それぞれの目的を持った基金でありますから、それが活用できるかどうかはこれからの話だというふうに思います。

ただ、決して備荒資金だけでなく、基金はいろんな基金があるわけでありまして、それぞれの目的に沿った中で、基金は活用していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 通告にしたがいまして、次の質問をいたしたいと思います。

肥料飼料高騰対策及び農業振興について。

昨今の農業をとり巻く環境は、飼料価格や肥料価格等直接生産に結びつく資材費の高騰が農業経営を大きく圧迫し、大変厳しい状況にあります。

こうした状況の中では、個々の経営努力では限界であり、大きな対策が求められるところであります。これらの対策については、基本的には国が責任をもって講じなければならないのは勿論であり、国においては、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業として、500億円の補正予算を成立させたところであります。また先般、北海道においても肥料・燃油高騰対策として10億2,500万円の補正予算を組んだところで、

町としても何らかの対応をすべきであると考えますが、以下、次の点について伺います。

一つ目は、国、道が対策としている肥料・燃油高騰対策の内容についてであります。

二つ目は、肥料価格が高騰する中で、有機質肥料、堆肥なのですが、見直されていますが、現在、町が行っている、ふるさと土づくり支援事業の拡充についての考え方について伺います。

3番目は、畑作、畜産を問わず、農業経営そのものが厳しい中になって、運転資金の借入れに対する利子助成など経営に対する支援についてお伺いをいたします。

4点目は、農業振興なのですが、農産物の付加価値を高めるための対策として、町内に食品関連企業の誘致についての質問をいたしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

肥料飼料高騰対策及び農業振興についてであります。

昨今の農業を取り巻く情勢は、配合飼料や肥料など生産資材の価格の高騰が農業経営を圧迫し、いまだかつてない深刻な状況にあるものと考えております。

とりわけ、飼料価格の高騰の影響は早くから表れており、町といたしましても、本年度、畜産緊急支援対策として、生乳生産基盤確保支援資金利子補給事業、自給飼料基盤強化対策事業、あるいは町営牧場入牧料の減額措置についての対策を講じたところであります。

ご質問の1点目、国、道が対策としている、肥料・燃油高騰対策の内容についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、国は、本年10月に肥料・燃油高騰対応緊急対策事業として総額500億円の対策を打ち出したところであります。

事業の内容につきましては、特に肥料対策について申し上げますと、化学肥料の使用量を2割以上低減する農業者グループに対しまして、肥料の増加分の一定割合を助成するものであります。

具体的には、農協の営農部会など3戸以上の農業者のグループが、土壌診断に基づく施肥の効率化など化学肥料の2割削減に向けた取組みを行う場合に、平成20年肥料年度分の肥料費の増加分に対し、7割を助成するものであります。

助成金の交付時期につきましては、来年1月までに地域の協議会を通じて、事業主体である北海道肥料・燃油等高騰対策協議会に交付申請を行い、3月末までには事業実施者である農業者のグループに助成金が交付される見込みであります。

また、北海道におきましても、先般、肥料・燃油価格高騰緊急対策事業として10億2,500万円の対策を打ち出したところであり、内容的には国の対策の7割助成に1割分を上乗せ助成するものであります。さらに、ホクレンなど農業団体におきましても、独自対策として1割程度の助成がなされるものとお聞きをいたしておりますので、最終的に農家の方の増加分の負担は1割程度に軽減されるものと考えております。

ご質問の2点目、ふるさと土づくり支援事業の拡充についてであります。

ふるさと土づくり支援事業につきましては、土地生産性の向上を図り、安定的な農業経営を確立することを目的に、平成8年から実施している事業であります。

内容的には、良質な堆肥を生産するための堆肥の切り返しに対する補助、あるいは、幕別地区における堆肥の購入に対する補助、さらに忠類地区における緑肥作物種子の購入に対する補助の3本立ての制度となっております。

ご質問の事業の拡充についてであります。この事業は化学肥料の低減による生産コストの抑制のみならず、環境にやさしい農業という観点からも非常に有意義な事業であると認識しているところであります。

しかしながら、現在の制度が幕別地区の堆肥、忠類地区の緑肥作物種子と町内の制度が統一されていないことなどの課題もありますことから、農家の方がより利用しやすい制度になるよう、ゆとりみらい21推進協議会など関係機関との協議を行ってまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、農業経営に対する支援についてであります。

厳しい経営環境にあつて、当面の経営の資金繰りとしてできるだけ有利な運転資金の借入れを希望される農家の方も多いためと思っております。

農業経営の維持のために借入れすることができる制度資金につきましては、日本政策金融公庫が融通する、セーフティネット資金がありますが、国は、平成20年度、21年度の2カ年の措置として、一定の要件を満たした場合、金利負担の軽減措置を講ずることとしたところであります。

また、JA北海道信連が主体となり、JAバンク北海道が創設した、JA農業経営緊急支援資金につきましても同様の資金であり、利率等の詳細は各農協が定めることとなるというふうにお聞きをいたしておりますが、町としてできることについて農協等、関係機関と十分協議をさせていただきたいというふうに考えております。

ご質問の4点目、食品関連企業の誘致についてであります。

十勝の農業の振興を考える上で、その付加価値を高めることは大変に重要な課題となっており、生産基地と製造拠点が密接に連携し、効率の良い生産体制が図れることは最も望ましい形態であり、原材料を生産する農業経営の安定にも寄与するものと考えております。

幕別町におきましては、各農協が付加価値を高める研究を実施しているほか、冷凍野菜を生産している食品会社や乳製品を製造する工房などがありますが、既存企業で新たに冷凍野菜の加工販売を計画しているとの情報や、野菜をパウダー状にした製品を製造している企業が本社を本町に移転したことから、それら製造工場につきましても、本町に働きかけをしてまいりたいというふうにも考えております。

また、企業立地促進法に基づく帯広市ほか6町で構成する、帯広十勝地域産業活性化協議会が申請いたしております産業活性化基本計画が12月中に国の同意を得られる見込みとなり、関連する町条例を改正し、その優遇措置を活用した企業誘致を平成21年度より開始することとなります。

この優遇策を契機に、農業生産基地である十勝・幕別町を積極的に売り込み、食品関連を中心とした企業誘致に一層努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目からなのですが、北海道肥料燃料等価格高騰対策推進協議会。これは行政とのかかわりではどういったことになるのでしょうか。

とりあえずお願いいたします。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 今回の国の事業、肥料燃油高等対応緊急対策事業の事業実施主体であります北海道肥料燃料等価格高騰対策推進協議会につきましては、構成団体が、JA北海道中央会、ほくれん、JA北海道振連、それと北海道という構成になってございまして、行政といたしましては、北海道が園構成団体として一緒になって、農協団体と一緒に立ち上げた組織でございまして。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、幕別町に置き換えますと、JAだけで、幕別町役場はあまり関与しないというようなことになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） この事業につきましては、今申し上げました事業実施主体である北海道肥料燃料等価格高騰対策推進協議会が事業実施主体になりまして事業を行っていくのですが、幕別町につきましては、地域の協議会を設立あるいは既存の協議会を使いまして、事業実施者である農業者のグループからの申請の取りまとめですとか、あとは確認ですとか、そういった事務的な作業を行うという中身になっております。

現在のところ、その地域の協議会につきましては、既存の担い手育成総合支援協議会、幕別町担い手育成支援協議会を予定してございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番(牧野茂敏) 係わりから言うと、あまりいないというような判断になるのですか。

どれぐらい係わっていくのかというようなことで。

○議長(古川 稔) 農林課長。

○農林課長(菅野勇次) 事業実施者は、答弁の中身にもありますように、農業者のグループになるのですが、そのほとんどが農協の組合員さんということでございますので、農協が実質的に事業実施者と、一体になるということでございます。

農協さんが作成いたしましたその申請書類ですとか、そういったものの取りまとめ、あるいは、その事業の確認等の事務的なものを協議会、幕別町では幕別町担い手総合支援協議会の方で行う予定でございます。

○議長(古川 稔) 牧野議員。

○9番(牧野茂敏) わかりました。

それで、先の定例会で土壌診断のお話が出て、町でも助成してはというような、一般質問にあったわけなのですが、この辺については、今回は国費でできるというふうなお話もあるのですが、この辺の確認はどのようなことになっているのでしょうか。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 土壌診断につきましても、国費の対応がございます。

それに加えて、農協連あるいはホクレンの助成もあるというふうなことで、今年度の土壌診断については、かなりの部分、国費で対応ができるというふうな確認をしているところであります。

○議長(古川 稔) 牧野議員。

○9番(牧野茂敏) それで、今回は緊急対策でありますから、国費、ほとんど、手出しはないわけになるわけなのですが、肥料は今、高止まり傾向にあると思います。

今後、町としては緊急対策でなくて、継続的に土壌診断等については、補助事業などとしては扱えないのでしょうか。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 現状におきまして、各農協さんで土壌診断の助成を実施している。

さらに、先ほど申し上げましたように、農協連も通常3,000円かかるところの1,000円を助成しているということがございますので、まずはそちらの方の対応をみていきながら、町としてかかわることが必要になるのかどうなのか。この辺は農協さんとも協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状では、今の農協連、あるいは農協の助成によって対応が可能なのかなというふうな考え方でおります。

○議長(古川 稔) 牧野議員。

○9番(牧野茂敏) 今後の推移を見てということなのですが、高騰分に対しての私の質問の中で、町として緊急的にどう対策していけるのかという質問をさせていただいているのですが、町としてはこの対策については特別考えていないというお話になるのでしょうか。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) ご答弁でも申し上げましたとおり、まずは国が7割を補てんをしまして、それに道とホクレンをはじめとする農業団体が1割ずつということで、合計9割の補てんが出せるところであります。

これに加えまして、各農協においても、形、やり方かなりまちまちではあるのですが、補てんをするというふうなことになっておりますので、さほど現状の意図は、農業者の直接的な負担というのは大きくならないというふうに考えておりますので、町としては、今回については、そちらの方にお任せしたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 牧野議員。

○9番(牧野茂敏) 国が7割、2割が道系統ということなのですが、ただ、一つ問題なのは、商系等の肥料を使っている方なのですよ。

系統からは助成金が出ませんから、1割分はこれからカットされるという。

反面、不公平といえ不公平なのですけども、系統ではいろいろ出せるのですけども。

こういう商系の人、どうすればいいのかというような、私もわかりませんけども。

あまり均一でないことは確かであると思います。

これには何かありますか。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 肥料の関係なのですけども、農協系統から購入されている方、あるいは、商系から購入されている方それぞれいらっしゃると思いますけども、商系についても対象にならないということではなくて、商系についてもこれは国の対策の対象になり得るものですから、今その取りまとめを農協の方でやるのか、商系の方でやるのかという部分が、まだ詳細について見えていないところはあるのですけども、いずれにいたしましても、商系であっても対象になり得るということでご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） ちょっと質問の仕方が悪かったのでしょうか。

国の中の7割の中には含まれているのはわかるのですけども、あと、道の1割、残りの2割なのですけども、そのうちの1割が系統は出しますよということですから。その分の1割が商系の人にはもらえないということをおっしゃったのですけども。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 確かに、国あるいは道の対策の対象にはなるのですけども、問題は、農協の対象にならない。その部分についてというご質問だろうというふうに思いますけども、これ、なかなか分けて、実際に商系の部分で幾らかかって、それをどう補てんするかって非常に難しい問題があります。

例えば、単価を捉えて、定額で何十円という方法もあるのかもしれませんが、非常に町が申請を受けてそれを確認して、さらにそこに幾らを補てんするかというのは非常に難しさがありますので、そこら辺は、農協さん、確かに補助はないのですけれども、現状では、町としても難しいのかなど。

助成というのは難しいのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） そういう話でありますので、1点目は終わらせていただきたいと思います。

次に、2点目の堆肥の助成なのですけども、ふるさと土づくり支援事業、これは限度額だとか補助単価ですね。

これは決まっているわけなのですけども、この辺の上乗せというようなことは、今は考えていないということになるのでしょうか。

それと、この幕別地区の堆肥、忠類地区の緑肥、3点ありますか。堆肥と堆肥購入、切り替え。

これが統一されていないというこの課題も書いてあるわけなのですけども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 現行の補助率の上乗せということでもありますけども、例えば、堆肥の農協斡旋の購入に例を挙げて申し上げますと、町、農協とも15%の補助をしているわけでもあります。

私ども考えておりますのは、他の町の単独施策としては、町4分の1、25%、農協25%、農業者半分ですから50%と。

これに合わせたいなという思いはあります。

そういう中で、現状15%の助成率を、25%にいきなり持っていくことによる、もちろん町の負担もありますけども、農協さんの負担もかなり増えてくるというようなことがあります。

農協さんについては、今年度、燃油肥料高騰対策でかなりの支出額、来年にかけてを予定されている中で、現状においては、これ以上の負担というのはなかなか難しいなというお話もお聞きしておりますことから、先ほど申し上げた基本的な補助率というものを目指しながら、どういう形でそれを段階的に引き上げていくなり、どういう形で制度見直しをするかということにつきましては、今まさに農協さん

とお話をさせていただいている段階でございます。

それと、現状においては、堆肥については幕別、緑肥については忠類というような形になっておりますけれども、やはり緑肥を使っている忠類におきましては、堆肥も使いたい。

堆肥を使っている幕別についても緑肥を使いたいという要望はかなりございます。

やはり制度としては、農業者が使いたいような制度を目指す。使いやすい制度を目指すということが基本でありますことから、これについても選択性が取れないかなという方向で検討を進めているところでございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 部長の方から25%を目指すという大変いいお答えをいただきましたので。

これについては、本当に堆肥などは科学肥料減らすには有効的な効果だと思っておりますので、ひとつその方向でやっていただきたいと思っております。

それでは、もう一つなのですが、これも先般の一般質問で出ました火山灰の購入に対する助成等につきまして質問があったわけですが、さらには私の方から、これ、補助金をつけることができないのか、ちょっとお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 火山灰の購入につきましては、現状、幕別農協あるいは札内農協それぞれが業者と単価契約を結びまして、農業者の方に、組合員に斡旋をしているという状況にあります。

忠類農協についても、同じような形はとっているのですが、やはり運搬費の関係からかなり割高になっているということがございます。

そういう中で、町内に業者がございまして、そことお話をさせていただいて、従来よりは安くなるような形で単価契約が結ぶことができないのかどうかということ、忠類農協ともども協議をしておりますので、遠からず遅からず、決まった、契約が整った単価でお知らせができるのかなというふうに思っています。

現状そのように農協が各事業者と契約している中で、これを全て補助対象にするというのは非常に難しいのかなと。

やはり営農の範疇の中で、ある程度農業者の方にやっていただくことの方がふさわしいといいますが、そうしていただきたいなという思いがありますので、これまで補助に含めて、補助制度を起こすということは、現状では考えておりません。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 補助までにもならなくても、安い単価で供給されれば大変いいことではないかなと思っております。

○議長（古川 稔） この際、質疑の途中でありますけれども、13時まで休憩したいと思います。

（11：55 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、引き続き質問させていただきます。

3番目の農業経営に対する支援についてでございますけれども、本年度行われました生乳生産基盤確保支援資金利子補給補助金。これについては、1年限りというような予算のときのお話だったように思うわけですが、これについて継続されるのかどうか。

といいますのも、乳牛の規模というのは大変多くなっているとお聞きいたしておりますので、その辺についてはどのように進められているのか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 生乳生産基盤の支援につきましては、20年度限りということでありましたけれども、今の生乳生産の状況が、今年をベースにして、さらに来年、3%程度増産できるといったことか

ら、農協から非常に強い要望が出されておりますので、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） ぜひ、そういった方向で進めていただきたいと思います。

それともう一つなのですが、先ほど答弁の中で、JA農業経営緊急支援資金って、本年秋に出ているわけなのですが、これについても答弁書の中では同様の資金であり、利率等々と書いてあるわけなのですが、これについては町としてはどのような対応をされるのですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） JAの関係の資金の利子補給について、実は先般、札内・幕別両農協から、担当専務もお見えになりまして、協議をさせていただきました。

大変厳しい時代にあるというようなことで、私どもとしても、できるだけ助成、昇給について前向きに協議をさせていただきたい。そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 前向きにということでございますので、ひとつそういった方向で進めていただきたいと思います。

4番目の食品関連企業なのでありますけれども、これにつきましては、高騰対策と直接関係はないわけなのですが、幕別町の野菜生産、先の議員会主催の研修会でもありましたように、大変全道的に見てもシェアが大きいというようなことで、ぜひ、食品関連の企業を、私どもの町に誘致してほしいというところであります。

立地条件からいいますと、帯広市、芽室町、音更町、ほかの企業に誘致するには、他の町村の方がかなり有利な条件にあると思われまます。

それで、本町といたしましては、やはり食品関連が一番いいのではないかと。このように思うわけなのですが、答弁にもございますように、この辺の進め方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も農業に関連した企業の誘致ということでは、いろいろなところをお願いしたり、機会あるたびにお話をさせていただいているわけでありまして、さらに一般の企業とは違った面の優遇策というものが、はたして必要なものが出てくるのかどうか。

あるいは、それらも踏まえた中で、これからは企業誘致には努力をしていきたいというふうに思っております。

それとまた、先ほどちょっとお話させていただきましたけれども、既存企業の中でも、冷凍野菜等の生産。あるいは、パウダー状にした粉にしたような、野菜を粉にしたような食品会社が、西町にも進出されたというようなこともありまして、そういったことも含めながら、着実とは言いかねますけれども、少しでも増えていって、誘致が成功していればありがたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それと、先ほど産業活性化基本計画が12月中に国の同意を得られるというようなことで、町条例を改正して、その優遇措置を活用したいというようなお話なのですが、この優遇措置についてはどのようなことを指されるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 優遇措置につきましては、進出企業の固定資産税等の課税免除、それから、開発行為上の緑地の面積の緩和というようなものでございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） わかりました。

そういったことで、ぜひ、町の財源確保といった意味からも、工場誘致には全力を挙げていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁委員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基きまして、今後の広報まくべつについてのそのあり方について質問いたします。

第5期幕別町総合計画第1章第4節に、「住民にやさしくわかりやすい行政の推進」の中で、住民に密接に関連する事業やサービスについてわかりやすく的確な情報提供に努めますと明記し、広報、広聴活動の充実のところでは、子供から高齢者まで親しんで読んでもらえる広報誌づくりを進めますとあります。

広報幕別については今の形にするまでについて、色んな議論がなされ、努力がなされてきましたが、協働のまちづくりの推進のためや事業コストの面からも、今後、そのあり方について見直していく必要があると考えますが、次の3点について伺います。

1、もっと町民の目線に立った広報であるべきだという町民の声があります。

広報づくりに町民の参画を考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

2、業務について民間に委託できる所は委託すべきだと思いますが、どうでしょうか。

3、町民にもれなく情報を提供するのが広報の基本的な、一番大切な役割であると考えます。

広報の配布の方法を見直す必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

今後の広報まくべつのあり方についてであります。

ご質問の1点目、町民の参画による広報作成についてであります。

町民の皆さんが必要とする情報を的確にわかりやすくお伝えする努力は、これまでも広報担当のみならず、全ての部署において取組んでいるところであります。

町民参加の広報紙づくりという点におきましては、町民の皆さんから寄せられた情報を広報担当者が直接取材したり、マスコミへの情報提供を行なってきたり、編集に対するご意見は紙面づくりへの参考とさせていただいております。

他の自治体では、モニター制度を導入したり、企業やNPOなどとの協働によって広報活動を進める試みも見られるようになってきており、こうした先進事例も参考に、町民参加の広報づくりを今後も検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、民間委託についてであります。

広報紙の作成につきましては、従来は町で原稿の作成と紙面の構成を行い、その後のレイアウトや校正、印刷、納品までを業者をお願いしておりましたが、効率的な編集とコスト軽減を図るため、平成16年度に広報編集システムを導入したところであります。

このシステム導入により、レイアウトまでの作業が町で行えるようになり、従来に比べ、年間約200万円の節約になったほか、作業工程を短縮することが可能になったと認識いたしております。

費用対効果も考慮しながら委託に取組んでいるところであります。

また、広報紙作成に係る全面的な民間委託につきましては、全国的に見ますと先進的に取組んでいる自治体が出てきてはいるものの、まだまだその事例も少なく、管内においても取り組む状況はないと捉えているところであります。

本町においても、今後も効率的な編集とコスト軽減に努めながらも、当面、現在のシステムを活用しながら、広報紙の作成にあたってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、広報の配布方法の見直しについてであります。

広報紙の配布につきましては、本町では基本的に公区を通してほとんどの世帯に配布いたしておりますが、一部に未配布世帯もあるところであります。

この未配布世帯については、町内会未加入世帯のうちの一部であり、この対応といたしましては、コ

コンビニやコミセンなどにも広報紙を置いているところでもあります。

広報紙の配布については、管内においても、町内会や公区を通して配布しているのが多いと認識しております。

未配布世帯に対しては、本町と同様に公共施設やコンビニに設置したり、あるいは個別配布を行っているところもあるようでもあります。

広報紙を漏れなく配布するために、業者による配達や郵送などの手法も考えられはいたしますけれども、費用の観点からも現在の手法が適当であるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

一番目の町民の参画による広報の作成についてとありますが、私どものところに、町民の声が寄せられておりますのは、町民の目線に立った広報というふうなことが寄せられてあります。

さまざまにご意見を伺いたしましたら、行政側の一方的と申しますか、どういう情報提供という形であって、そのどこか町民の思いなり声なり活動なり、具体的なそういうものが広く知らしめられるような形になっていないのではないかとというそういう声があったことであります。

ご答弁の中に、的確にわかりやすくお伝えする努力をされていらっしゃる。

この間、12月の広報もそうではありますが、行政報告の解説等も示されてありましたけれども、どうしても解説自体も難しいというふうなことでございまして、そういう行政用語のわかりやすいその表現の仕方だとか、そういうふうにご意見も中にあったことでございまして、私もそうだなと思うので読ませていただいているのですけれども、やはり難しいなという思いのところが多々あるように思われることであります。

その目線というところでは、そういうところが大切であろうかと思うのでありますが、その、例えば、町内会だとかそういう自主的にいろんな活動をされていらっしゃる、そういう団体等があります。

情報提供がないのか、知らせてないのかということがあるかと思うのでありますけれども、いわゆる自治の自主自立ということを考えて一体感を図っていくときに、できるだけそういう活動の情報提供というようなことも、広報なのですけれども、そういう方向でしていく必要があるのではないかと、こう思うわけであります。

あと、拝見していただいております、どうなのですか、不思議に思いますのは、非常に教育の部門について、いわゆる小中学校の情報だとか、教育活動だとか、その方針だとかについて、あまり分量が少ないような気がいたします。

特に本州の方なんかでは、非常に人権問題の観点のところでは、非常に大切に扱われてあるというふうなことがあります。

そういうことを、目線というところで考えましたときに、やはり町民が参画する、町民だけではなくて、町民を中心とした形で、そういう研修委員会のようなものを、いわゆる設置をして、町民と一体感のあるそういう広報づくりということを目指すべきなのではないのかというふうなその趣旨でお尋ね申し上げるところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町民の目線に立ってというお話がありました。

ただ、広報の場合は、月1回ということで、当然のことながら、紙面も限られてくるわけですから、なかなかそう多くの、例えば、町内会活動を取り上げるということも難しい面もあるのだらうというふうに思います。

さらにまた、用語の問題もありました。

もちろんこれは住民の皆さんにできるだけわかりやすい用語を使う文書を用いる。

これは当然のことだらうというふうに思いますけれども、これらについて当然これからも留意してい

なければならぬ問題だろうというふうに思います。

ただ、学校の問題もありましたけども、学校なんかは特に今、各学校がそれぞれ学校行事等いろんなお便りを各戸に配布されている。

あるいはまた、場合によっては教育、福祉、保健、あるいはそれぞれが財政だとか特集を組みながら、周知をしながら、住民の皆さんにお知らせをしていくというようなことであります。

特に、かつては広報のほかに、月2回お知らせというようなものを出していたわけですが、それが集約されて、今、1冊になったと。

さらに忠類地区も増えてきたと。いろんな面で広報も変わってきている部分もあるのだろうと思いますが、私どもは、できる限りそういった意味で、住民の目線に立った見やすい広報、適格に情報を知らせる広報にさらに意を進めてまいりたいと思います。

お話ありました広報編集委員会と申しますか、広報委員会。

あるいは、先ほどもちょっと申し上げましたけど、他町村ではモニター制度を導入して、広報に対するいろんな意見をお聞きし、集約しているというようなこともあります。

それらも含めながら、来年度に向けて、さらに内部でも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 紙面の問題もあると、こういうご答弁がありましたけども、結構幕別町は、紙面につきましては、ページ数は多い方だと私は認識させていただいております。

それで、芽室町では、社協も教育委員会も入れまして、大体40ページぐらいのスペースがそうであります。

お知らせは、要するに、定期的にされておるようでありますけども、そういう方法をとっていらっしゃるそうであります。

音更町は25、6ページぐらいのそういう分量だと聞いております。

そういう意味では、非常に充実と申しますか、広報に重きを置いた施策をとっていらっしゃるのだろうと思うわけですが、それは私は評価するのでありますけども、やはり内容でありますね。

どういうものを載せていくのか。

やはりもう少し考えていく必要が、具体的なことは申し上げませんが、考えておく必要があるについて、やはりそういう町民の声を聞く、そういう場面というものを設定しながら、広報誌づくりということをしていくという方向性が、私は大事なのではないのか。

それは意を同じくするところであろうかと思うのでありますが、そう思っているところであります。

1点、これは教育の面でありますけれども、町長の方からお答えいただいたのですが、それは各校区で、小学校、中学校のいわゆるお知らせは挟んでくませて、知らせてくれてあります。

しかし、全体的な一つの幕別町としての教育に対する考え方であるとか、そういう子どもたちの様子であるとか、やはり全般として広報の中で、私どもは情報提供していく必要があるのではないかと見たときに、あまり学校のことが載っていないということは、それはどうなのだろうかという気がするわけでもありますけども。

その辺のことについて、教育長、同じ思いがあられましたら、ご答弁いただければと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 町の今日の広報誌に、学校関係の記事が少ないのではないかと。決してそんなことはありませんで、先般も新学習指導要領移行にかかわること。あるいは、全国学力学習状況にかかわること等々紙面を活用させていただいております。

各学校の、今、教育委員会で支援しておりますのは、幕別の教育の日、これを原点にいたしまして、地域連携事業ということで、学校の配分予算とは別に、交付金として支出をしているという経過がございます。

長い歴史がありますので、そろそろ見直しをとということも一部ありますけれども、この関係事業の中

で、消耗品等たっぷり用意をさせていただいておりますので、それぞれの学校、地域校下の学校、校区の皆さんには、学校だよりそのものを配布をしているということが、ほとんど常態化しているのではないかとこのように思っております。

そんなことで、そういう紙面も、学校だより等もご利用いただければ、地域の学校のことはわかるのではないかと。

ただ、全体に行き渡らないということはありますけれども、今のところは、そのような形でよろしいのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） そういう方針でありますとか、そういうことは載せられてあるのでありますけれども、学校の中身のことが肌身でわかるような、そういう、町民の目線ってそういうことだと思っておりますよ。

そういうきちんとならんとすることはきちっと紙面を使って情報提供されてありますけれども、町民が肌身でわかるようなそういう教育の形みたいなものを、やはり教育を扱うところ。特にまた、ある意味では、先ほど申しました人権問題だとかというふうなことも、教育の場面としまして、町民のところに広めていくその教育のことが肌で伝わるようなそういう紙面というのが、私は町民の目線に立つ情報提供の形かなというふうに思っているところで、ご質問申し上げたところであります。

次に移させていただきますけれども、業務についての民間委託の問題でありますけれども、これはシステムの導入につきましても、議会広報の方でも論議がありまして、それの方がコストが安くなるということで、導入をした経緯がありますから、了解をしておるわけではありますが、広い意味で、今、広報広聴で、多分二人の職員の方がかかっていると思うわけでもあります。

長い目で行革を進めていく中で、やはり職員の削減ということを進めていく中で、ある意味で仕事について、コストを安くして、委託できていく部分は委託していくという形で、これは二人でやるところを一人煩雑とか、それは一人は無理かもわかりませんが、そういうような形のところで、全体として削減を考えていくというふうな意味で質問させていただいたところでありますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 広報には二人の職員ということでありましたけど、先ほどもちょっと申し上げましたけど、広報自体、担当は企画室にあるわけですけども、やはり職員全体が広報にかかわっていることなのだろうと。いろんな面で、担当職員がそれらをまとめたものを、また、広報と企画室と関係しながら広報に掲載していくというようなことでありますし、また、広報の業務は二人だけでなく、企画室全体、あるいは広報は広聴の業務も全体的に持っておりますので、この辺はなかなか民間の委託だけで済まされない問題もあるのかなというふうに、実は思っているところであります。

できる限り、今言いましたように、一人二人でなく、企画室全体、あるいは町職員全体が、やはり広報に対するそれぞれの思いを持ちながら大事にしていく必要があるのだろうというふうに思っておりますので、今現在、私としては、この業務を民間に委託するというような考えは、今、持っておりませんが、何とか内部で、さらによりよい方法、効率的な方法があれば、それらについては十分研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 3番目のその配布の方法でありますけれども、漏れなく配布をしていくということが一番大切でありまして、それが広報の基本的な押さえのところだと思うわけではありますが、広報の配布されないことによって、いわゆる町民の一つの、例えば、ごみの問題等でも行き届かない、出し方が悪いだとか、あと、例えば、環境宣言をされましたというエコの問題だとかでも、やはり行き届かないというふうなことがあろうかと思っております。

やはり、基本的に漏れなく広報を配布をしていくということが、これは基本的なことだと、こう思うわけでもあります。

その意味で、答弁にありましたが、一部、未配布世帯がありますと。

一部というのはどれぐらいの数なのでしょう。

ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 広報誌の町内会を通した配布の関係でございますが、平成19年の2月に、各公区長さんを通しまして、それまでは基本的に町内会の未加入世帯であっても配布してほしいというところでお願いしておりましたけども、公区長さんにおいても、いろんな地域事情がありまして、もうそういう方法を見直してほしいということが実はあったところでもあります。

それで、今言いましたように、平成19年の2月の時点で、町内会の未加入者であっても配るところは配るけども、いろんな事情の中で配れないところもある。

その辺は制度と見直してほしいということを前提に調査いたしまして、191世帯が町内会を通して広報誌が配布されていないという、そういう状況にありました。

毎年調査しておりませんので、この数字が今現在若干増えているのかもしれませんが、そういう状況であります。

なお、この方々につきましては、答弁の中にありましたように、コンビニですとか町の公共施設ですとか、あるいは、町のホームページの広報誌のところをクリックしますと、そこも出てくるというような、そういういずれかの方法で情報入手することができるというふうに捉えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 広報を配布をされる、公区をとおして配布をされるということですが、その配布をする仕事はどなたがされるということになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 配布の方法につきましては、公区によって違いがあるようでありますけれども、公区の班長さん、あるいは、公区長さん自らが配布しているという場合もあるというふうに聞いております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） それは公区長さんの仕事ではないのですか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 行政区設置条例を設けておりますけれども、その中に、例えば、広報誌の配布に関してということは設けておりませんが、公区全体のそういう動きの中で、条例の中には規定はしていませんけど、それとは別に、公区に係る運営費ということの中で、そういう運営費の中に、広報誌分というカウントありませんが、それも全体も含んで運営費というものをお支払いさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 公区条例があるのですけれども、これは、その町内会費、公区費ですか。いたいだているのは、それは町内会的な一つの活動の形だと思いますね。

公区というのは地域で設定しているわけでありまして、条例にそうなっておりますので、その地域で設定しておるのであれば、それは町内会に加入世帯、未加入世帯を別として、いわゆる行政区でありますから、何らかの意味で、その広報につきまして、全世帯配布をしていくということが、その条例のとおりなのでないかと、こう思うわけでありまして。

設置条例の第4条の4番に、公区長は町長の指示により、当該行政区の事務を処理しなければならない。その地域設定されて、そのところでの事務を処理しなければならない。

それについては、事務の文書を行わせる区域内に、補助機関を設けることができるということで、班長さんともお願いをしているということがあるのでしようけれども。

地域で設定されているわけですから。

未加入世帯もそれは公区の人々でありますので、それは、ある意味では行政区で何らかの形できちっ

と配布をしていく、公区を通してということであれば、そういう手立てが必要なのではないかなと、こう思うわけであります。

どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） まず、公区運営費と実にかかわる問題でもありまして、公区運営費につきましては、忠類村との合併によりまして、それまでの方法と若干変えて、今現在は、均等割と世帯割という二段構えで支給させていただいているところであります。

均等割につきましては、その世帯構成の総数の額によって、幅があるということと、もう一つは戸数割につきましては、例えば、市街地におきましては、1世帯当たり200円。

それから、郊外地におきましては、1世帯当たり400円ということでカウントさせていただいております。

それで、この項区運営費につきましては、町内会に入っている世帯をカウントいたしまして、さらに町内会に未加入世帯であっても、広報誌を配布していただける世帯につきましては、その運営費の加算として加えさせていただいております。

残りのどうしても町内会には入ってほしいということも言っていますが、入っていただけない方。

しかも、その方に対して町の広報誌を、先ほども言いましたように、いろいろな事情の中で配ることができないというようなことができないということが現実にあったわけですから。

そういう場合においては、運営費の中にカウントさせていただいております。

ということで、広報誌を配布していただいているところのみをカウントして運営費を出させていただいているというのが、今の状況にあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 運営費はわかりましたけども、公区長報酬はどうなのでしょう。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 公区長報酬につきましても、公区長として行政区設置条例に書かれております所掌事務、それにかかわる事務としてということで、これは1世帯当たりの積み重ねで、公区の4月1日現在の時点で押さえた状況で運営費を支給している状況にあります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 設置条例を見たときに、基本的には公区長が当該行政区の事務も処理しなければならないようになっておりますから、基本的に私は公区長さんのお仕事として、この広報の配布というのが位置付けられているのではないのかと。条例上ですね。そう判断すべきでないのかと、こう認識しているところであります。

今、公区長さんは、均等割と戸数割で、均等割が2万5,000円、戸数割が800円ありますが、そういう状況であります。運営費については、配布しないところは引いていますよと。

公区長さんの広報広聴費について、それは、これは行政区でありますから、だから、その戸数についても恐らく公区長報酬が払われておるのだらうと思います。

そうであれば、手伝っていただきながらも、責任持って公区長さんの方で、その事務を処理をしなければならないのではないのかという、そう、条例上考えればそうなのではないかと、こう思うわけであります。

これは資料いただいたのですが、平成20年度のところで、例えば、現在、公区が一番多いところで、桜町の南で、全世帯数が337、町内会入っている人方が235というふうな数字があります。

あと、新北町東は342世帯で、町内会に入っているのが184世帯だというふうな数字もされております。

こういうふうに、青葉町でも、青葉2の方では305世帯で、234世帯が町内会に入っているらしい。

結構、札内地区のところ、これはマンションだとかいろいろがあるのでしょうけれども、結構町内会に未加入世帯があります。

先ほど、平成19年で191世帯について配布をしていないということが言われておりましたが、ますます

そういう世帯が増えてきておるのだらうと。先ほどお話がありましたけども。そう認識するところであり
ます。

そういうところで、今までの形だけでいいのか。ご答弁はそうなのですが、やっぱり配布され
ないところが段々増えてきているという段階では、やはり何らかの一つの形を、条例に基いて、責任を
もって、行政区でありますから、責任持ってやっていただく。

それに取組んでいくということが、それは行政の形でないのかと私はこう思うわけでありませ
ど、
どうでしょう。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） こういう広報誌の配布方法は、管内でいえば、近隣でいいますと、音更町さ
んなんかも、私どもとほとんど同じようなやり方をしております。

帯広市におきましては、基本的には町内会が配布をしているのですが、前にも新聞に載って
おりましたけども、町内会の未加入者が非常に多くなってきていると。

そういうことで、何か今年から幕別と同じように、コンビニでも配布するというようなことも考
えているという方法は聞いております。

また、芽室町さんにおきましては、一部幾らで、町内会を通したり、あるいは町内会未加入の方
につきましては、人を雇って、一部確か50円だったでしょうか。そのぐらいで1戸1戸まわって
もらうという方法もとっているというふうに聞いております。

ただ、町内会未加入率が2割ぐらいあるというようなことで、うちは多分おおむね1割だとい
うふうに思っておりますけども、かなり多いなという状況にあると思います。

今言いましたように、広報誌未配布世帯が191世帯というふうには押さえたところでありませ
ど、
コンビニに置いております広報誌が、大体60部から70部ぐらい毎月大体出ているというよう
な状況にあります。

もちろん、これが全て191世帯中の全てが利用しているということではないと思いた
すけども、
そういう方法もとっているのだらう。そういう方で情報を入手されている方もいるのだらうな
というふうに思っております。

ただ、ほかの町のやり方等も考えてみますと、今の状況の中で、この方法がベターな
のだらうな
というふうには思っております。

ただ、今後とも、町内会未加入者の状況がもっともっと増える状況ですとか、いろ
んな管内のほか
のやり方が、先進的なやり方がもし出ましたら、そういうことも含めて、また、私
たちも独自に
そういうような方法がないかということは、今後も研究して、検討してまいりたいとい
うふう
に思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 音更は町内会でありまして、行政区でないわけでありませ
ど。

芽室町もそうでありませ。町内会で行政区ではないわけでありませ。

それはそういう形で、町内会の方をお願いをする。配布できないところは個別に配
ったり郵送
したりする。

芽室町は、群部の方は郵送していらっしゃるというような話も聞かせていただ
いております。

やはり、やっぱり郵送されるということは、情報を届けることはそれが大事なの
だとい
う押さえが私
はあるのだらうと、こう思います。

幸かな、幕別町は行政区という形で、公区制を堅持をしておるわけでありませ
ど。

やはり、そのところに公区長報酬なり運営費について、出させていただいて、
行政区
についての運営
について、お願いをしているわけでありませ。

例えば、公区長報酬だとか運営費だとかの中で、やっていただくトークにつ
いて、それはそれでいい
でしょうけども、
難しい公区があれば、その分についてはその公区の中で、例えば、1戸30
円だとか
というよう
な形で、きちっと配っていただけるような方をお願いをして、そして、多くの公
区長報酬
運営費
の中で、そういうシステムをつくって配っていただくというふうなことも、
やはり、
細かいこと
であ

りますけれども、考えていって、やはり徹底をしていくということが一番基本で一番大切なことであろうかと思えますものですから、質問をさせていただいたところでもあります。

努力をされるということでもありますから、ひとつ検討していただいて、参考にしていただいて、取組んでいただければと思うところでございます。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

（13：42 休憩）

（14：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告のとおり、2点にわたり質問をいたします。

中小企業への融資制度について、お尋ねします。

米国に端を発する百年に一度の金融危機によって、国内のあらゆる企業に甚大な影響がもたらされ、大企業は収益の下方修正を余儀なくされております。

折しも、昨年来からの原油高、資材高、そしてコスト高によって疲弊の色が濃くなってきていた矢先のショッキングな出来事に非常に懸念される状況となってしまいました。

特に北海道地域は、産業構造的に企業基盤が磐石ではなく、企業経営は今後も一層綱渡りの状態になるものと思われまます。

これから年末・年度末に資金需要が高まる時期となりますが、我が町の制度融資の取組みについて、以下、町の見解を伺います。

- 1、我が町の保証付の制度融資の業種別利用者数と融資実績額について。
- 2、運転資金融資の融資条件並びに補助対象額の拡大・拡充について。
- 3、金融機関の町内誘致について。
- 4、今後の資金需要の多様化に対応できうるような融資メニューの追加及び見直しについて。

続きまして、乳幼児未就学児童の検診充実について。

少子高齢化が進展する時代にあって、行政の役割の一つに、地域で安心して産み育てられる周辺環境の整備があげられます。

現在、乳幼児健診については、満3歳まで4回程度受診可能となっておりますが、その後、小学校入学前までについても、育児に関し細やかな支援が必要だと考えております。

つまり、子どもの成長・発達度合いに応じた助言は、悩みを抱えがちな母親あるいは家庭にとって大変重要であると思っておりますけれども、こうした育児力を地域社会と築きあげるという認識について、以下、町長の見解を伺います。

- 1、乳幼児健診の受診および育児相談の状況について。
- 2、新たに5歳児健診の実施を講じてはどうか。
- 3、虐待やネグレクトの状況と関係機関との連携について。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、中小企業への融資制度についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、現在の北海道経済は、これまでの不況に加え、燃油の高騰や世界的な金融危機のあおりが中小企業にも重くのしかかり、一層厳しい状況になっております。

また、アメリカに端を発する経済危機は、日本経済を直撃し、不況が長期化することも懸念され、1日も早い景気回復を願っているところであります。

ご質問の1点目、制度融資の業種別利用者数と融資実績額についてであります。運転資金について

は、平成19年度は32件、融資額1億2,100万円で、業種別では、建設業が14件、6,120万円、運輸業が1件、500万円、小売業が12件、4,380万円、その他の業種が5件で1,100万円となっております。

また、平成20年度、本年度は、11月末現在で23件、8,970万円で、業種別では建設業が10件、5,000万円、運輸業1件、200万円、小売業が9件で3,270万円、その他が3件、500万円となっております。

また、設備資金は、平成19年度は20件、融資額1億5,303万円で、業種別では、建設業が10件、2,608万円、運輸業2件、2,300万円、小売業が3件で615万円、製造業が2件で3,780万円、その他が3件で6,000万円となっております。

また、本年度は同じく11月末現在で15件、7,508万円であります。

業種別では、建設業が4件、1,360万円、運輸業が4件、2,965万円、小売業2件で930万円、その他が5件で2,253万円となっております。

ご質問の2点目、運転資金融資の融資条件および補助対象額の拡大・拡充についてであります。幕別町中小企業融資の運転資金の融資条件は、融資額につきましては500万円を上限とし、貸付期間は5年以内と定めております。

また、利子補給につきましては、利率の1.2%を超える部分のうち2%以内で補給しており、保証料につきましては全額を補給しております。

このような融資条件のうち、業種によっては、融資枠の拡大を望む声もありますことから、拡大した場合のメリット、デメリットや町の融資が果たすべき役割などについて、金融機関や商工会とも協議をしてみたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、金融機関の町内誘致についてであります。現在、本町には北洋銀行、十勝信用組合、札内には帯広信用金庫の3金融機関が支店を構え、中小企業融資の取り扱い金融機関として融資を実施しているところであります。

十勝管内におきましては、コスト削減のため、金融機関の支店の統廃合が進みつつある状況にあり、新たな金融機関を町内へ誘致することについては難しいものと認識いたしておりますが、金融機関が増えることによって、住民の利便性が向上するとともに、都市的な魅力や企業誘致の上でもプラスになるものと考えられますので、各金融機関に対しまして、出店の意向などを伺ってみたいというふうに考えております。

ご質問の4点目、資金需要の多様化に対応できる融資メニューの追加・見直しについてであります。現行の中小企業融資の運転資金・設備資金の枠組みを超えて、多様化する資金需要に対応した、柔軟な融資を望まれる企業の状況は理解できるものでありますので、国や北海道の融資制度もありますことから、これらも踏まえながら、町の制度としてどのような役割が求められているかにつきまして、これらもまた、商工会や金融機関などのご意見を伺いながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、乳幼児・未就学児童の健診充実についてであります。

ご質問の1点目、乳幼児健診の受診および育児相談の状況についてであります。

本町におきましては、母子保健法や国の通知に基づきます3カ月、1歳6カ月、3歳児健診のほか、町独自に7カ月健診を加えた形で、乳幼児健診を実施いたしているところであります。

健診の内容といたしましては、保健師による問診、体側、医師による診察、保健師による相談、指導となっております。平成19年度の受診状況を申し上げますと、3カ月から3歳児までの合計では、対象者783名に対しまして、受診者は758名で、96.8%の受診率となっております。

なお、未受診者の中には、病院管理、入院等のお子さんも入っておりますので、ほぼ全員を把握いたしているものと考えているところであります。

また、育児相談等につきましては、健診時の相談で689件、電話相談161件、赤ちゃんクラブ等での相談が151件、妊娠中の相談が315件となっております。

これら、乳幼児健診や育児相談などで、発達の異常の疑いや母親の育児不安などが見受けられた場合は、母親と十分な相談をした上で、専門機関への紹介や、定期的な経過観察などを実施いたしていると

ころであります。

ご質問の2点目、5歳児健診の実施についてであります。

法定の3歳児健診と就学前健診の間に、独自に5歳児健診を実施する自治体が、少しずつではありますが増えてきております。

3歳児健診では見落としがちな注意欠陥・多動性障害やアスペルガー症候群などの発達障害の疑いを早期に発見し、より早く子どもの個性にあった支援をする取組みであります。

本町におきましても、子育て支援策の一つとして5歳児健診の実施を検討しておりますが、現状では、児童精神科医師や臨床心理士など専門家の確保が困難な状況でありますことなどから、なかなか難しいものと考えているところでもあります。

なお、一般的な内科健診、歯科健診につきましては、保育所、幼稚園におきまして、5歳児を含めた全員に対して、毎年、実施しているところであり、これらの健診に基づき、保護者への助言、指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、発達障害につきましては、保育所や幼稚園での集団生活や集団活動を通じた他の子どもたちとの関わりの中で発見されるケースも多いとのことですので、常日ごろから子どもたちと関わっております保育所や子育て支援センターの保育士、幼稚園教諭、ことばの教室指導員、保健師が連携をとりまして、早期発見に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

ご質問の3点目、虐待やネグレクトの状況と関係機関との連携についてであります。

平成16年11月、国は児童福祉法を改正し、地域全体で児童問題に取り組む地域協議会の設置を明文化し、児童問題への組織的な対応を全市町村に求めたところでもあります。

このことから、町内外の関係機関が連携を図りながら要保護児童への対応に取り組む広範囲のネットワークを形成するため、平成18年5月に庁内関係課及び帯広児童相談所等との連携による幕別町要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。

本町における児童虐待の事例としましては、平成18年度におきまして身体的虐待が1件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が1件、平成19年度におきましては、暴力や言葉による虐待が1件発生しましたことから、要保護児童に関して実務を担当する構成機関の役職員で構成する、ケース検討会議を開催し、要保護児童への支援内容について検討し、対応に努めたところでもあります。

また、児童虐待防止を発見した場合の連絡先等に関する住民周知につきましては、広報誌及びホームページに掲載したほか、公区長会議における周知や公共施設において、児童虐待防止パネル展を開催するなどの周知を図っているところでもあります。

今後におきましても、子育て相談体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めるとともに、保育所、幼稚園、小中学校を始め、乳幼児健診時などにおいて、虐待が疑われるような状態を発見した場合につきましては、関係機関と連携を図り、早急な対応を行うなど、要保護児童のさらなる支援に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） ではまず、中小企業への融資制度について、再度お尋ねしたいと思います。

この問題については、これまでも私を含めているような同僚議員の皆さんから、たびたびこのような制度について質問がなされてきたというふうに思うのですけれども、やはりいまや、本当に国内、道内問わず、中小企業、零細企業は融資金利の上昇、それから、先ほど申し上げました原油高の関係において、経営難に陥っている企業も本当に増えております。

繰り返しになるのですけれども、とにかく世界を巻き込んだこの金融不況の、金融といいますか不況の嵐が吹き荒れているというようなことが言われており、この中で、やはり経営にとっても本当に、非常に厳しい。そういう時期にあるのだらうというふうに思います。

そのことは町長をはじめ皆さんも承知をされているというふうには思うのですけれども、先日、今年に入ってから負債額1,000万円以上の全国的な企業倒産件数について報道がなされました。

この数をちょっとお聞きしようかなと思ったのですが、私も調べましたので、見てみますと、すでに1,000件を超えているというふうな報道がありました。

それは対前年でいうと、前年を上回るペースだそうです。

さらに、負債額を見てみますと、5,000億円というものははるかに超えていて、これもやはり私の想像を絶するといいますか、それ以上の数字だというふうにいえると思います。

それらはやはり、不況型倒産と言われるものが多いようで、そのほとんどが運転資金が尽きて追い込まれるケースであるというふうに、一部民間のリサーチ会社では分析しているようです。

そこで、1番目の融資実績については了解いたしました。

それぞれニーズに沿った融資が行われているものというふうに信じたいというふうに思います。

ただ、中小企業がやはり不況にあえいでいるという現状はあろうかと思しますので、そのまず現状について、町長はどのような認識にあるのか、確認をしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、厳しい状況下にあることだけは、これはもう間違いのない事実だと思いますし、そしてまた、中小企業の皆さん、零細企業の皆さん、それが大変努力をされながら、今、頑張っているという点も、私どもも十分承知をしているところであります。

また、融資の問題についても、今、お話ありましたように、運転資金などについては、それぞれ実績があるわけでありまして、恐らく、これからの年末、年度末に向けて、さらに需要も多くなっていくというふうに思っておりますけれども、これらについて、私どもも金融機関なんかでも十分相談をさせていただく中で、特に貸し渋りですとか、そういったことがないように、十分配慮しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 運転資金の融資については、今町長からもお答えがあったということで、今後、商工会、関係機関とも協議されていくというふうなことから、それにも期待をしたいというふうに思います。

今回のような、しかしながらいいましようか、不測の事態というものも、やはりいつなんどき起きてくるのかわからないわけで、やはり今一度、企業の資金ニーズについても細かく打ち合わせをさせていただければというふうに思います。

ただ、それらについて、何となく計画づくりがちょっと置き去りにされているような、何となくそんな気もするものですから、その点について、今一度担当課含めまして、もう少し協議を詰めていただきたいというふうに思います。

3番目の金融機関の誘致についてお尋ねしたいというふうに思います。

答弁にもありましたように、道内の金融機関、今、合併だとか経営投合だとか、やはりその辺が進められまして、いつこちらも支店間の統廃合ですとか、それから、リスク管理が過度にいいましようか、行き過ぎた管理で、逆に企業にとっては逆風が吹いているのかな。

そんなふうにしたものですから、やはり町内誘致についても大事なのだろうというふうに思って、質問をしたところです。

住民にとっても、また、商工業者にとっても、この金融機関が増えることによって利便性が向上する。

これはもう、町の方とも認識を同じくするものですので、引き続きいいましようか、各金融機関に対して、働きかけは絶えず行っていただきたいと。

あるいは、引き揚げることをないように、どのような体制がとれるのか。そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、現在あります町内の金融機関につきましては、引き揚げるというような話は特にはもちろん聞いておりませんですし、何とか引き続き、町内で立地をしていって、営業を続けていただければというふうに思っております。

ただ、新たに誘致するとなりますと、帯広市市内なんかを見ましても、多いのは釧路ですとか北見ですと網走関係の信金関係ぐらいで、みずほとか大きなところは別にしますと、そう新たに誘致を我々が声をかけれる範囲というのは限られてくるのかなというふうにも思いますけども、それらの実態の中についても、どういう手法で調査するかも含めて、意向なんかを伺ってみたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） その金融機関の関係では、相手のある話ですから難しいとは思いますが、実際私ちょっと気になるのが、やはり本町地区、それから、札内地区と、今回合併した忠類地区。

そういう地域間の金融バランスといいたいまいしょうか、その利便性のバランスというものも、これからも引き続き検討をしていただきたいというふうには思っていますので、その取組みに期待をしたいというふうに思います。

それから、4番目の資金需要の対応できると。メニューの追加拡充についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これも先ほどお尋ねしましたように、さまざまなニーズがあると思います。

今後は町の制度としてどのような役割が求められているかなど含めて、商工会や金融機関さんともご意見、また、交流を検討していただけるというふうなお答えでしたので、こちらについても期待したいというふうには思うのですが、やはり新しく町内で創業ができるような資金ニーズですとか、それから、先ほどの藤原議員ではありませんけれども、環境型に対応したもに対する設備投資ですとか、あるいは、新分野へ進出を考えられている方に対する助成ですとか、いろんなメニューを、隣の例えば帯広ですと、用意して、それぞれに合致した中で、対象者に補助がいつているのですが、セーフティネット含めて、やはりそういうメニューの追加や拡充が必要なのではないかなというふうに思います。

そういったもろもろの商工業振興政策といえますか、産業振興施策が、今後行われることについて、やはり中長期的な計画づくりが何がしか必要になるのではないかなというふうには思うのですが、その辺、どのように思われるか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 管内的にいきますと、やはりどうしても多いのは運転資金と設備資金がほとんどが大半でありまして、今、お話ありましたように、帯広市あたりは、例えば、大型店に対応する資金ですとか、セーフティネットのかかる資金ですとかというようなことも、資金のメニューとしてはあるようであります。

私どもも今、端的に考えられて、新たな資金を設けるとすれば、今はちょっとお話ありましたように、例えば、新規に店を開く。

あるいは、旧店舗を改造して、自分たちが新たな店を開いていくときに、何か資金をとというようなことがちょっと思いつくわけであります。

これは例えば、住宅、店舗を借りて新たに店を開くというような場合は、補助金ですとか助成金といった制度で対応している町村もありますし、税を免除するというような対応をしているような施策もあるようでありますから、一概には言えないのかもしれませんが、私どもとしてはそういったいわゆる新規開業資金ですとか、今言うようなセーフティネット資金ですとか、そういったことが、今後の新たなメニューとしては考えられるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） ぜひ、幅広く今後も議論をしていただきたいと思いますというふうに思います。

ちなみにですけれども、やはり中小企業といっても、これは町内に本支店を有すれば、町内の1住民といいたいまいしょうか、一人の町民だというふうに思います。

その町民たる企業が、例え赤字決算であっても、法人町民税、住民税は均等割部分は支払うわけで、この状況、例えば健康保険なんかになぞられますと、企業が経営が苦しくなって体調が悪かった。

でも、税金納めているのに、なかなか行政サービスが受けられない。企業が受けられないというのは、極端に言いますと、公平の中の不公平のような、そんなような思いをする町民がいるということは、ぜひ含んでおいていただきたいというふうに思います。

中小企業のことについては、以上にしたいというふうに思います。

続いて、乳幼児、それから、未就学児童の検診充実について、お尋ねをします。

先ほど申し上げたように、やはり安心して生み育てることのできる周辺環境づくり。これは本当に今の時代大事だと。

町側の対応も順次取組まれているというふうにも思いますし、それを通して今年から組織的に子ども課が設置されました。

その子ども課の設置元年として、ますます幅広く子育て支援に期待を寄せたいというふうに思います。

1点目の受診状況、それから、育児相談の状況、わかりました。

受診状況については、ほぼ全員といいますか、全世帯といえましょうか、受けられているということで安心しました。

また、育児相談のことについては、随時実施されているというふうに思うのですが、ホームページ上のちょっと案内がわかりにくいというふうな声がありました。

この育児相談の記載というものが、健康相談のページに記載されていまして、これはできうるならば、一つ手前の子育ての案内ページにあるとわかりやすいかなというふうに思います。

その辺ちょっといかがなものかなというふうに思います。

また、そういう意味で、近年、育児に関する情報も含めて、インターネットで情報収集したりできる便利な時代になりましたので、この相談者が許す範囲で、ぜひ、育児相談のQ&Aみたいなものを何か載せられないのかなというふうに思ったものですから、その辺について、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 情報提供の部分だと思います。

今、議員おっしゃられましたように、私もほかの町村の自治体のホームページ見て、乳幼児健診がどういう形でやられるかというのをいろいろ調べたのですが、今おっしゃられましたように、なかなか見つけづらいというところもございました。

今ご指摘ありましたように、例えば、育児の方にも載せておく。

また、健康の方にも載せておくと。二つのところに載せておくことも一つの手ではないかなと考えております。

それと今ご指摘のありましたQ&Aの方も、ホームページ全体の充実の中でどのようにできるか検討いたしてまいりたいと思っています。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） それでは、続いて、2点目の5歳児検診の受診についてお尋ねします。

こちらについては、現在、ご検討中だと。難しいながらも検討していただいているというふうな答弁ありました。

実態としては、法定検診も含めて細やかに実施して下さっているのだというふうには思います。

ただ、3歳児検診から就学前の検診の間はちょっと期間が空くものですから、認識していただいているとおり、それを言った状況を踏まえて、新たに5歳児検診を独自に実施している自治体が少しずつ増えてきているようです。

私もかねてからそういうふうには感じてはいたのですが、理由も先ほどの答弁にありましたような理由でこれが設けられているということなのかもしれませんが、やはり現実、親としては子どもが適切というのでしょうか、発育がどうなのか。こういう不安感は常に、今のお母さんたちは付きまわっているというか、なかなか払拭できない時代になっていまして、そういったことを解消できたりするメリットは、多いにあるのではないかとこのように思います。

ただ、現状、小児科医を含めた専門家、児童精神科医師だとか臨床心理師といった専門家の確保が困難な状況ではあるというのは理解できるのですが、ぜひ、今後も引き続き、課の中で、あるいは町の中で検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 3歳児から就学時まで、大体が今、幼稚園、保育所に、もうほとんどが入所されていますので、大体がその間に検診は受けているわけでありまして。

ただ、お話ありましたように、その中で一番心配されるのが、発達障害といわれるADHDですとか、言葉が難しいのですが、アスペルガー症候群、日本語に直すと自閉症のようなことなのだそうですけれども、そういったことの発見というのは、なかなか医師だけでは、医師って内科医とかそういうことでは見つけられない。

いわゆるこういう専門的な、児童の精神科の医師等が必要になってくるものですから、せっかく3歳から就学時までの間にやる5歳検診であれば、こういった検診が必要になってくるというところで、難しいのかなというのが現実であります。

ですから、なかなか北海道では進んでいないのが実情なのですが、その必要性については、先ほども申し上げましたように、これから段々増えてくるのだらうというふうに思っておりますけれども。

それ以外の検診は、9割あるいは99%ぐらいは、それぞれの施設あるいは保育所等で受診はされているものというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 5歳児検診、すぐにやってくれることに越したことはないのですが、今後に向けて、優先課題の一つとして取組んでいただきたいというふうに思っております。

若干関連はするのですが、その3点目の児童虐待の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

この問題については、やはり、報道を通して、近年社会問題化している課題の一つだと思います。

原因はよく私もわからないのですが、見ていてやはり親として未成熟なのかなと。あるいは、親としての自覚が、やはりなかなか足りないのではないかとこのように思うようなできごとばかりのような気がします。

自分自身も本当に、親としてももう少し成長しなくてはならないというふうには思うのですが、この5歳児検診のもう一つの役割、こういった点なのではないかなと思います。

本町においては、それぞれ1件ずつぐらいでしょうか。少ないながらも発生はしております。

特に育児放棄と呼ばれるネグレクトでしょうか。こういったところから、先ほどの問題になるような、発達障害等へつながる恐れが非常に高いというふうに思いました。

今後も引き続いて、それらについては、関係機関との連携、それから、巡回相談というのでしょうか。そういった相談体制の強化含めて、防止対策について、いろんなところで定期的、それから、計画的に周知徹底すべきというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

先月11月は虐待防止といいましょうか、キャンペーン月間だったと思います。

行政ができることには限界があるのだとは思いますが、それはぜひ、悲惨な事件が起きないように取組みに期待したいというふうに思います。

ただ、町では、広報も見ました。それから、ホームページにも掲載されていて、虐待防止のパネル展も開催するなど、本当にご苦労なされているなというふうには思いましたが、もう一段の取組みができないものかというふうに思いましたので、その辺最後にお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町のみならず、直接児童相談所や何かへ紹介されて、相談に行かれるケースもあるようでありまして、また、ネグレクトといわれる育児放棄、これは不可抗力というのですか、お父さん、お母さんどっちも入院されるとか、子ども一人置いていかれるというようなケースなんかもあるのだというようなこともありますし、私ども、今、お話ありましたように、そういう状態を見逃さないよ

うに、そして、それをしっかり地域を含めて、連携を蜜にしながらか対応をしていくということが必要なのだろうというふうに思っていますし。

そのためには、民生委員の皆さん方ですとか、いろんな方々のご協力もいただく中で、こうした仕事といえますか、活動は続けていかなければならないだろうというふうに思っております。

何とか我が町からそういった悲惨な事故にならないように、そしてまた、こういった事態が少しでも少なくなるように、さらに努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩いたします。

（14：38 休憩）

（14：50 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、通告いたしました2件につきまして、質問させていただきます。

質問の1番目、来年度予算編成についてであります。

平成21年度の予算編成に当たって、どのような姿勢で臨むかについてお伺いいたします。

小泉内閣以来、特に顕著となりました新自由主義、構造改革路線、その路線を、その後の阿部、福田内閣も強行に推進しまして、三位一体の改革、官から民への規制緩和、福祉予算の削減などによって、地方自治体の財政破綻や国民の貧困と格差が拡大してまいりました。

誕生して2カ月となる麻生内閣も、これまでの政治路線を踏襲して、福祉予算2,200億円の削減を続けるなど、地方自治体と住民の困難は増すばかりであります。

幕別町民の現状も誠に厳しいものがあって、平成19年度の町民の給与所得200万円以下は、47.4%と約半分を占め、年金収入100万円以下は、59.6%となっております。

このことが反映しまして、町民税や国保税、各種使用料などの滞納が増加しており、課せられた額が担税能力、負担能力を超えている結果といわざるを得ないと思います。

本町の実質公債費比率は、平成17年度21.5%であったものが、平成19年度は23.9%と上昇し、25%に迫ろうとしております。

こうした地方自治体の負債は、国の地方交付税削減や過去の公共事業の押し付けなどに要因があるにもかかわらず、国が自らの責任を果たそうとせず、夕張市の問題を機に成立した地方財政健全化法によって、住民犠牲を強いる地方行革による財政再建を迫って、地方行政に対する介入を強めようとしております。

こうした状況のもとで、来年度の予算編成に当たっては、地方交付税の十分な確保を国に求めると同時に、住民の状況をよく把握して、憲法25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。この精神を具体化するため、努力が求められております。

困難を抱え、日々の生活の不安を募らせている町民に寄り添った心ある町政を実現するためにも、その気になれば自治体の責任で実行できる次のことに取組むべきと思うが、いかがでしょうか。

一つ、政府に対して、一般財源化された道路特定財源の交付税上乗せを含め、必要な地方交付税の確保を求めること。

また、幕別町財政健全化推進プランに見られるような、住民犠牲の行政改革の強制に反対し、自主性を貫くこと。

二つ、生きるために欠かせない水道の給水停止は、原則として行わないこと。

三つ、命にかかわる国民健康保険の資格者証の発行を中止すること。

四つ、滞納整理機構に委託しての、税の強制的な手段による取立ては行わず、滞納者の置かれている実態を考慮した徴収に努めること。

五つ、介護保険の利用料・保険料の減免を強化し、苦悩、不安の中で人生の終焉を迎えることのない

ようにすること。

六つ、障害者自立支援法の廃止を求めると同時に、障害者の雇用促進、住環境の整備など、障害者が安心して地域で生きていかれるような手立てをとること。

以上の項目は、最低限の生活を営むために、どうしても自治体が果たさなければならないことだと考えます。

真剣な取組みを求めたいと思います。

質問の2番目です。

後期高齢者医療制度の廃止の働きかけについてであります。

後期高齢者医療制度は、政府の手直しによっても一向に評判が上がらず、廃止しかないことは高齢者をはじめ国民の共通した認識となりつつあると考えます。

政府は、世論に押されて、年度末が近づいてから対象外とされていた健康検査に予算をつけ、高齢者の願いが一定反映されましたが、一方で道内の普通徴収分の保険料の収納率は91.34%となっていることが明らかになり、資格者証の発行につながるものが懸念されています。

本町の実態と対応について伺います。

一つ、条件を満たした希望者は、年金天引きから普通徴収に変更が可能となりましたが、本町の実績はどうでしょうか。

また、変更可能になったことをどのように周知しているか伺います。

二つ、本町の普通徴収における収納率はどうなっているのでしょうか。

三つ、国、連合では、悪質な滞納者以外は資格者証の発行をしないとしています。高齢者の実情をよく知りうるのは市町村であり、町として原則的に発行につながらない方向で作業を進めるべきと思うが、考え方を伺います。

四つ、健診事業は被保険者の負担なしに来年度も行ってほしいと思うがどうか。

五つ、この制度が抱える困難は、国の負担を削減し、差別医療を持ち込んだことにあります。

制度を廃止して元に戻し、1984年の国保法改悪以来の国庫負担削減をもとに戻すと同時に、高齢者医療のあり方を検討しなおすよう国に求めるべきと思うがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、来年度予算編成についてであります。

平成18年2月6日に合併して以来、来年度の予算編成は、新町として4回目を迎えることとなります。これまでの間、両地域の均衡ある発展、地域住民の一体感の醸成及び住民生活の向上に向けて、町政各般にわたり必要な予算を措置し、住民福祉の向上に努めてきたところであります。

まず、新年度予算編成の取組みにつきましては、先般、行政報告の中でも述べさせていただきましたところでありますが、国の歳入面では、世界的な金融不安や停滞する経済状況により、国税収入の確保が極めて厳しい財政見通しを強いられていることから、総務省の仮試算では地方交付税の出口ベースにおいて、対前年度比3.9%の減とされているところであります。国の地方に対する財源手当策は、現在、道路特定財源の一般財源化も含め検討段階であり、地方に配分される一般財源の総額につきましては、今なお不透明な状況であります。

こうした状況のもと、本町の新年度予算編成作業は、現在、各課からの予算要求原案を取りまとめている段階であり、今後、国の動向に留意しながら、多様化する住民ニーズを的確に把握し、総合計画の理念のもと、さらなる住民福祉の向上のために、各種施策を反映した予算となるよう取り進めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、必要な地方交付税の確保を求め、住民犠牲の行政改革の強制に反対し、自主性を貫くことについてであります。地方6団体は、11月25日に東京都内で地方財政確立・分権改革推進全国大会を開催し、地方交付税の復元・増額、道路特定財源の一般財源化に伴う地方枠の確保と地方への一兆円の別枠による確保などを求める決議を採択し、関係方面に要請をいたしたところであります。

本町におきましては、地方交付税の歳入に占める比率が約4割と大きいこともあり、今後も町村会など関係機関と連携し、地方の財源確保に向けた要請活動をさらに続けてまいりたいと考えております。

また、11月19日に開催された町村議会議長全国大会におきましても、町村税財源の充実強化に関する特別決議が採択されたとお聞きをいたしているところであり、議会として行政との足並みを揃えた活動に対しましても期待をいたしているところでもあります。

次に、行政改革の件につきましては、本町では、事務事業の見直しによる効率的・効果的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めることを目的として、昭和62年以来現在に至るまで、行政改革に取り組んでまいりました。

この取組みにあたりましては、町民の皆さんに協働のまちづくりへのご協力や公平な受益者負担のあり方についてのご理解をいただくなど、行政改革本来の目的達成のために必要なことであると考えているところでもあります。

なお、幕別町財政健全化推進プランは、第3次の行革大綱推進計画の中で位置付けられている健全な財政運営の確保を図ることを目的に策定したものでありますが、ご質問にもありましたように、実質公債費比率の数値が高い本町にとりましては、将来の財政負担、公債費負担の軽減のための計画でありますので、公債費の繰上償還など計画推進に向け、最大限努力をいたしてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、水道の給水停止は、原則として行なわないことについてであります。

本町の水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計として運営しておりますことから、水道事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道使用料をもって充てるという独立採算を原則としているところでもあります。

料金の徴収に当たりましては、「納期内完納をいただいている方との公平性」を保つことを第一に考え、支払う能力があると思われる方で、何の連絡も無く滞納が続く場合には、国の法令並びに幕別町水道事業等給水停止要綱に基づき、止む無く給水の停止の措置を講じております。

平成19年度におきましては、給水停止件数は69件ですが、給水停止に至るまでには、督促、催告、給水停止予告書、さらには給水停止通知書の発送を行うなど、この間約5カ月にわたり請求を行っているところでもあります。

生活困窮等の理由から分納誓約書の提出があった場合など、給水停止猶予の措置も図っており、今後におきましても、公平負担の原則により給水停止の措置を継続してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、国民健康保険の資格者証の発行を中止することについてであります。

国民健康保険の資格証明書につきましては、国民健康保険法第9条第3項の特別な事情がないにもかかわらず、国保税を納期限から1年間納付しない場合に交付するという規定に基づいて交付しているものであります。

資格証明書の目的は、滞納者に対しまして医療給付を停止することが目的ではなく、納税相談などに応じていただけない滞納者との接触の機会を設けるためのものでもあります。

資格証明書交付対象者に対しましては、事前に交付措置の予告を行い、納税できなかつた特別な理由がある場合申し出をいただくよう案内いたしているところでもあります。

現在、この案内によって相談を行って事情を伺い、分納誓約していただいた方や、重度心身障害者及びひとり親家庭などにつきましては、資格証明書の対象とはしておりません。

しかしながら、戸別訪問、郵便などによっても相談に応じられないなど、いわゆる悪質滞納者に対しましては、今後も交付せざるを得ない場合がありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

ご質問の4点目、滞納整理機構による徴収を止め、滞納者の実態を考慮した徴収に努めることについてであります。

滞納整理機構につきましては、ご存知のとおり平成19年4月から十勝支庁及び十勝管内全市町村が一丸となって組織した、税の滞納整理のための機関であります。

業務の内容といたしましては、資力がありながら納税に対する誠意がみられない方に係る徴収権の一部を委託して、積極的に滞納整理を行うとともに、滞納整理に関する事務を市町村の職員に指導する役割も担っているものであります。

委託案件につきましては、平成19年度と20年度の2年間、いずれも17件ずつ委託しておりますが、その内容といたしましては、一定の給料等の収入あるいは財産がありながら、納税に対する誠意のみられない方、特に相談に応じない、または誓約書を交わさない方、及び町外へ転出した方を対象としているものであります。

平成21年度におきましても、引き続きこの方針での委託を考えておりますが、納税にお困りの方につきましては、随時相談をさせていただきたいというふうに考えております。

ご質問の5点目、介護保険の利用料・保険料の減免を強化し、苦悩、不安の中で人生の終焉を迎えることのないようにすることについてであります。

利用料につきましては、低所得者の方を対象といたしまして、国の制度に基づき町の軽減策として、高額介護サービス費や、施設入所者の食費・滞在費の負担限度額の設定、社会福祉法人が運営する特養等への入所、通所などの食費、滞在費の減免などを実施しているほか、町独自の施策といたしまして、訪問介護サービス利用料の軽減を講じておりますが、これらにつきましては、次年度以降も継続して実施いたしてまいりたいと考えております。

保険料につきましては、これまでも申し上げておりますが、平成18年度の制度改正で、第2段階の方も基準保険料の半額となっておりますことから、最低限の軽減措置は講じられているものと考えております。

また、税制改正に伴います激変緩和措置につきましても、次年度以降も保険者の決定により措置を講ずることができるところから、何らかの措置を講ずべく、第4期計画策定の中で検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、利用料、保険料の減免を拡大する場合は、その財源を、ほかの被保険者や税で負担しなければならなくなることや、介護保険制度を持続的に運営していく必要性からも、基本的には現行どおりとすることで考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問の6点目、障害者自立支援法の廃止を求め、障害者が安心して地域で生きていける手立てをとることについてであります。

近年、高齢化の進行に伴う身体障害者の増加や障害の重度化、また、複雑な社会背景に伴う心的ストレスによる精神障害者の増加もみられ、障害者を取り巻くニーズは多様化しており、一人ひとりの障害に応じた施策の充実が求められているものと思っております。

障害者の施策につきましては、平成15年にスタートいたしました障害者支援費制度におきまして、全国的に飛躍的な利用者の増加をみるなど、障害者を支える制度として定着しておりましたが、障害者の生活を支える居宅介護事業等のサービスの基盤整備が十分でなかったことや、精神に障害のある人に対するサービスが対象外となっていたことから、平成17年に、これらの課題の解決を図るため、障害者自立支援法が成立し、現在に至っているものであります。

障害者自立支援法では、市町村を中心とするサービス提供体制の確立、居宅・施設サービスの再構築や、国・道・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障害者福祉施策について抜本的な見直しを図られたものであり、利用者や保護者に一定の理解がなされているものと認識をいたしております。

したがいまして、現段階で制度の廃止を求めることは考えておりませんが、障害者を取り巻く社会情勢は、依然として厳しいものがありますことから、雇用の促進や住環境の整備などについて、さらに施策の充実が図られるよう、町村会等を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

なお、本町における障害者施策につきましては、現在、平成21年度から平成23年度までを計画期間とした第2期障害福祉計画を本年度中に策定する予定であり、障害者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすための施策について、広く町民の皆さんの意見をお聞きし、計画に反映してまいりたいと考えているところであります。

次に、後期高齢者医療制度の廃止の働きかけについてであります。

ご質問の1点目、年金天引きから普通徴収に変更可能となったが、実績と周知方法についてであります。

本制度につきましては、本年4月にスタートして以来、対象となる高齢者のみならず、国民全体あるいは医療及び行政の現場で大きな混乱を招いてきたため、すでにいくつかの制度見直しが行われてきたところであります。

見直しのひとつとして、ご質問にありますとおり、一定条件を満たした方は特別徴収、いわゆる年金天引きから口座振替という形で普通徴収に変更することが可能となり、10月支給分の年金から対象となったところであります。

本町におきましては、変更可能な対象者1,401人の7.7%にあたる108人が変更の手続きをしておりますが、この見直しに関しましては、広報8月号でお知らせを行ったほか、対象者全員に対しまして、説明書と申請書を郵送してご案内してきたところであります。

ご質問の2点目、普通徴収の収納率についてであります。すでに納期が到来しております5期分まででは、81.2%となっております。

ご質問の3点目、資格者証を原則的に発行しない方向で作業を進めるべきではについてであります。

広域連合におきましては、本制度における資格証明書の交付に関して、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づいて、保険料滞納者に係る措置の実施要綱を定めているところであります。

当該要綱は、さきほどお答えいたしました国保の資格証明書の交付と同様に、特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年間納付しない場合に交付することとなっており、事前に特別事情がある場合は申し出るよう案内することとなっております。

また、広域連合では、現在、資格証明書の交付に関する運用基準の策定作業を行っているところで、均等割軽減世帯に属する者、所得割軽減の適用を受ける者、納付相談に応じて決めた保険料の納付方法を確実に履行すると見込まれる者などは、資格証明書の交付対象者から除外するという現段階の案が示されております。

市町村では、納付相談を通して、滞納者個々の事情を判断して対象者を選定し、広域連合が決定することとなっております。

本町では、この運用基準案に基づき、国保と同様の形になりますが、相談を行って事情を伺い、分納誓約していただける場合には資格証明書交付の対象者とはしないこととしております。

しかし、相談に応じていただけない方など悪質な場合には、交付対象者と判断せざるを得ないとの考えでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問の4点目、被保険者の負担がない健診事業の来年度の実施についてであります。平成21年度も引き続き無料といたしたいと考えております。

ご質問の5点目、制度を廃止し、高齢者医療のあり方を検討しなおすよう国に求めるべきではについてであります。

本年9月に、厚生労働大臣が、制度の見直しについて提唱したのを受けて、政府与党では、1年をかけて検討することとして、プロジェクトチームを立ち上げたところとお聞きいたしております。

また、国会では、野党4党が共同で後期高齢者医療制度や保険料の年金天引きを廃止し、従来の老人保健制度に戻すという内容の後期高齢者医療制度廃止法案を提出しており、現在審議中であります。本町といたしましては、これらの動向を見守っている段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、順次再質問をさせていただきます。

1番目の予算編成、来年度の予算編成の問題についてでありますけれども、私たち、町長に、先日、63項目にわたる来年度の予算要望をお渡ししてきたところであります。

その中では、いろいろ住民要望に基づく予算要望しているわけでありませうけれども、今回の質問では、そうした中で特に重要だと思われる点について、質問したいというふうに思うわけですが、一つは、政府がしっかりと国の責任を果たして、地方交付税法その他で定められた地方の不足するこの財源をきちっと保障する。財源の保障、その機能をきちっと果たすべきだということに関してでありますけれども、質問でも申し上げましたけれども、三位一体の改革その他で、地方交付税がこの間、予想以上に削減されて、そのことが地方の困難にも拍車をかけているわけでありませうけれども、最近になって、道路特定財源の一般財源課を、福田内閣が閣議決定して、そして、そういう方向で進んでいたわけでありませうけれども、そうした中で、麻生内閣がそのうちの1兆円を町にも配分するのだと。

麻生内閣が最初の発言では、地方が自由にできる金として配分するという、そういう指示を出したわけでありませうけれども、しかしながら、ご承知のように、道路族だとかその他の抵抗にあいまして、最近では、政府と与党の合意ということで、このお金は交付金にするのだと。

そして、谷垣元財務大臣などの発言では、8割は道路に使うのだと。

主に公共事業に使う金として、それは交付するのだというようなことで、後退してしまっているわけです。

これでは、一般財源化とはとても言えないわけで、やはりその地方に交付税に上乘せする形で行って、そして、その地方の一番の大切なことに、それはもちろん公共事業も含まれるでしょうけれども、使うように、しっかりと地方から声をあげていく必要があるのではないかと。

先ほど、町長も町村会その他でも、6団体の申し入れの文書も見せていただきましたけれども、そういう形で申し入れはしているわけですがけれども、個々の地方からも、しっかりとそういう意見をあげていくべきだと思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、私どもも道路財源が、当初は1兆円ということは、今、3,000億の道路財源、それと、6,000億。

これがプラス1兆円というような気持ちでいたのですが、結果的には3,000億が増えて1兆円。

全部で3兆3,000億の道路財源のうち2兆1,000億が地方へというようなことになってきた。

しかも、今お話ありましたように、8割は公共事業に使いなさいというふうになってくると、最初の話は何だったのかなというようなことにもなるわけですが。

ただ、一方では、これだけでは済まない。さらに交付税は別財源でさらに増やしてはどうだという話も現在出ているというふうにもお聞きをしております。

私どもは、あくまでもやはり自由に使えるお金、交付税を確保してほしいということ、最大のねらいとして、今お話ありましたように、地方6団体をはじめ、町村会としてもそれらの運動に、これからも鋭意、私どもも参加し、頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ぜひ、そういう方向で頑張っていきたいと思っておりますけれども、道路特定財源の一般財源化に抵抗する勢力が、それこそありまして、最近、国土交通省が道路の将来交通需要推計に関する検討会が結果を出しているわけですが、その中では、今までは右上がりに交通量は増えていくのだと。そういうことで、いろんな高速道路だとかそういうものも、そういう試算をもとに、どんどんつくっていくというそういうことでできていたわけですがけれども、この国土交通省の検討会が、将来、交通量が減っていくのだと、そういうことで出したわけですね。

道路族などは、すごくあわてたようであります。

結局、その交通需要がものすごく高いのだということで、費用対効果などを出して、どんどんつくっていくわけですがけれども、しかし、それが、将来は交通量がどんどん減っていくのだという、そういう推計になりますと、道路をつくっていく根拠が崩れていくわけです。

そういう状況になったにもかかわらず、一般財源化しようとする道路特定財源を、これからもしっかりと道路建設に使っていかうとする、そういう意見が強く働いて、今回のようなことになってきている

のだというふうに思うのですね。

だから、そうしたことからいえば、やっぱり地方は、それは道路が必要などころもあるでしょうし、そうでなくて、もっと別な観点で、住民生活を守っていかなければならないということもあるわけですから。

そういう地方の実情というものをしっかりと届けていただきたいというふうに思います。

ところが、なかなかいろいろな地方からの、知事だとかいろんなところの大会なんか見ると、道路つくれつくれというような声も盛んにあげるといような、そういうこともあって、なかなか道路をつくり続けるという、そういうものから脱していけないという状況もあるわけです。

そういう点からいえば、国土交通省のそういう検討会でさえ、将来、道路の交通需要というのはうんと下がっていくのだというものも出しているわけですから、ぜひとも改めて、地方からのその声というものが、大きく作用していくのではないかと。そういう方針を変えさせていく力になるのではないかとというふうに思いますけれども、これ、一番大事な点だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけども、私どもの町でも、例えば、公区長会議なんかも開催いたしますと、依然としてやはり道路整備の要望というのは、大変強いわけでありまして。

ただ、これは国や道路族といわれる人たちがいう高速道路ですとか、そういった道路とは違って、身近な生活道路に対する整備要望が強いのが、私どもの町村の道路要望であるわけですので。

何とかこれらについては、確保していただきたいと思っておりますけども、先ほど言われましたように、道路財源の1兆円の8割が公共事業という、その中身が道路が全てなのか、あるいは、水道、下水、住宅いろいろな資本整備を含めた公共事業に、どういうふうに割り振りで配分されてくるのか。

そういったところは、現実的にはまだまだはっきりしたものは出ていないわけでありましてけども、私どもはそうした道路の必要性、あるいは、今言われたように、道路以外の町としていろんな施策の必要性に財源が充当できるような方法が何よりも望まれることだというふうに思っておりますので、先ほど来申し上げたように、引き続き、そうした面での運動を続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ぜひ、そういう方向で、やはりその地方の自治体が、その地方の自治体に合った予算の使い方ができるように、ぜひ求めていっていただきたいというふうに思います。

夕張の問題がありまして、国では地方の財政再建を図るための法律をつくったということで、その結果、地方の財政状況というものが、いろんな数字で明らかになってきたというふうに思うのですけれども、しかし、この本町の実質公債費比率なんかも上がってきたというものは、やはり本町だけの責任だけではない。夕張でそういう状況になったというのは、夕張市だけの責任ではなくて、やはり先ほども言いましたように、三位一体の改革その他で、やはりそういうもとを絞ってきたということが大きな要因になっているわけですけれども、しかし、地方財政健全化法などによるものによりますと、例えば、本町で利率の高いものを返そうとしたら、やはり健全化のプランを立てて、そして、そのとおりに実行することを求めてくるのですけれども、しかし、その中を見ますと、議会にも諮らないで、何年後には、例えば、水道料金は何年後に上げていくのだというような、そういう計画のもとに、そういう高い利子のを借り替えていくというようなことを許可するというような形で、やはり地方の実勢というものを奪っていくような形がとられてきているのだというふうに思うのですよね。

だから、そういう意味からいえば、やはり国がしっかりと財政健全化に対する、この国としての責任を果たした上で、やはり、そういう中でも先ほども町長も言われましたけれども、いろんな財政改革だとかそういうものは必要な面は改革していかなければならないことはそうだと思うのですが、やはり国のしっかりとしたその責任を果たせという声も同時にあげていく必要があるのではないかとというふうに思うのですよね。

そうした点で、ぜひとも国の言いなりでないといえますか、やはり、財政再建といえ、例えば、料金を上げていくだとか、職員の給料を下げるだとか、職員の数をこれだけ削りますだとか、そういうこ

とを約束しないとやらないよというような、そういう国の態度を改めさせる必要があるのではないかと
思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、財政再建という名のもとになると、いろんな制約を受け
るのも事実であります。

ただ、私どももつらいのは、今言いましたように、一つの数値の目標を立てて、それをクリアしてい
くためにやらなければならない施策というのがどうしても出てくるわけでありまして。

例えば、水道料金の高料金対策だって、これだけやっても、それはクリアしないと交付税に入ら
ない。

今回の下水道でも、わずかコンマ1円かいくらかの差で何千万の交付税がもらえないというのは、そ
ういったことが出てくる段階では、何とか、変な言葉尻ですけれども、ご理解もいただく中での改定も
していかなければならない面もあるのだろーと思っております。

もちろんおっしゃるとおり、私どもが、今、公債比率、大変高いということで住民の皆さんにご心
配をかけている。その要因は、一つにはやはり、平成8年の開基100年を中心にしたあの時点で、相当多
くの町債を借り入れた。

しかし、その当時は、どちらかというと景気浮揚策ですとかいろんな関係で、もっともって借りれと。

その代わり、交付税も右肩で上がっていくから、起債が増えてもその償還は上がった交付税で間に合
うのだというような、そういう時代でもあったわけですから。

その辺のことを、これからも十分住民の皆さんにも理解していただく中で、間違いなく私は、これか
ら率は下がるし、町債の残高も目に見えて減っていくというふうには私は思っていますけれども。

ただ、いかんせん数字は数字ですから、これをどうすることもできないわけですが。

そのためにも、出る方も節約する。

しかし、入る方はもっとたくさん入れてもらえるように頑張っていく。

そういうことにはこれからも十分気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そうした国に対するきちっとしたこの姿勢を持ち続けて対処する。そういう姿勢
をとってほしいというのが前半なのですが、もう次からの質問は、そうした苦しい状況の中で、やはり
何を重点的に解決していくのかという、そういうことなわけなのですが、ご承知のように、政府は福祉
予算2,200億ずつ削るのを、来年もやると、こう言っているのですが、そうした中で、住民のセーフティ
ネット、この安心安全というものが崩されてきている。それが今の状況だというふうに思うのですよね。

そうした中で、例えば、生活保護を申請したけれども、もらえなくて、餓死してしまったとか、そ
ういうものがあちこちでニュースになるというような状況も生まれてきているわけなのですよね。

今回、こういう不景気の中で、派遣社員なんかどんどん首切られるというような状況の中で、2009
年を迎えさせてくれというような、そういう青年の悲痛な声も報道されているわけなのですよね。

先ほどもありましたけど、中小企業のそういう経営の問題なんかもそうなのかもしれません。

そうした状況の中で、前段でも申し上げましたけれども、町民の経済状況というのは、すごく苦しく
なってきたと。

200万以下の給与収入の人が50%近くいる。

それから、お年寄り100万以下の年金の方が、それこそ五十数パーセント、6割近くいるという、そう
いう経済状況、それが反映されて、いろんなものの収納率の低さにつながってきているのだというふう
に思うのですよね。

そういうことを考えますと、やはり、もちろん国の責任として、憲法25条にあるように、健康で文化
的な生活をすべての国民が享受できるのだという、そういう観点に立てば、やはりお金に困って路頭に
迷うだとか、それから、歳をとってしまって、病気になったけれども、お金がなくて病院にかかれな
いのだとか、そういう悲しむべき事態を、我が町は生まないのだと。

やはり、国がそういう形でどんどん福祉を切ったり何なりして、困難な状況に国民を置いているのだけれども、しかし、町村が最後のそういう住民にとっての最後の砦なわけですね。

だから、そういった点では、憲法のそうした精神を、町村がしっかりと役割を果たすためには、この以下に掲げたようないくつかのそうした最低限のことは、断固町が措置をとっていくのだという、そういう姿勢をぜひとっていただきたいということで、この幾つかの点を挙げたわけなのですよね。

例えば、1番目に、水道の給水停止。これは原則的には止めてほしいのだという問題でありますけれども、2年前は確か給水停止の件数は51件ぐらいだったというような記憶をしているのですが、それが今回の答弁では、69件が給水停止になっていると。

やはり、前に、こういう人たちは払えるにもかかわらず払わないのだというような認識だというふうに伺ったのですが、しかし、こうした形で件数が増えていっていると。

私、悪質な考え方を持っているといいますか、ふとどきものがどんどん増えていっていると思わないのですよね。

やはりここに反映しているのは、払いたくても払えないという状況がそこに生まれてきているからこういう状況になっているのだと思うのですよね。

以前にこの問題を話したときに、個々の払えない人の経済状況どうなのかということを示してくれといったのですが、それは数字としては持っていないということでありました。

しかし、やはりこういう経済状況を考えますと、やはりこういう払えない人の状況というものを、ほかの問題でもそうなのですけれども、しっかりと掴むことが必要だというふうに思うのですよね。

ぜひお願いしたいのですが、こうした状況の人たちの経済状況掴んで、やはりその人たちの状況に合った、やはり原則的には給水停止という最悪の手段はとらないのだと。

そういう方向で進むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 給水停止から国保の関係、あるいはいろんな問題がお話いただきました。

ただ、今までも申し上げてきましたように、私どもはこうした滞納が増えていく、滞納者が出てくる。その一つの中には、今お話ありましたように、厳しい経済情勢ですから、段々所得も低くなってきて大変な生活にあるのだということも当然我々も認識はしています。

ただ、一方では、依然として払わない悪質な滞納者というの、これまた事実増えているのが現実だというふうに思います。

私はこれ、ある町民匿名の方ですけれども、6月に手紙をもらいました。

70歳代の年金受給者の夫婦。大変だ。年金からどんどん引かれていく。

ただ、この人はつらいけども払っている。

最後に書いてあるのは、町長許さないぞ。なぜ正直者がばかをみるのだ。

一生懸命払っているのに、ごね得だ。あるいは、町が徴収に行かない。

そういうやつはやっぱり許せないというようなことを書いてある。

町長が先頭になって公平になれということ。

私はこれはあまり職員として、当然そういう思いで仕事をしているのだろうというふうに思います。

職員が行ったら、俺は病気になったら金払うのだから国保になんか入らなくてもいい、払わなくてもいい。給食はうちで子どもに食べさすけど、学校へ行ったらそれは町が払うのが当たり前、水道なんかいらん。

そうってお前らは俺たちの税金で食っているのではないかというような馬事雑言まで聞かれて、それも頑張って徴収をしている。

税務課の職員も水道課の職員も教育委員会もみんな頑張っている。

その人たちが、近辺や周りの生活状況を見て、とてもあの人が生活できないような状態ではない。

これはやっぱり、強制執行せざるを得ないということが私の方にあがってきたときに、私が、いやいやそんなもの仕方ないのだから、執行しなくてもいいから、滞納で置いておけということにはやっぱり

ならないのだと思います。

何とか理解をしていただいて、決して明日の生活も困る人たちを差し押さえたりなんかするようなことは決してこれはあってはならないことだというふうに思いますけども、これは変な意味、隣の人の所得はわからないのだらうと思いますけども、しかし、外国の車乗っていたり、普段の生活見ていると、とてもあの人が払えない人間ではないということも、ある意味ではわかっていただけるのかなというふうに思います。

できる限り、そうしたことのないように、本当に困窮されている方が困らないようなことは、これからも十分気をつけてまいりたいと思いますけども、制度の中の強制執行もある意味では仕方ない面もあるのかなということは、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そういうお金があるのに払わない。

これは、そういう人が0だとは言いませんし、やっぱりそういう人に強い姿勢で臨むということも、ある意味では必要かと思えますけれども、しかし、例えば、水道料69件のこの人たちが、給水停止した人たち全てがそうだとは思えないのですよね。

そういう点では、細かい対応、きちんとした対応をされて、そして、そういうことが起こらないような処置を、ぜひ努力していただきたい。そういうふうに思うのですよね。

そのほかの点でも同じなのですけれども、時間がないので一つひとつ伺えないのですけれども。

6番目の障害者自立支援法の廃止の問題でちょっとお伺いしたいのですが、来年度から、これを見直しの年に当たりまして、今、政府がその見直しをどうするかという、そういう検討をしている最中でありまして。

そういう時期でありますので、地方からの意見もぜひあげてほしいという意味で、再質問させていただくのですが、この障害者自立支援法になって一番の困難をもたらしたのが、応益負担。1割の応益負担なのですよね。

こういうことになると、そういう支援が必要な人ほど負担が増えるという、こういうことになりまして、これが大変な状況を生んでおります。

もう一つは、報酬の削減によって、こうしたものを抱える事業所その他が非常に困難を抱えて、私たちの党が全国の施設などにアンケートをして調査したのでも、97%の施設が経営が大変になったと、そういう回答をしているほどでありまして。

幾つかの問題点はあるのですが、その二つが決定的な問題だというふうに思うのですよね。

やはり応益負担、これは絶対に止めてほしいと。

このことを、その報酬の問題もそうなのですが、ぜひとも今の時期に、政府に挙げてもらって、私たちはこうした基本的なそういうものが解決されない限り、この制度は廃止されるべきだと、廃止すべきだというふうに考えているわけですが、ぜひともそうした点を政府に要望してほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この新聞がそうだと思うのですけれども、自立支援法を廃止、新法をとというような見出しが出ておりますけども。

町村会の対応としては、廃止という言葉は使っておりませんが、今の制度をやっぴり見直すべきだということは、先の大会でも決議されておりました。

この後、年明けてからの国会に、新たな改正案が出されるのだらうと思いますけども、具体的なことはまだわかりませんが、おっしゃられたようなこと、現に矛盾しているようなことが現実にあるわけですから、それらが解決されるように、私どもも町村会の立場として対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 1問目はちょっと時間がないので、その程度にしたいと思いますけれども、いず

れにしましても、やはり住民と一番身近に接することができて、そして、その住民の状況をしっかりと掴むことができる町が、やっぱりその人たちの悩みの解決のために、大きな力を発揮してほしいと。

そういうことの一つひとつの積み上げが、質問1番目の解決につながっていくのではないかとというふうに考えますので、ぜひ、そうした姿勢を持っていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

2番目の問題であります。

後期高齢者医療制度の問題でありますけれども、この後期高齢者医療制度もそうでありますけれども、年金からの天引きというのが非常に不評で、やはり人の懐にこの手を突っ込んで金を持っていくというような、そういう感じを持っておられるのだというふうに思いますけれども、本町では108人でしたか。変わったということで、国の方でもこの年金天引きについては、全員がそういうふうになるような方向で検討しているようでありまして、段々変わっていくとと思いますけれども、こうした点もぜひ周知に徹底して、お年寄りの方々が、それこそ納得して払うというわけにはなかなかいかないかもしれないのですが、その辺よろしく願いしたいと思いますけれども、そうした中で、普通徴収になった方々の収納率が、道の平均の収納率よりも相当低いと。

80%ちょっと超えたぐらいだというような、81.2%というそういうことであります。

やはりそうした点では、やはりこれから、この年度が終わりまで、どのくらいあがっていくかわかりませんが、しかし、そういう形になっておりまして、これが将来的に資格証につながっていく。そういう可能性のある数字だということで、非常に心配しているわけでもあります。

老人保健制度のときには、75歳以上のお年寄りは、資格証を発行してはいかんと。保険証を取り上げてはいかんとというそういう法律だったのですよね。

それが今回は、払えないものには渡さないのだということなのですが、先ほども年金100万しかもらっていない人が、6割近くあるという、そういうことになりますと、やはり普通徴収の人が、こうやって未収になっているのは、それは先ほどの町長の話でないですけども、金があるのに払わないのだという、そういうことはずっと低く、そういう人ではない人たちが払えなくて払わない人が大半ではないかというふうに思うのですよね。

そういうことを考えますと、今度、連合の方では直接徴収しているわけでないので、町のそのいろいろな対応によって、資格者証の発行につながるか。

そこがすごく市町村の対応いかが響いてくるのだと思うのですよね。

いろんな相談業務だとか、いろんな対応をしっかりとすることが、こういう人たちに資格者証を発行しないことになるなと思うのですよね。

ぜひ、そういうことで、積極的なお年寄りの方々との接触を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、一般的な滞納と違って高齢者の場合には、そういうことは多くはないのだろうというふうに私も思います。

特にそうしたことからすると、こうした証明書の発行が必ずしもいいことかどうかという、いろいろこれは問題もあるのだろうと思いますし。

ただ、先ほど言いましたように、国政の場所で盛んに後期高齢者医療制度そのものの存続も含めての論議がなされているようでありますし、中には今の後期高齢者という言葉自体がもうおかしいのではないかというようなことで、老人福祉法でいけば65歳以上がみな老齢ですから、そこまで下げた新たな保険制度が考えてはどうですかとか、実はこれは我々もいつも言うのですけど、国保制度も都道府県が持ったらどうだとかというようなことも含めて、いろんなことが今、保健制度は言われているようです。

私どもはやっぱり一番心配なのは、高齢者の方が医療にかからなくなるのが一番心配なことですから、何とか安定した制度になるように期待をしたいというふうに思いますし、おっしゃられたとおり、町村

としての担う役割というものは、当然果たしていかなければならないと思っていますので、これらの動向を見ながらまた対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 政府はいろんな意見に押されて、年度の後半になってから、健診事業にお金をつけたということなのですね。

北海道に1億3,000万当たったということなのですが、こうしたものの対応は町に来ているのでしょうか。町にくるのかどうか。

その辺はどんななっていますか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいまのご質問なのですが、まだ現在、町の事務方には詳しい話は何もきていないので、不明でございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そうしたのも、下の声が反映した結果だというふうに思うのですよね。

この後期高齢者医療制度の廃止の問題も含めて、やはり一旦廃止をして、そして、これはそれこそ差別医療、75歳以上になったら医療をこれだけ制限しますよというものがしっかりと入っているのですとか、2年ごとに保険料が上がっていく。そういう仕組みをもうつくってしまったという問題もあります。

だから、今低くても、上がっていく仕組みになっているというような問題もありますし、これはやはり少々の手直しでは直るものでない。

やっぱり廃止しかないということだと思うのですよね。

だから、ぜひ、町村としても、これは廃止をして、もとの制度に戻して、そして出直すと。

そういうことをやはり声として挙げてほしいと。

やはりそれが、高齢者の気持ちに伝える道だというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申しあげましたけれども、町村会としても、これらについては十分内部での検討をし、国へ対する要望も強めております。

廃止という言葉は、先ほども言いましたけれども、使っておりませんが、よりよい制度になるようにというようなことの中で、これからも努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっと十分な質問にならなかったのですけれども、しっかりと住民のその気持ちに沿った対応をしていっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

[延 会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（14：51 延会）

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第4回幕別町議会定例会

(平成20年12月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
19 千葉幹雄 1 中橋友子 2 谷口和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第82号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第83号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 幕別町生活安全条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 幕別町道路占有料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第89号 訴えの提起について
- 日程第11 議案第90号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第12 議案第91号 平成20年度幕別町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第92号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第93号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第94号 平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第95号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第96号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第97号 平成20年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

会 議 録

平成20年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 4 藤原 孟 5 堀川貴庸 6 前川雅志
7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)
3 齊藤喜志雄 14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教育委員 長 林 郁男 代表監査委員 柏本和成
会計管理者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 久保雅昭 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 川瀬俊彦 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
企 画 室 参 事 長 谷 繁 こ ど も 課 長 森 範康
民 生 部 参 事 森 広幸 町 民 課 長 田村修一
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 土 木 課 長 角田和彦
施 設 課 長 澤部紀博 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
保 健 福 祉 課 長 野坂正美 住 民 課 長 吉田隆一
農業委員会事務局長 飛田 栄 学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 千葉幹雄 1 中橋友子 2 谷口和弥

議事の経過

(平成20年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番、千葉議員、1番、中橋議員、2番、谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 3番、斉藤議員、14番、永井議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、17番、杉坂議員より、本日、遅参する旨の届出がありますので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内とします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目、小規模修繕契約希望登録制度の活用状況についてであります。

町が発注する小規模な修繕の受注希望者の登録を受け付け、町内事業者の受注を拡大し、就業機会の確保と町内経済の活性化を図るとの趣旨で、小規模修繕契約希望登録制度が設けられ、今年度7月から登録が開始されています。

開始から5カ月が経過し、この制度がどのように活用されているか、以下の点についてお伺いします。

①現在までの業種区分ごとの登録者数について。

②現在までの発注件数及び発注金額について。

③制度の周知を徹底する必要があると思うのですが、どのような方法で周知されてきたのでしょうか。二つ目です。

中小企業の緊急保証制度の積極的な活用についてであります。

原油・資材高騰に続き、アメリカ発金融危機が日本経済を直撃しています。

政府は10月の月例経済報告で、景気の基準判断を弱まっていると公表しました。

日本銀行の10月の地域経済報告でも、北海道は弱めの動きとなっているから、やや厳しい状況にある

に修正されています。

景気失速の影響をもっとも受けるのが中小企業です。年末にかけて事業に生き詰まる中小企業が増加する懸念が強まっています。

帝国データバンクが11月に発表した資料によると、全国の中小企業の3分の1が年末にかけ資金繰りが厳しくなると答えています。

十勝管内においても中小企業の経営者の方から、地域経済の落ち込みはひどく、個々の力ではどうしようもないとの声が聞かれます。

10月31日から原材料価格高騰対策等緊急保証制度の受付が市町村役場窓口で開始されました。

融資の対象が従来の185業種から618業種と大幅に増えました。

中小企業の倒産や隠れ倒産を未然に防ぐために、この制度の積極的な活用をすすめ、中小業者の支援をおこなうべきと考えます。

そこで以下の点についてお伺いします。

①原材料価格高騰対策等緊急保証制度の利用状況・相談件数について。

②金融機関、信用保証協会の審査結果で融資を受けられなかったケースの有無について。

③早急に制度の周知を徹底する必要があると思いますが、どのような方法で周知されているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、小規模修繕契約希望登録制度の活用状況についてであります。

この制度は、本町が発注する比較的規模の小さい修繕の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設け、町内事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的に、本年7月1日から実施したものであります。

対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が30万円未満のものであります。登録を希望される方は、随時、登録申請をしていただくこととなりますが、一定の資格要件を満たしていることが必要となります。

また、登録された情報は各課に周知しておりますので、小規模な修繕が発生した場合に、その修繕内容等に応じて受注先の業者選定にあたり活用されることになっております。

ご質問の1点目、業種区分ごとの登録者数についてであります。12月1日現在までの登録者数は、土木関係が1業者及び内装関係が2業者であります。

ご質問の2点目、発注件数および発注金額についてであります。12月1日現在までの発注件数及び発注金額は、土木関係が1件で4万2,000円、内装関係が3件で3万5,700円となっております。

ご質問の3点目、制度の周知方法についてであります。この制度の内容等につきましては、広報まぐべつ7月号への掲載及び本町のホームページに7月1日から掲載して周知を図ったところであります。

なお、本年度は、年度途中からの制度実施であったために、まだまだ周知が徹底されていない面もあろうかと思っておりますので、来年度に向けましては、広報やホームページでの啓発はもちろんのこと、商工会や技能士会などにもご協力をお願いし、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業の緊急保証制度の積極的な活用についてであります。

ご質問の1点目、原材料価格高騰対策等緊急保証制度の利用状況・相談件数についてであります。10月31日からスタートいたしました本制度は、原油・原材料価格や仕入価格の高騰、景況悪化の影響を強く受けている中小企業者の皆さんを対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証するもので、11月末現在での幕別町における認定者は13件となっております。

ご質問の2点目、融資を受けられなかったケースの有無についてであります。緊急保証制度をはじめ、他の認定業務で取り扱う案件については、申請書式に取扱金融機関の記載欄がないため、正確に把握することが困難であります。全ての申請者が取扱金融機関との協議の上で認定の手続きをしておりますことから、融資が実施されたものと認識いたしているところであります。

ご質問の3点目、制度の周知方法についてであります。この保証制度につきましては、安心実現のための緊急総合対策を受けた中小企業金融対策の一環として新たに創設されたものでありますことから、中小企業庁、北海道経済産業局をはじめ、北海道、北海道信用保証協会のホームページで広く周知しているほか、テレビコマーシャルでも放映されているところであります。

町といたしましては、12月の広報の配布と同時に北海道経済産業局のチラシを全戸配布するとともに、ホームページでの周知をしているところですが、さらに、商工会や金融機関とも連携して町融資も含めた制度の周知を図り、原材料の高騰などで売上げが減少している中小企業の皆さんの支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問の方をさせていただきたいというふうに思います。

業種区分ごとの登録者数、発注件数及び発注金額については承知いたしました。

1～3まで関連事項になりますので、まとめて質問の方をさせていただきたいというふうに思います。

その前にですけれども、この制度を利用するにあたって、役場内のマニュアルと申しますか、そのことで確認したいと思うのですけれども、例えば、その小規模な修繕が発生する。

その後、登録した業者のリストがあるということになりますけれども、その修繕を担当する係がそのリストを見て発注するのか、どこかセンター的な役割をするような部署があつて、そこからリストでもって発注されていくのか。

また、そのほか特長的なことがあつたらば、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 発注の仕方についてでありますけれども、これは総務課の方で取りまとめておりますので、その登録のありました業者につきましては、全課に総務課の方から周知しております。

ですから、その登録された業者は全課知っておりますので、そのリストを見て発注できる工事があつたら発注をするという仕組みになっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

この制度ができて5カ月ということでありまして、今、ご答弁にありましたように、件数がまだすごく少ない。

登録の件数も少なければ、そのせいもあつてなのか、発注の件数も金額も大変少ないというところですね。

聞くところによりますと、20件から30件ぐらいのそういう登録の規模を見越しての制度の開始というふうに聞いてもおりますけれども、そして、この、今発注された4件も、特定の課のところでの発注にまだとどまっているということも聞いているところです。

つまり、登録したいという業者も少ないということもあるのですけれども、町としてそのリストが各課に下りているということの今お話がありましたけれども、どのように各部署で、この制度を、中小業者の皆さんに発注するように稼働しようとしているのか、ちょっと見えてこないわけです。

登録が少ない。このことについて、どういう理由が考えられるのか。

町としての認識をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、私も7月からスタートして、これだけ少ないというのはちょっと残念な思いもしてはいるわけでありまして、たまたまこれ、12月5日の新聞を見ますと、帯広市でも非常に低調な状況だというようなことが出ておりました。

その一つの中には、やはりどれだけの事業が年間あつて、私たちに、いわゆる登録者側からするとどのぐらいの業務量等が発注を受けるのか。

そういったこともなかなか周知されていないというようなことがあつて、不安な面、あるいは先行き

がわからないという不透明な面があるというようなことであります。

特に本町の場合は、まずはやっぱり今回、期間が短かったというようなことがありますし、周知の方法も、先ほど申し上げたような周知の方法でありましたから、それだけで十分でない面があったのだろうというふうに思います。

また、一方、発注する側としても、今までの慣例がありますものですから、どうしても慣れた業者といたら言葉があれかもしれませんが、今まで絶えず発注していたところへお願いしてきたというような経緯もある。

ですから、名簿がありながらもなかなかそれとマッチしない部分の発注もあったのかなというふうにも思っていますので、それらについてはこれからも十分留意しながら、来年度に向けてさらに徹底できるようにやっていかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、中には同じ中小の業者の中でも、民間の仕事を主として請け負っているので、あまり町の仕事は請けていないのだというような方もあります。

さらにもう一つは、小さな工事でも、例えば、建築主体を実施したB業者だとかC業者の方が、一番内容がよく知っているので、額は小さいけども、そこでお願ひした方が早いのだとか、あるいは急を要するときはお願ひするというような場合も、まれにはあるのかなというふうに思いますけども、いずれにしても、せっかく作った制度ですから、これは有効に活用されるように、十分内部でも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、町長のお言葉にもありましたように、せっかく作った制度でありますから、有効に活用されるような、そういったことが必要なのだというふうに思うわけです。

そしてまた、今、ご答弁にもありましたように、登録したいというふうに、業者の方になってもらうには、やはりどんなような件数の規模の仕事があるのかということも紹介する必要があるのではないかなというふうに考えます。

今年の3月に、この小規模修繕希望登録制度について質問したときに、町長からいただいた答弁の一つですけども、契約行為のない小規模工事、修繕の発注状況、これが平成18年度の実績で金額が30万円以下の工事及び修繕の発注については2,191件あったと。

そして、発注金額は1億4,801万8,000円となっていると。

そして、発注方法は、指名願ひを提出している登録業者、過去に発注実績のある業者及び町で把握している業者の中から適切な業者を選定して発注している。そのようにご答弁いただいております。

四半期を過ぎて、今年は始まったわけですが、ですから、18年度の実績に比べて件数は少ないのではないかなと思うのですけども、それなりに件数はあったのだと思うのです。

今のところどれぐらい、この金額が30万以下の、この小規模修繕契約希望登録制度に、発注することのできる修繕はあったのか、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 前は18年度の実績ということでお答えさせていただきました。

今回は19年度の実績が出ておりますので、19年度で実績でお答えさせていただきたいと思っております。

19年度におきましては、30万円以下の小規模な修繕等につきましては2,057件、金額にいたしまして1億2,746万2,000円という実績であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、ご答弁いただいたような数字が紹介されてくるようなことになると、今、中小企業の本当に経営の実態というのは厳しいものがあるというふうに、たくさんの声が届いておりますことから、それだったら、登録して町の修繕事業を受けたいという企業はもっと増えていくのではないかなというふうに思います。

ですから、積極的にそういった具体的な数字も出しながら、制度の運営をしていっていただきたいなというふうに思います。

それで、自治体の役割ということではちょっとお話ししたいのですが、最大の発注主の自治体として、地域の中小企業の経営を守るために、特定の業種に隔たらない。このことに配慮すべきというふうに、私やはり、この3月議会で聞いているのですね。

こうした随意契約に係わっては、いわゆる均衡を逸しないように発注することが大変必要なのだろうと思っています。

そして、それぞれの担当課で発注する部分が多いことから、十分そういった意向も担当の部署に通ずるようにしながら、均衡があるという、隔たり過ぎないように、発注に意を用いてまいりたいというふうに、町長からご答弁いただいているところでありました。

とにかく町内の中小企業が、今後も経営が継続できるようにしていかななくてはならないというふうに思うわけです。

小規模修繕が発注される際に、指名業者に発注されても、町としては下請けや孫受けに仕事がまわるということもあるわけですね。

そういったケースは、町としては把握できないのだというふうに思うのです。

そして、登録していないから、この小規模修繕の仕事ができないというふうにするのもよくないと思いますし、きちんと登録しているからということで、そこに多く発注があるというのもまた望ましくないのだというふうに思うのです。

その辺が、この制度の運営の難しいところだというふうに思うのです。

町から発注を受けた指名業者が、自ら修繕するのか。それとも下請けに出すのかは、先ほども言いましたように町としてはわからない。

ですから、どの業者が収入を得たかということが把握できない仕組みに今はなっているのではないかなというふうに思うのです。

そういったことであれば、この制度の趣旨が活かされていないというふうになるわけなのだと思います。

中には町の発注する仕事は請けない。請けなくてもやっていけるというそういった中小企業もあるのかもしれないと思いますが、今こういう状況の中ではそんなに多くはないのではないかなというふうに推察します。

町内の中小業者に隔たりすぎることがないようにする。町の仕事をやりたいという中小業者にも仕事がまわる状況をつくるためにも、この制度がしっかり稼動していくことが必要なのではないかなというふうに思うわけです。

それで、町としては、これから、今お言葉にあったように、せっかく作った制度であるから、きちんと運営したいというふうにご答弁いただいたわけですが、幕別町としてはどれぐらいの、例えば、登録件数ですとか発注数ですとか、規模になっていくような発展のさせ方。

この制度の展開を考えているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問ありましたように、18年、19年の実績を見ながら、このうちどのぐらいが登録された業者にいくかということは、なかなか数字では、今の現状では難しいのかなというふうに思っております。

ただ、先ほども言いましたように、登録された方、登録されない業者の方も中にはいらっしゃるわけですが、その方々に対する発注もありますし。

そしてまた、これは業者の方々の企業努力というのですか、そういう努力もあるのでしょうか、発注したけれども、名簿にあるから、発注したけれども、なかなか仕事が進まない。

あと、この業者発注すると、すぐやってくれたから、次はまたそっちへいってしまうと。

いろいろ仕事の内容においても、あるいは実施状況においても、難しい問題がありますし、土木関係、内装関係、塗装ですとかいろんな業種のかかわりも出てきます。

そういったものは、これは修繕ですから、その年度年度によってどんな工事が出てくるかということ

は、もちろん最初からわかるわけではないわけですから、その実績によって発注も変わってくるのだらうと思いますけども。

私どもとしては、できる限りこうした登録をしていただいた皆さんを中心としながら発注していくことは当然のことだと思いますし、お話ありましたように、やはり均衡ある発注状況をこれからも維持していくために、内部でも十分協議をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 先ほど、町長から切り抜きのことが紹介がありましたけども、この制度を2003年10月から実施している帯広市においても、すべての小規模工事や修繕に、この制度が発注されているわけではないということも承知しておりますし、また、登録したからといって全ての業者が受注しているということでもないということも承知しているところです。

しかしながら、中小企業の方からは、より公平に、また、実施機会も拡大されるということで喜ばれているのだというふうに聞いています。

実際に受注を受けた業者の方も、地域の業者として責任を持った仕事をしたいということで頑張っている。

そして、発注先からも、例えば、公営住宅の工事であれば、居住者からもいい工事をしてもらったというふうに喜ばれているのだというふうに聞いています。

そういった相乗効果も、この制度からは生まれてくるというふうに思うので、繰り返しになりますけども、この制度の周知を図って、利用促進に努めて、制度の趣旨を活かしていただきたいというふうに思います。

二つ目にいきたいと思います。

中小企業の緊急保障制度でありますけども、これも件数についてはわかりました。

まずは、1に係わって質問させていただきたいというふうに思うのですが、これも新聞報道からの紹介になりますが、東京商工リサーチが12月8日に発表した負債額1,000万円以上の倒産件数は、1月から11月までで1万4,284件となっていて、すでに昨年1年間の合計を突破している。

11月の倒産を原因別にみると、販売不振が66.6%でトップなのだそうですが、運転資金の欠乏ということでは6.3%で4位となっている。

4位というのは、通常に比べ、高い順位であるのだそうです。

道内においても、1月から11月までの負債額1,000万以上の累計倒産件数は、前年同期を28.8%上回る429件となっているのだそうです。

北海道においても、経営環境の厳しさが浮き彫りとなっている。幕別町といっても、幕別町とて例外でないのだというふうに思うわけです。

そしてまた別な新聞報道の紹介になりますけども、今回質問しております緊急保障制度の利用が、北海道においては急増しているとの報道がされています。

北海道信用保証協会によると、制度開始の10月31日から10月末までに保障を承諾したのは1,060件で、融資額は200億円を突破している。

通常の保障も含めた11月の承諾金額は、前年同月比の51%も増加していて、この増加分がほぼ緊急保障制度分であると。

そして、市町村の窓口には、制度利用に必要な実際の認定を求める経営者が連日つめかけていると、そういうふうに報道されているところでした。

ただ、そういった全道的なことの紹介の中では、幕別町はまだ13件ということでご答弁いただいたわけなんですけども、まだ利用が低いのではないかなというふうに思うのですが、私が低いというふうに思っているわけですが、町の方ではこのことについては、どのように認識されているのか、お尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 個々の経営者の方の内容までわからないわけでありまして、どういう方が

借りたいということが明確にはお答えできませんけど、ただ、今、答弁の中で、11月までで13件というお答えをさせていただきました。

その後、やはり日に1件程度、認定申請に来ていただいております、今現在では20件ということで、その後、12月入ってから7件の申請認定がありましたので、これからも増えつつあるのかなというふうな認識を持っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

今、ご答弁いただいたように、これからもどんどん増えることになっていくのだろうなというふうに思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、②にかかわって質問したいと思います。

融資が断られたケースがないということで安心はいたしました。

今後も融資が断られる、いわゆる貸し渋りが起こらないように、関係機関と連携をしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

この貸し渋りの現状なのですが、これも過日の新聞報道によりますと、調査したのは日本銀行ですが、9月末の国内銀行の中小企業向け貸出の残高が、179兆円であるのだけでも、1年前よりも約6兆円減っている。2年前よりも約8兆円減少している。

金融機関による貸し渋りは、そんな数字も出ていることですから、身近にもあるのではないかなというふうに推察されるわけです。

だからこそ、今、この信用保証協会が100%保障してくれるこの制度の利用が求められているのだというふうに思います。

中小企業庁からも、全国信用保証協会連合宛に、貸し渋りが起きないように周知徹底を求めた通知が出されているというふうに聞いております。

親身な対応や迅速な保障手続きに努めることなどが、この通知の中では求められている中身であります。

ところが、幕別町というのではなしに、ある市町村の窓口では認定条件に当てはまらない。経営が赤字であるといったようなことを理由に、認定されない事態も起きているとの報道があります。

幕別町では、認定状況を満たす中小企業からの申請は、漏れなく認定するように、そして、融資を求める企業の立場に立って、年末を迎えて特に迅速な処理をしていくよう求めたいと思います。

そこで、この融資が断られるいわゆる貸し渋りがあったというふうにわかった場合ということでお尋ねしますが、町としてはどんな対応が可能なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

また、この窓口での迅速な処理という点では、どのように自己点検、自己採点されているかも併せてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 1点目の、結局貸付が実行できなかった場合の町としての対応ということになりますけども、これは町内の金融機関からのお話を聞いている中では、貸す貸さないというのは、もちろん金融庁からのガイドラインに基づいて事務手続きはされているという中であって、やはり一番問題となるのは、個々の企業の財務内容、決算内容だということでもあります。

例えば、1,000万の売上しかないのに、売上しかないといったらちょっと言葉悪いですけど、1,000万の売上で、これで1,000万貸してくれと言われてもこれは無理な話であるというような話もありますので、そこはあくまでも、その企業の返済能力があるかないかに基づいて貸付をしている実態でありますので、もしそういうケースが出た場合については、そういう判断を尊重しながらも、町としては貸し付けることができないのかという、そういうお願いといいますか、それはできるかもしれませんが、それ以上のことはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

それと、認定の迅速化ということでもありますけども、これは認定申請に来られた場合については、速やかに要件を満たすのであれば、審査した上で認定をしているという状況にありますので、引き続き、

迅速な事務処理を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

町として中小企業の融資、貸し渋りがないように、努めていていただきたいと思いますし、そして、窓口の対応、迅速にやっつけらっしゃるということであれば、引き続き、それも維持していただきたいというふうに思います。

それでは、③のこの制度の周知徹底についてに係わって質問しますが、この制度が緊急制度ということで始まったわけで、広報の11月号に載らなかったというのは、それは仕方がないことなのかというふうに思いますけども、12月号にも、本誌の方には載っていなかったということでありました。

12月号の折込ちらしとして配布された。

しかも、北海道経済産業局のちらしそのものが、広報と一緒に配られたということになっておりました。

ちらしは北海道経済産業局のもので、この制度の問合せ先ということでは、幕別町ということでは全然ないわけです。

これはあまり歓迎すべきことではなかったのではないかな。歓迎すべきことではないというふうに思うのです。

幕別町の担当課が問い合わせ先として扱っていないことが、町としてはあまり町内の中小企業に目が向いていないのではないかなという部分の印象も与えかねないというふうに危惧されるわけです。

町の振興がかかっているというふうに思うのですけども、12月号の、これは広報まくべつの企画の中身になりますけども、そういったちらしで対応しようというふうな議論になったのは、何か経過があるのかどうなのか、お尋ねしたいなというふうに思うのですけども、ご答弁をお願いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） この制度、もともとは中小企業庁、国の制度でありまして、その周知という点では、先ほどご答弁させていただいたとおり、中小企業庁はもちろん、北海道経済産業局、あるいは北海道、そして、北海道信用保証協会、それと、町の方でも補完的にPRをさせていただいている。

それで、結局今の相談といいますか、窓口に見える方の状況をみましても、制度内容の相談ではなくて、制度を承知した上で、申請書類どんなの出したらいいのとか、そういう手続き面のことを、制度を知った上での相談といいますか、相談まではいかないのですけども、そういう書類はどういったものを出したらいいのといったような問いかけでありますので、私どもとしては、十分これ、中小企業の皆さん、周知が図られているのだなということもあわせて、補完的に町としては周知をさせていただいたということでもあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 制度が周知されているということを前提に、補完的にということでありましたけども、実際に今20件までということでも、まだまだ利用したい企業はあるのだと思うものですから、宣伝については、強化を努めていただきたいというふうに思います。

それで、また、この制度、昨日付けでさらに80業種が追加されて、698業種になったというふうに報道されています。

これによって、対象となる中小企業、全部で約900というふうになっていますので、中小企業の数900業種というふうに聞いていますので、77%の業種がこれで網羅されたということになったわけです。

新たな指定された業種でいいますと、出版、新聞、貨物、軽自動車運送、理容・美容、公衆衛生、ビルメンテナンス業など、そのように紹介されておまして、幕別町にも該当のある業種がたくさんあるのだというふうに思うわけです。

そういったこともありますので、ますます、改めて、周知の方は徹底していただきたいなというふうに思うのです。

インターネットというのは、自分から見にいかないとわからないですね。

目に入ってくる強制力がある、ホームページよりも、やっぱり幕別広報の役割というのは大きいのだというふうに思うのです。

次回の広報に、自治体としての役割がはっきりした形で掲載するなど、制度の周知徹底をすべきと考えておりますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私どもとしては、現状においては周知はほぼ行き届いているのだなという認識を持っております。

ただ、業種が広がることによって、新たに町内の業者の方で対象になるということでもありますので、この辺は商工会、あるいは通常お金を借りるときには、まずは金融機関にいかれて、そこで相談するというケースがほとんどでありますので、商工会あるいは金融機関と相談しながら、どのぐらい周知が図られているかということも検証した上で、不足であれば、町としてのPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

中小企業が安心して年の瀬を迎えられる、年を越えられる。そのために、町の皆さんにも全力で頑張っていたきたいというふうにエールを送りまして、質問の方終了させていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

（10：41 休憩）

（10：55 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

学校給食についてです。

学校給食は1947年、教職員や父母、PTAの働きかけで始まりました。

学校給食法は、憲法26条、教育基本法3条に基づき、1954年に成立しました。

その目的に、児童生徒の心身の健全な発達のためと、国民の食生活の改善に寄与するものであるとして、学校給食を充実させるための教育行政の責任が併せて明記されています。

学校給食法の6条では2項に分けられ、給食運営にかかわる費用は自治体負担とし、食材費は保護者の負担となっていますが、付帯事項として自治体としてできる限り食材費等の補助をするようにとの通達もあります。

今の雇用の現状からみても、子育て世代の経済状況は大変厳しいと、子育て世代の父母の声も聞いています。

今後、食材の値上がりは、保護者の負担ではなく町の負担で対応すべきと考えます。

給食食材の冷凍加工食品の残留農薬、産地偽造野菜、事故米などの使用が明らかになり、食材への不安も大きくなっていますが、いまだに解決されていません。

文部科学省が2月に実施した緊急調査によると、特に大量調理によるセンター方式では、冷凍加工食品の使用率が高い傾向にあることが明らかになっています。

将来的にはセンター方式を見直し、自校式に改めていくべきと考えます。

また、児童生徒に安全・安心の給食を提供するために食材購入ルートの見直しと、さらに安全な食材の確保に努めることが必要です。

したがって、次の点について伺います。

- 1、食材費の引き上げは、保護者負担にせず町の負担で行うこと。
- 2、将来的にはセンター方式から自校式に。

3、食材購入ルートはどのようになっているのか。

また、業者はどのように選定されているのか。

4、安全な食材の確保に向けての取組みについてです。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えいたします。

学校給食についてであります。

本町では、昭和42年4月に豊頃町と一部事務組合を設立し、共同で学校給食を実施してまいりましたが、平成10年4月からは、現在の学校給食センターにおいて単独で給食を開始し、平成18年2月からは、忠類学校給食センターとの2カ所体制により、給食の提供を行なっております。

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を通して成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、さらには、地場製品の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義と役割を有するものであると考えております。

ご質問の1点目、食材費の引き上げは、町の負担で行なうことについてであります。

学校給食に要する経費の負担については、関係法令の規定により、施設設備費及び職員の人件費は学校の設置者の負担とされており、光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいとされておりますことから、これらを保護者の負担に転嫁することのないよう、学校給食費の保護者負担の適正化に努めております。

今般、平成21年度の学校給食費の額の見直しに際しましては、17%から19%の大幅な引き上げが必要となり、また、本年度においても給食材料費の不足が見込まれますことから、諸物価高騰が続くなかで、年度途中において保護者の皆さまの新たな負担増とならないよう、平成20年度中における給食材料費の不足分につきましては、保護者負担とはせず、町費予算で対応するよう本定例会において所要額の補正予算を計上させていただいたところであります。

平成21年度からの学校給食費の額の改定につきましては、近日中に各学校等を通じ、食材価格の動向や給食センターの運営状況など、改定に至った経緯を保護者の皆さまにお伝えするとともに、今後とも地産地消の取組みと食材の安心・安全な品質の確保に努め、なによりも子どもたちに喜ばれるような内容の充実した給食を提供することに、ご理解をいただいてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、将来的にはセンター方式から自校式で行なうことについてであります。

現在の学校給食センターは、先ほど申し上げましたように、豊頃町と共同で実施してきた一部事務組合を解消し、平成10年4月から、町内のすべての小中学校の給食を調理し、配送する共同調理場として運営しているところであります。

現在の学校給食センターを建設するにあたりましては、学校給食の実施に必要な施設及び設備類の整備に要する経費、並びに学校給食に従事する職員の人件費、加えて、小中学校が13校に及ぶことなどから、学校ごとに給食を調理する自校方式を採用せずに、共同調理場を建設したものであります。

今後とも、配送用食管の年次的な更新に努めるなど、少しでも暖かい給食をお届けできるよう配慮してまいります。建設後11年を迎えた現時点で、自校方式に改めることは検討しておりませんことをご理解をいただきたいと思います。

ご質問の3点目、食材購入ルートと業者選定についてであります。

給食費の約37%を占めている主食のうち、麺類を除く牛乳、米、パン用の小麦粉の主食材料につきましては、安定的な供給量が確保され、安価で購入できることから、すべての材料を札幌市の財団法人北海道学校給食会から購入しております。

パンについては、その後、帯広市内の製パン業者で加工を経て納入いただいておりますが、米についてはすべてを道産米、小麦粉につきましても平成18年度からすべて十勝産小麦を使用しております。

給食費の約63%を占めている副食のうち、鮮度を必要とする野菜類と果実類を除く乾燥食材や冷凍食品につきましては、帯広市内や札幌市内の学校給食の食材を扱う卸売業者や町内の小売業者から見積書

を徴し、年間契約や月ごとの契約により納品をいただいているところでもあります。

本年6月から町内3農協のご協力を得て納入いただいております、じゃがいもを除く野菜類や果実類につきましては、鮮度を必要とする性質上、納品当日の朝に帯広の市場で仕入れを行ない、定刻までにセンターへ納品いただければならないことから、対応が可能な町内の小売店を対象に、月ごとに見積り合わせを行い、納品をいただいております。

ご質問の4点目、安全な食材確保に向けた取組み状況についてであります。

議員のご質問にありますように、昨年から問題になっております冷凍加工食品の残留農薬や、一連の産地偽装事件、あるいは今年に入りましての事故米穀問題等、食の安全を問われる事件が相次ぎ、安全な食材の確保に向けての関心が高まる中、特に学校給食においては、その安全性を十分に確認し、児童生徒及び保護者の安心感を高める取組みが必要であると考えております。

このような中、文部科学省では、学校給食衛生管理の基準を一部改正し、食品購入にあたっては、原産国の明らかな食品を選定することと、販売業者名や所在地、使用原材料や保存方法が明らかでないものは使用しないことなどを求めています。

本町といたしましても、道の衛生主管部局や農政主管部局等のご指導をいただきながら、食材購入の際には品質検査証を事前に納入業者から取り寄せ、安全を確認したうえで購入するなど、食材の安全確保に万全の注意を払うとともに、学校給食の衛生管理の徹底に努めているところであります。

また、現在、町内3農協と地産地消及び食育に関する協定を締結し、学校給食に使用するじゃがいもを100%町内産としておりますが、今後とも地元農協のご協力をいただきながら、玉ねぎや人参など、他の作物についても広げていくことができるよう、地産地消の推進と安心安全な給食の提供に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） まず最初に、給食費の件ですけれども、今、経済状況が大変目まぐるしく動いていまして、特に若い世代の働く条件など、大変厳しい状況におかれております。

幕別町の収入の状況を見ましても、200万円未満の方が47.4%、300万円未満の収入の方が62.5%になっております。

そういう状況からも、若い世代の収入が大変厳しい状況であるということは、この中からも推察されるところです。

それで、今、就学援助、給食費や学校用品など受けている就学援助の状況を見ましても、年々援助率が上がってきております。

申請しても援助が受けられない、こういう子どもたちも、平成19年度では49人、小学校です。

中学校では18人います。

ですから、こういう状況を見ましても、親の負担は大変厳しいということがみえてきます。

父母のその就学援助の平均的父母と小学生一人、中学生一人、そういう中では、町の基準では338万300円、それに持ち家の方は47万加算され、公住の方は3万円加算されるとされております。

こういう中で、就学援助の率が増えているということは、子育て世代の経済状況が大変厳しい。こういう状況がよくわかってくるのではないかと思います。

今、子育て家庭に占める貧困世帯の割合、これは2000年度の資料ですが、14.3%となっております。

今は2008年ですから、もっとその率は上がっているのではないかと思います。

ですから、その父母の、その保護者の教育にかかる費用は、学校給食費だけでなく、非常に負担が重くなっている。こういう状況がよくわかってきております。

こういう中での給食費の引き上げ、これは緒物価が上がっているというところでは、食材費の値上がりが見えるところではありますけれども、やはり父母負担というのは慎重に考えなければならないと思います。

今年度は、負担分は町が負担していくということでしたが、来年度に向けて、町の負担を食材費に対

して、町が負担していくべきではないかと思えます。

それに関しましては、町の負担だけではなく、今年度、安心安全のための緊急総合対策ということで、国が特別交付税措置をとりまして、自治体で負担する食材費の場合は、半分を国が特別交付税で措置するとしております。

ですから、こういうことを、今年度に限らず、これからも国が食材費に対する負担をしていく。こういうことを求めながら、保護者負担をすべきではないかと思えますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 来年度以降の負担も含めて、長期負担をすべきではないか。

その背景には、最近の経済状況、子育てにかかわる若い世代の負担が、教育にかかわる負担としても重くのしかかっているということについては、私も同感でありますし、就学援助にしても、近年非常に増えております。

そういう状況の中で、公費負担ということでもありますけれども、いわゆる学校給食法のこの負担の割合、昭和29年に定められたものであります。先ほど答弁をいたしましたように、施設費あるいは設備費、人件費、このような範囲で設置者が負担をします。

食材費については、保護者が負担するというような基本的な考え方があります。

その中でも、光熱水費については、私の町は約2,000万ほどありますけれども、これも法を真っ直ぐ解釈いたしますと、保護者が負担すべき経費ということでもあります。ご質問の中にもありますように、その軽減措置については否定するものではないという解釈から、私どもの町としては、徴収をいたしておりません。

ただ、各町村の状況をみますと、政策として、例えば、食育だとか、地産地消の概念、あるいは子育ての支援の観点から、いくばくかの支援をしているという町村もございます。

これらにつきましては、町全体の政策の中での判断になろうかというふうに思いますので、法の基本的な考え方としての負担割合を遵守するという観点で従前から行ってきたところでもありますし、今後その基本姿勢を変えないように、負担を求めていきたいと。

ただ、政策の部分については、また別の論議であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 保護者の負担ですが、今、教育長は、光熱費2,000万、これは保護者負担ですけれども徴収はしていないというお答えでした。

一方で、学校給食法の第6条、ここでは児童または生徒が学校給食を受ける場合、その保護者の負担の範囲を明らかにしておりますが、その中で、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助するを禁止した趣旨のものではない。このように定められておまして、必ずしも自治体が食材費に負担を求めていく。

このことを全て保護者負担にすべきだという定めではありませんので、この学校教育法の第6条からみますと、食材費に対して、その光熱費と同じように、自治体が食材費に対して補助をしていく。このことは当然考えられる部分ではないかと思えますが、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 議員の質問の中にもありますが、自治体としてできる限り、食材費等の補助をするようにとの通達もありました。

このことをおっしゃっているのではないかと思えます。

昭和34年に通達が出ております。

これは今、議員の方からお話がありましたように、第6条の規定につきましては、負担関係を明らかにしたものであるけれども、保護者の負担を軽減するために、設置者が保護者によって、学校給食費を持つことを禁止している趣旨のものではない。

したがって、負担することについては規定されたものではありません。

ありませんが、法の趣旨から判断すべきものであります。

先ほど申し上げましたように、一つの施策として実施する場合、これはそれを否定するものではありませんよということでもあります。

食材費の負担については、これは明確に児童及び保護者というふうになっておりますので、これは基本原則として理解をする必要があるのだらうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この6条を活かしまして、食材費を自治体で助成しているところがあります。

それは3人目の児童の生徒の食材費は無料にするとか、食材費の3分の1を助成する。

または、ある一定の品目につきまして、例えば、小麦が値上がりし、その小麦に対する助成を自治体でする。

そういう形で食材費に自治体が負担をしているところがあります。

そして、子育て支援といったしまして、給食費を無料にしている自治体もあるわけですが、今は食材費に対する自治体の負担というところでは、こういう形で子どもたちや、それから、保護者に負担をかけないということで、自治体で食材費に助成をしているところがあります。

そういうところからみましても、今こういうときに、保護者に食材の値上がり分を負担求めていくということは、本当に経済状況が大変な中では、負担が思いのではないかと思います。

中学生の場合には、大体九千幾らでしたよね。

そういうことになりますと、二人いますと約1万8,000円の負担になるわけです。

保護者の、父母の給料がそれだけ上がるかということ、必ずしもそうではありません。

今、目減りしている時代です。

そういうときに、子育てにかかわるこういう費用を全て保護者負担にするということには、本当に子どもにとっても大変ですし、保護者にとっても大変だという状況になっていると思います。

そういうところでは、何らかの形で、やはり町が、自治体が助成をしていくべきではないかと考えます。

それと、食材費の見直しも必要ではないかというふうに考えます。

そういう中で、食材費の見直しを求めながら、やはり自治体がきちっと保護者に負担をかけない。こういう姿勢で臨むことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私がお答えするような内容でないところもありますけれども、おっしゃっていることは十分わかりますし、私どもも、心の傷む思いも感じております。

ただ、今回の給食費につきましては、先ほどもご指摘がありましたように、いろんなその事件事故が相次いでいるという中で、何といたっても安全安心な食材を提供すると。これが第一義的な目的であり、その使命であるというふうに考えた結果として、他町村にも、結果として、幅の高いアップ率になったという気はいたしておりますが、金額で安全安心を買えるというようなことではないかもしれませんけども、その辺を重要視した結果であるということをご理解をいただきたいと思っておりますし、確かに自治体の判断で全額無料にしている市もございます。

それぞれの町の状況、学校事情等々、施策として、先ほど申し上げましたような少子化対策あるいは子育て支援、そういう大きな判断から、いろいろな、学校給食ばかりではありません、施策は。

いろんな町全体の施策の中で、それを最優先をしたといいますか、そういうものも加味された市町村もあるということについても承知をいたしております。

いずれにしても、今、厳しい財政状況にありますことと、あるいは、置かれている保護者の皆さんの負担の度合いといいますか、それらについては、確かにわかるところでありますが、法の精神であるお互いの保護者あるいは設置者の了解のもとで、この学校給食制度を維持していくということが法の基本でありますので、その原点に立って判断をさせていただいたということが実態であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、教育長のお答えでは、町の施策としてどうするかということではお答えできないということでした。

では、町長に。

この学校給食費の食材費の負担、町の施策として自治体が食材費に、町の財政を繰り入れる。そういうお考えあるかどうか。

その点について、来年度に向けて、そういうこともぜひ検討をしていただきたいということでお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話をお聞きしておりました。

教育委員会としても、十分今回の給食費の改定にあたっては論議がされて、今回の考え方に至ったのだろうというふうに思います。

私どもとしましては、厳しい行財政環境の中、あるいはまた、住民の皆さんも一方では大変ご苦労されていると、大変厳しいことにあるのだろうというふうに思いますけれども、今までの町との姿勢として、給食費の負担については保護者をお願いしてきたという経緯もあるわけであります。

今、改めて、こういう情勢だから、町のいわゆる税を投入して、町がその食材費の一部を負担するというようなことには、なかなかなりづらいのではないかなというふうには、私は思っております。

大変厳しい中、ご負担をいただく、値上げをする、改訂をするというのは、厳しいものがあるのだろうというふうに思いますけれども、私としては、一般会計からこれらを負担するというのではなくて、何とか保護者の皆さんをお願いをしたい。そういう考えであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） もう1点お聞きしますが、今、国が特別交付税で食材費の値上がり分半分、補助するということがされておりますが、これは今年度限りというふうにはなっているのですが、来年度も引き続き、こういう交付税措置がされれば、食材費に投入するということもできるのではないかと思います。その点、国にしっかりと要望して継続的にこの交付税が町に入ってくるような、そういう手立てができれば、食材費に自治体からお金を投入するということはできるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話、特別交付税でどのような形で措置されてくるかはもちろんわかりません。

ご案内のように、来年3月にならないと、特別交付税は確定しないわけですから、まだわかりませんし、今年度限りというのは、先ほど来お話がありますように、急激に諸物価が上がったことによる緊急措置だということ。

ですから、今年と同じようにいったから、来年も特別交付税が措置されるのか、あるいは、今以上に、さらに急激に伸びたことによって、特別交付税措置というのが出てくるのか。

その辺はまったくわかりませんし、本来的にいえば、交付税ですから、一般財源として使われるのが一番なことなのでしょうけれども、その辺は今後の動向を見ながら、町としても対応をしていかなければならないというふうに思いますけど。

今の段階ではちょっと不透明な部分だろうというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） これが一般財源で、来年度も引き続き、その食材費の助成をということになれば、自治体から食材費に財源を助成することは可能だという、そういうことでもありますね。

来年度も引き続き、特別交付税、一般財源として食材費の半分を国が助成するというのであれば、町の給食の食材費に、この財源を投入すべきだと思いますが、その点はもう一度確認しておきたいと思えます。

引き続き助成があれば。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、特別交付税で措置されるその交付税の目的というのが、今言っているように、今年度交付された特別交付税の措置額が、来年引き続きになるかどうかはもちろんわかりませんし、今言いましたように、今のままの価格が推移して、そのままここで助成みられるのか。

あるいは、今より上がったから、交付税みられるのか。これはもちろんわからないわけでありまして、もちろん、交付税そのものが、先ほど来申し上げておりますように、一般財源ですから、必ずしもそれに充当しなければならないものなのかどうか。この辺もちょっとまだ不透明だと思います。

ですから、よく普通交付税でも、当初の分がこれだけ入っているのだとか、何の分がこれだけ入っているのだ。だからそれは全部そこへ持っていかなければならないのかということだけでは、交付税の正確からいくと、ないものもあります。

ですから、今、特別交付税でどのような形で措置されるのか。

その辺中身も十分精査してみなければ、答えようがちょっとできないのかなと思いますけども。

今年度についても、これからのことですから、さらに来年のことについてはもっと遅くなっていくのだろうと思いますけども、十分中身を、私どもとしては精査させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、食材ルートの件なのですけれども、今、学校給食会から3点ですか。購入されているということでしたが、お米と小麦と麺類ですか。

この中で、小麦については18年度から全て十勝産の小麦を使用しているということでしたが、この資料によりますと、パンは30%値上げしているのですよね。

それで、十勝産の小麦を使っていながら、パンの30%の値上げというのは、これはどういうことで30%も値上げしたのかなと思うのですよね。

外国産の小麦を使っているのであれば、もっと上がるのかなと思うのですが、この30%の引き上げの内容をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） パンにつきましては、制度的に変わったところが一つございます。

北海道がある程度支援をしているということが、今年度をもって終わるとということが一つでありますし、あと、今までの道産麦の価格の決定というのは、外麦の輸入価格に一定の上積みをした範囲を限度としまして購入単価が決められていたと。上限が決められていた。

しかしながら、世界的な干ばつ等々、そのような影響の中から、外麦についても当然上がっておりますし、道産麦についても、それと連動する形、つまり、上限のない形に移行になる。なったといった方が適切かもしれませんが、そういった時代背景がありまして、通常では考えられないような値上げ率になるということでもあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それともう1点お聞きします。

冷凍食品が31.8%値上げになっております。

これは、全道とかそういうところからの購入が原因なのかなと思うのですけれども、こういう点も改善することができないのかということで質問したいのですけれども、例えば、冷凍食品の場合には、対応に、センター方式の場合には大量にこういう冷凍食品や何か使うという資料もあるのですけれども、こういう食品の場合、野菜類とかそういうもの、今、外国産で随分といろいろな問題も起きてきているわけなのですが、これを十勝全域で冷凍食品を加工するとか、そういう方法で、輸送コストを下げるとか、そういう形でその価格を引き下げていくという手立てをとれないのかどうかということをお聞きしたいと思うのですが、例えば、十勝産の野菜や何か、規格外の野菜や何かを共同で購入して、冷凍を学校給食関係のところまで冷凍して、十勝に輸送する。

そういうふうになれば、輸送コストも引き下がりますし、価格も下がるのではないかなと思うのですが、

そういう点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 冷凍食品三十数パーセントの値上がり。

これ、先ほど申し上げましたように、安全安心という観点を重要視した結果もございます。といいますのは、冷凍食品に関しましては、大概が原材料が外国産のものがそれなりに含まれているということでありまして、私どもの考え方としては、できるだけ国内産を重要視していこうという観点から、そのような上げ幅になったと。

そればかりではありません。

全体が上がっておりますので。輸送コストも含めて上がっておりますので、そればかりではありませんけれども、そういう観点で考えていると。

例えば、十勝あるいは北海道に輸送コストを下げるために、そういった加工会社があれば望ましいと。

望ましいのはそのとおりだと思います。思いますが、材料等につきましては、ご存知のことと思えますけれども、千住にトミイチというところがございます。

これは、生活以外に、いわゆる跳ね品を集めまして、それをレトルト会社に送っているということでもありますので、これはまさに国内産の材料を使っているということでもあります。

なお、そういう費用があれば、近場があれば一番望ましいことでもありますけれども、やはり流通の観点から、しかるべきところに企業が、選定をし、そういう企業が都市部周辺に張り付くということでもありますけれども、願わくば、近場にそういった加工場があれば、いくばくかでも給食の値下げにつながるようないい環境ができあがるのではないかとというような気はいたしますが、ある意味、そのようにならないところがまた現実であります。

機会があれば、そのような企業誘致にかかわっても、町全体、職員全体として取組んでまいりたいというような思いもございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その点は冷凍食品、特に野菜類などは、十勝は野菜もおいしいといえますし、規格外の野菜なども、こういう企業誘致も兼ねまして、学校給食にも大量に使うわけですから、町の活性化、それから企業の誘致、地元業者とも関係をとって購入するという点では、まちおこしというか、町の産業をおこしていくことにもつながっていくかと思えますので、この点はぜひ、これからも検討していただきたいと思います。

次に、安全な食材の確保、今の問題ともかかわってくると思うのですが、いまだにまだ、学校給食にかかわる偽装野菜が学校給食に使われているということが報道されております。

そして、これが主なものが、やはり外国産のものが多ということなのですね。

そういう点では、まず十勝産、それから、地元十勝、北海道、国内。外国産は使わないということが大事だと思うのですが、これも学校給食会を通じた中でのその食材の偽装が発覚したということなのですね。

こういうのも新聞にもありまして、こういうものもいまだにわかってきているというところがあります。

こういう中で、やはり、子どもたちに安全なものを提供するということでは、非常にこのところをきちっと検査していくということが大事だというふうに思います。

それで、今、学校給食会の購入されたものは、学校給食会できちっと検査をしていますということをお答えいただいているのですが、この中で検査するのは、その内容は、残留農薬とかそういうものもきちんと検査されているのか。

主に、今までは細菌検査が主だという学校給食会の食材は、そういうことが報告されておりましたけれども、残留農薬の検査をきちっとされた上で購入されているのかどうか。

この検査体制はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いまだ食品の偽装でありますとか、そういうものが報道されておりますが、今、お話の件で、学校給食会は主食であります小麦あるいはお米、それらを学校給食会から入れているということでありまして、冷凍食品にかかわって入れているということではありません。

何がともあれ、地場産品を優先するという点については、まさに同感でありますし、現在のところ町内の野菜、果物はほとんどありませんので、町内業者から仕入れておりますところの野菜、果実類等につきましても、今の段階では34%は町内産、これは芋を除きますけれども、野菜です。

これを管内産という観点で見ますと61%になります。

通年を通して、これを100%にするということは理論的に不可能だろうと思うのです。

そういうことがあります。

ですが、今回、3農協さんのご尽力によりまして、食育等々の観点から協定を結ばせていただいておりますけれども、芋に限らず、少なくとも、幕別産の芋、あるいはたまねぎ、にんじん、いわゆる根菜類が主体になってこようかと思っておりますけれども、ご理解をいただきながら、町内産を特に多くしていきたいという配慮には、今後とも努めてまいりたいと。

なお、市場で購入する場合、幕別産のものを優先させて購入するようということについては、業者の方にも十分ご理解をいただいた中で、仕入れを行っていただいておりますことを、また併せてご報告を申し上げたいというふうに思います。

残留農薬の検査につきましては、これは国の全体の仕組みの問題であろうかと思っておりますけれども、現在もなお、細菌試験程度のものであります。

これはそういう調査のレベルであります。

現在、従前と違いますのは、いわゆる原産国がどこなのか。遺伝子組替のものであるのかどうか等々。

それから、アレルギーに関連するようなものは入っていないかいるのか。こういう表示がなされておりますが、残留農薬ということになりますと、これはもう入り口ベースでといいますか、加工ベース、加工工場ベースで出荷するときにそれ相当のチェックをしていただかなければならない。

企業責務として行っているところもございまして、これがいろんなルートがありますので、一部漏れているといいますか、完璧に把握されていないというのが現在の状況であろうかというふうに思います。

特に外国から入ってきますものにつきましては、それぞれ意識は変わってきたのだろうと思っておりますけれども、全量検査をして云々というところまでには、なかなか至っていないやに私どもは伺っております。

これらについては、国において、制度化、法律化するように、きちっとした安全安心な食物を国内に出回るようなそういった仕組みづくりについても、私どもも機会がありましたら、要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この残留農薬、添加物が非常に子どもたちだけでなく、大人たちにも食物アレルギーとかそういうことで、すごく影響を与えています。

特に子どもに対しては、その影響は大きいわけで、これは一生のものですよね。

昨日も中野議員の質問の中に、子どものアレルギーが全国平均より幕別の子どもたちの、食物アレルギーが多いということが数字で明らかになりました。

そういう点では、今のセンター方式の中での学校給食の中で、残留農薬の検査までするのは非常に難しいとおっしゃいましたが、ここを極力、最大限に検査体制を確立して、これはきちっと学校給食会とかそういうところを通じて、検査体制をはっきりさせる。そういうところを強化してほしいという要望はしていくことが大事だと思うのですけれども、ですからこそ、十勝産、北海道産、国内産ということを求めていくのですけれども、ここを気をつけていく、早急に対策をとっていかないと、子どもたちにそういう影響が非常に大きくなっていくと思うのですよね。

安心安全な給食を提供するという意味では、このこの残留農薬、それから、添加物の問題は非常に大きいと思っておりますので、これからしっかりと早急に手立てをとっていただきたいというふうに思い

ます。

次に、将来的にはセンター方式から自校式にということなのですが、今、センター方式になって11年となっておりますけれども、こういう中で、非常に給食の問題ですとか、給食内容の問題、献立の問題、食材の問題、いろんな要望が出されていると思うのですが、やはり自校式の方が、子どもたちにおいしくて安全で喜ばれる給食だということが、いろんな給食の中からも明らかになってきております。

最近の新聞報道の中では、音更町で自校式になってますね。もう教育長もご存知だと思っておりますけれども。

子どもたちが本当に給食がおいしい、このように学校新聞に載せていますね。

音更の食材と十勝の食材、季節ごとに給食献立に取り入れることによって、子どもたちが十勝の物産を知り、郷土への関心と理解を含める。

このように子どもたちが書いているのです。中学生が。

大変おいしいということをおっしゃいます。

出汁もインスタントのものを使わないで、顆粒など使わないで、こんぶや鶏がら、そして、パンは十勝産の小麦、野菜は音更産のものを使っている。

そして、給食人気ランキングということで、カレーとかいろいろ挙げていますね。

こういうふうにして、自校式だからこそこできるという面もあります。

よく自校式にすると、単価が高くなるということをおっしゃる方もいるのですが、食材費なんかを比較してみますと、今、この音更は小学校は210円～233円と、学校によってばらつきがあります。

幕別町が改訂しますと、忠類と幕別は違うのですが、231円と235円です。

あまり食材費の単価変わりません。

中学生は、240円～245円、幕別町は280円。これからみますと、自校式の方が食材費、そんなに変わらないのではないか、かえって安い場合もある。中学生の場合。

こういうことがはっきり見えてきています。

それで、設備費や何かも、センター方式の方が安いということもおっしゃられるのですが、この間、センター方式がいいのか、自校式がいいのか。自治体、それから保護者、業者関係、こういうふうにしつかりと関係をとって調べたところ、自校式の方が経費がかからない。こういう結論を出した自治体もあります。

ですから、大量購入だから必ずしも安い。そういうことはありません。

食材費も規格外の食材を使ったり何かして、安くて提供されるということもあります。

ですから、センター方式先にありきではなくて、しっかりというそういう研究なんかを進めながら、いろんな資料も集めながら研究していき、将来的には自校式にしていくべきでないかというのが私の考えであります。

それで、築11年ということなのですが、これから建て替えていく小中学校があると思います。

そういうところから、自校式にまず取組んでいく。

そして、センターは小規模にしていく。こういう方向で考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 短い質問でありますけど中身の濃いお話だというふうに思いますが、センター方式、自校式いずれも、メリット、デメリットがございます。

片方にだけ目を向けるというのはいかがなものかというような感じはいたしますが、少なくとも、建設に至ったときの基本的な概念は、保護者にとって負担が軽い。町の施設設備費あるいは人権費にかかわっても、長期的に見て、およそ40年スパンぐらいで耐用年数を見ますので、そういう長期的な視点に立って、どの程度特なのかと。

町の施設設備にかかわる観点と、それから、保護者が負担すべき給食費のいわゆる食材購入にかかわ

つてのメリット、こういうことが十分に議論されて、センター方式になったものというふうに伺いをいたしておりますし、私ども今の現状の時点で、施設にかかわって試算をいたしますと、これは検証していく必要がありますから、検証いたしますと、年間食材費は関係ありませんけれども、町が負担すべき金額については、単年度で4,000万程度浮くのではないかとということであります。

それはあくまでも40年計算ということでありますから、途中で自校式に切り替えることによつてのさらなる負担については、予定をしていないわけであります。

したがいまして、学校状況等々、将来的には変わってくる可能性もありますけれども、今の段階では、そんなことを想定してものを申し上げるということにはならないのではないかと。

いろんなアレルギー、あるいは暖かい給食、食育の観点からも、自校式が見直されているというご指摘であります。

私どもは、前段申し上げましたように、センター方式に取り組んで、現在に至っているわけでありますから、いわゆるセンター方式のデメリット、自校式のメリットの部分については、センター方式の中で、共同調理場方式の中でいかに解決していくかということが、私どもに与えられた検証細部ではないかというふうに思っております。

食材費も安いと。これは誰が考えても安いわけであります。

大量購入でありますから。

そういう観点では、当時も十分な議論がなされたということであります。

将来的なことについては、今、この40年の対応スパンの中で、10年しか経過していないという中では、あるものをいかに活用するのかという観点に立って検証が必要であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 教育長のそのセンター方式に対するお考え、わかりました。

けれども、私たちは、子どもたちに安全で安心したおいしい給食を提供する。

今、食育の観点からもみまして、センター方式ではなかなか今の食育を進めていくところでは、困難な部分が多いと思います。

そういう点からも、自校式にしていくということが、今の食育の観点からみても、本当に実施していく上で可能ではあるというふうに、私は思っているわけです。

ですから、今すぐセンター方式を改めなさいということではなくて、これから学校給食はどういうふうに進めていったらいいのか。

そういう中の一つとして、学校に給食施設がある。自校式が子どもたちにとって本当においしい安全な、そして食育も兼ねたことができるのではないかとということで、そういう点も視点に入れて、教育委員会、行政だけではなくて、保護者も含めて、農業者も含めて、そういう検討も、業者も含めてしていくべきではないかという、そういう方向性をこれからぜひ考えの中に入れていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 食育の観点から、ふれあいの場として提供される自校式の調理室。

確かに私ども、私が小学校3年生か4年生のころに完全給食といいますか、学校の中での自校給食から始まりました。

調理をしているおばさん方の顔が見え、そして匂いも漂ってくるというようなことでの、今、センター方式ではできないと感じるところなのですが、少なくとも、今のやる施設設置の基準からいきますと、匂ってくるような、あるいは、調理員のおばさん方がやっているような姿が見えるというようなことは、なかなか新しい基準ではそうならないのであります。

そんなことも、時代時代によって、その状況が変わってくるということがありますが、いずれにしても、検証していくというのは大事なことだというふうに思いますので、センターの共同調理場を活かしながら、例えば、食育に関しては、栄養教諭の配置、これは別途要請していかなければなりません。

調理員を学校に、今現在やっておりますけれども、栄養職員を年に一度あるいは二度まわっていただい

ておりますけれども、これは不十分であろうということもあります。

自校式になりますと、栄養士なりが定数配置である程度増えてまいりますから、そういう意味では確かにいい面もたくさんあるのですが、トータルベースでいうところの人件費については、避けられない、これは事実として、3倍程度のご負担になる。私ども町は。

そんなトータルベースで考えた結果でありますので、現状を確認をしながら、改善できるものは改善していくと、努力をしていくと。その際には、いろいろな人たちの声を聞いていくという基本的な観点に立って、今後とも対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） これから、その学校給食のあり方について検証していきたいというお答えでしたけれども、自校式の方向性、そういうことについても検討を進めていく。

そういう今質問いたしました保護者とか業者さんとか農業者だとか、そういう方たち等を含めて、そういう学校給食のあり方、自校式がいいのではないかとということも含めて、そういうことをこれから検証していく。そういうものを持続的に進めていくかどうか。その点についてお聞きしたいということです。

それがお答えになっていなかったと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私としては、いろんな言葉の中に入れていっているのではないかとというふうに思いますけれども、やはり自校式を前提として議論をするというのではなくて、現在あるセンターの機能をいかに果たすか。あるいは、自校式のいいところを、この共同方式の中で取り入れるか。

このことがまず先決であろうというふうに思います。

40年の耐用年数の中での10年そこそこであります。

そういうことからいいますと、自校式を前提とするというのではなくて、一步譲って、含めてということもあろうかと思っておりますけれども、私どもは、しばらくは基本にしなければならないのは、いかに今のセンター、そして、自校式のいいところを取り入れるのか。

その知恵を出し合うと。これが私どもの責任であろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

(11:53 休憩)

(13:00 再開)

(13:00 杉坂達男議員入場)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは、2点について質問を行わせていただきます。

まず1点目は、安心して子育てできる町にということであります。

急激な少子化の進行と、貧困の拡大や、労働状況の悪化、核家族化など子育て環境が大変大きく変化しております。

次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、これまでも増して大きくなってはいますが、とりわけ、保育・学童保育・子育て支援施策の充実、共働き家庭のみならず、家庭で子育てをする親や地域全体からからも望まれているところです。

しかし、一方では国の保育や学童保育の制度の見直しによる、公的責任の後退が進められようとしております。安心して子育てができるよう、制度の後退を許さず、また現在の保育、学童保育がより充実した内容になるよう次の点についてお伺いいたします。

まず、保育所の充実であります、1点目、政府の規制改革推進のための3カ年計画等によると、現在の保育制度を改めて、保護者が直接保育サービスを提供者と契約する直接契約制度、また、施設や定

員などの最低基準を廃止、引き下げることの見直し、さらに、自治体の役割を保護者に直接補助金を支払うことのみにしていくなど、直接補助方式の導入など、保育の公的責任を後退させる内容が打ち出されています。

現行の制度を堅持し、国の責任を後退させないよう働きかけが必要であると考えますが、見解を伺います。

2点目、保育所の入所状況と今後の見通し。また、待機者の現状について。

3、保育士と保護者のコミュニケーションを重視し、地域での育児力を向上させる取組みの推進について。

4、これまでの保育士研修の内容と臨時職員も含めた研修の充実について。

5、保育士の臨時職員の比率と、正職員の比率を高める計画についてであります。

次に、学童保育の充実であります。1、2007年度から厚生労働省と文部科学省が連携して進めている、放課後子供プランは、学童保育と放課後子ども教室を一体化するものであります。二つの事業は目的や内容、実施状況も異なり、統一性は難しいものと考えます。

学童保育機能の弱体化につながりかねません。

この点について見解と対応について伺います。

2、学童保育所の入所児童数と将来の見通しについて。

3、特に札内地区で入所児童数が定員を大幅に上回っており、学童保育所の増築分室等施設の改善計画について。

4、家庭に変わる毎日の生活の場として、児童の安全のみならず、豊かな遊びや活動に取り組むことができるよう、保育内容の改善と指導員の研修について。

5、保育時間の延長についてであります。

質問の2点目、弁護士相談の開設についてお伺いいたします。

煩雑化する社会生活の中で、住民のトラブルや悩みが絶えず、法律の専門家によるアドバイスを必要とする例が増えています。

2006年6月に総合法律支援法が交付されまして、日本司法支援センターによる法テラスが開設されております。

しかし、道内は4カ所のみでの開設であり、十勝にはありません。

町民の身近な相談の場として、弁護士相談日を設ける必要があると考え、お伺いするものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、安心して子育てできる町についてであります。

1点目の保育所の充実についてであります。

現行制度を堅持し、国の責任を後退させない働きかけについてであります。ご質問の趣旨にありますように、規制改革のための3カ年計画は、本年3月25日に閣議決定がなされたところであり、保育分野に係る内容は主として、認定こども園の普及促進のための取組みと保育制度改革であります。

保育制度改革につきましては、大きく5点ほど示されており、1点目では、利用者が保育所を選択する直接契約方式の導入、2点目には、運営費等の公的補助を利用者に対する直接補助へ、3点目には、保育に欠けるといふ入所基準の見直し、4点目には、保育所最低基準の見直し、5点目には、保育ママといわれる家庭的保育の活用促進が挙げられております。

これらの項目は、本年度中に実態調査するなど、年次計画を示し、改革を進めようとする内容となっております。

この規制改革のための3カ年計画のほかに、子どもと家族を支援する日本重点戦略の策定方針について、中間的な取りまとめで示された改革の方向性に関する検討結果について、経済財政諮問会議、あるいは地方分権改革推進委員会第1次勧告、さらには経済財政改革の基本方針2008などの国の機関において、保育制度改革の内容について次々とまとめられてきているところであり、さらに、規制改革会議で

は、中間とりまとめ年末答申に向けての問題提起として、直接契約方式及び直接補助方式の導入、保育に欠ける要件の見直し、民間事業者の参入促進が必要などとされているところであります。

特に、保育に欠ける及び最低基準の見直しにつきましては、これまで国が示してきた基準を抜本的に改正しようとするものであり、また、新たに育児保険等について検討すると明記されておりますことから、今後における国等の動向を注視しながら、町としての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育所の入所状況と今後の見通し、待機者についてであります。本年4月1日現在の幕別地域5カ所の認可保育所の入所状況につきましては、定員510人に対し、424人で、11月1日現在では443人となっているところであります。

本町におきましては、本年9月以降、入所問い合わせの相談が続き、11月末日現在の待機児童数は、0歳児が3人、1歳児が6人の、9人となっております。これまでも児童の安全管理を考慮したうえで、必要とする数の保育士を配置しておりますが、現状の人員では受け入れが困難な状況でありますので、今後、保育士の確保等を図りながら、できるだけ多くの児童を受け入れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、保育士と保護者のコミュニケーションを重視し、地域での育児力を向上させる取組みの推進についてであります。

幼児期の子どもの育ちを支えるとともに、児童の日々の健康や睡眠状態等について保護者から情報を得ることも保育士の大切な仕事と認識をいたしているところであります。

そのため、児童の送り迎えの際に、保護者とのコミュニケーションを図るとともに、お便り帳で、子どものその日の生活を伝え、さらにクラスごとの掲示板において行事の様子などを伝えているところであります。

今後とも、より一層の保護者とのコミュニケーションを確立してまいりたいと考えております。

次に、これまでの保育士研修の内容と、臨時職員も含めた研修の充実についてであります。例年3回、保育士研修会を実施しているところであります。

本年度は5月に運動会に向けたリズム体操、10月には幼児ことばの教室の指導内容と障害児対応についての研修会を実施してきたところであり、これら研修会におきましては認可保育所の臨時職員のほか、へき地保育所の臨時職員も含め実施いたしましたところであります。

本年度の残る1回につきましては、平成12年度以来8年ぶりに改定されます新保育指針が来年度から施行されますことから、来年2月に新保育指針に関する研修会を実施したいと考えております。

なお、正職員につきましては、このほか本年度の研修として、十勝管内子育て支援センター連絡会の主催による発達が気になるお子さんの家族へのアプローチ、北海道保育協議会及び十勝管内保育所協議会の主催による保育指針の改定に伴う地区別研修会にも参加をしているところであり、今後とも積極的に研修への参加をしてまいりたいと考えております。

次に、保育士の臨時職員の比率と、正職員の比率を高める計画についてであります。認可保育所では、正職員数26人に対し、本年11月末現在における臨時職員の保育士数は34人であり、保育士全体の56.6%が臨時職員となっております。

今後におきましては、平成21年度の1名に始まり、平成29年度までに正職員15人が定年退職となりますことから、適正な正職員の配置などにつきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、学童保育の充実についてであります。

はじめに、放課後子供プランについての、見解と対応についてであります。

ご質問ありましたとおり、放課後子どもプランにつきましては、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省の放課後子ども教室と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を一体的、あるいは連携して実施する総合的な放課後対策として、平成19年度から実施されたものであります。

放課後子ども教室は、地域の子ども全般が対象であり、幼児、児童、生徒の一部のみを対象とするものではなく、主な対象を小学生までとして、基本的には小学校施設を活用して実施するものであります。

一方、学童保育所につきましては、ご承知のとおり保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象としておりますことから、その設置目的は大きく異なっているものと認識いたしているところであり、本町におきましては、今後も現行の学童保育所の適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、規制改革推進のための3カ年計画におきまして、放課後子どもプランの実態調査をした上で課題を解決し、二つの事業の連携を深め、一つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行うこととされております。

また、平成19年度に初めて示された放課後児童クラブガイドラインにつきましても、職員配置や児童一人あたりの面積基準は目安にとどまっていることなどから、それぞれの目的に応じた数値が科学的な根拠に基づくものとなるよう、適宜見直しをするとされておりますので、そうした結果が出された際には、町としても十分な検討をいたしてまいりたいと考えております。

次に、学童保育所の入所児童数と将来の見通しについてであります。

ご存知のとおり、学童保育所につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの就学している児童を保育することを目的に、本町におきましては昭和44年から開所しているところであります。

本年4月1日現在の入所状況につきましては、はぐるま学童保育所、幕別の南コミセンであります、定員50人に対して28人、あすなろ学童保育所、これは白人小学校ひまわりの家の併設であります40人定員に対して56人、やまびこ学童保育所、これは札内北コミセンに併設しておりますが、ここは40人に対して61人、つくし学童保育所、札内南コミセン併設であります、40人に対して75人、ちゅうるい学童保育所が25人に対し、18人であります。

総定員195人に対し238人となっている状況であります。

また、11月1日現在では、少年団への加入のほか、入退所により4月1日に比べて、はぐるまは増減ありませんが、あすなろが10人減、やまびこが2人減、つくしが9人減、ちゅうるいが5人の増と、定員に対して222人の入所となっております。

将来的な見通しといたしましては、幕別地域及び忠類地域につきましては微減、札内地域のうち、あすなろは減少傾向にあり、やまびこは微増、つくし学童保育所は今後も増加が見込まれるというふうに思っております。

次に、増築、分室等施設の改善計画についてであります。

現状におきまして、札内地域3カ所の学童保育所が定員を超えているところでありますが、放課後児童クラブガイドラインに基づきますと、施設・設備においては子どもが生活するスペースについては児童一人あたりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいとされており、全施設とも目安となる面積基準をクリアしているところではあります。

しかしながら、特に、つくし学童保育所につきましては、来年度以降におきましても、新入所児童の増加が見込まれますことから、財政的に非常に厳しい状況にありますが、増築等についてのほか、併設するコミセンの活用等も含め検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育内容の改善と指導員の研修についてであります。

現在も、それぞれの学童保育所において、主任指導員及び補助指導員のもと、個々の宿題や集団での遊びを通じて、子どもたちは毎日を楽しみ過ごしていると認識いたしているところであります。

特に、ただいまの挨拶のほか、いただきます、ごちそうさまなど、学童保育所では挨拶をきちんとできるように指導をしているところであり、このほかには、3年生、あるいは2年生が1年生の勉強や遊びを教えるなど、異なる学年が一つの場所で過ごすことによって、お互いを理解し合うとともに、思いやりの心が育つよう指導しているところであります。

また、保育内容につきましては、幕別町立学童保育所指導運営内容により、指導目標を始めとした7項目にわたる指導内容を定め、主任指導員及び補助指導員が創意工夫をしながら保育を実施しているところであります。

研修につきましても、年3回の指導員会議により情報交換等を行なっているほか、本年度は、11月に、北海道主催による特別支援教育に関する研修へ各学童保育所から1名が参加しており、今後とも積極的に各種研修等に参加するように努めてまいりたいと考えております。

次に、保育時間の延長についてであります。現状につきましては、平日は午後0時30分から午後5時までとしておりますが、平成15年8月から保護者の就労等による理由がある場合は、保護者のお迎えを原則として午後6時まで延長保育をしているところであります。

また、夏休み、冬休み及び春休み期間中につきましては、午前8時30分から最大で午後6時までといたしております。

保育時間の延長につきましては、保護者のニーズの把握をするとともに、指導員の配置体制を含め、さらに検討をしてみたいと考えております。

次に、弁護士相談日の開設についてであります。

お話もありましたが、総合法律支援法に基づき国が設立した日本司法支援センター、愛称、法テラスは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービス提供が受けられる社会を実現することを目的に、東京に本部を、さらに地方裁判所の所在地ごとに地方事務所を置くとして、道内では札幌、旭川、函館、釧路の4カ所に設置されているところであります。

ご質問にもありましたように、法テラスは十勝にはなく、約2年前に地方事務所として釧路に設置されたばかりであります。例えば、本町に住む方がトラブル解決のため情報の入手や相談をしたいという場合には、まずは法テラス釧路に電話やメールで相談し、弁護士による法律相談が必要となれば、帯広市内の弁護士事務所を紹介していただける体制となっていると伺っております。

また、収入が低い方で民事の法律相談を希望される場合には、民事法律扶助相談という制度により、無料で帯広の弁護士事務所にご相談できる体制もあるとのこととあります。

ただいま申し上げましたように、法テラスは新しい組織であり、本町をはじめ各市町村の窓口にもパンフレットを備え付けてはいるようではありますが、今後、さらなる周知活動により、より住民に身近な相談の場となっていくものと考えているところであります。

このほか、相談の場といたしましては、毎月開催している町の特設人権相談や行政相談、さらには毎年開催いたしております帯広調停協会の主催による弁護士の無料法律相談など、相談する機会も相当数ありますことから、本町独自で弁護士による相談日を設けるのではなく、これら相談の場を友好的に活用することが望ましいものと考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは再質問を行います。

まず、保育所、学童保育もそうなのですが、1点目の保育所の質問からさせていただきますが、前段の国の公的責任の後退という点で、様変わりが非常に、これまでも保育所にかかわっての見直しというのは随時されてきたのですけれども、今回の見直しは、制度そのものの根幹にかかわるような大きな見直しというふうに考えております。

お答えとしては、その状況を見てということではありますが、この今審議されています中身の結論というのは、直近では年内、それからまた年度内というふうにして、本当に短い期間に方向を定めて実施していくということですので、今、各自治体がどんなふうに対応していくかということが非常に大事な時期だというふうに思うのですよね。

それで、保育所の歴史を少し見てみましたら、戦後の児童福祉法の制定に伴いまして、もちろんそれ以前からも民間での保育はあったのですけれども、国の正式な公の仕事として、責任ある仕事として位置づけられて、ずっと進んでおりました。

その後、財政的な問題も含めまして、国のその財政措置の中身が変わってくる。これはもちろん後退の方には変わってくるのですけれども、そういうことがあったり、措置制度から、措置というふうにして位置づけられていたものが、保育するものとするというような形で、行政の中身も変わっています。

これは児童福祉法の第24条の中で、市町村の役割も位置づけられているのですけれども、それが今回の見直しは、そこはさわってはいないのですけれども、具体的な中身で直接契約方式であるとか、それから、最低基準を変えてしまうとか、こういうことなのです。

どんなことかといいますと、例えば、直接契約方式というふうになりますと、お手本となるのは介護保険制度というふうにいわれているのです。

これは介護保険制度はいろんなところに制度として、後期高齢者医療制度なんかもそうなのですけれども、波及していつているのですけれども、つまり、保育を提供する事業所と、それから必要とする人が直接契約をしていくと。

保育の支援サービス、障害者の自立支援もそうです。

そういうふうにして、町がかかわらないで、直接契約をしていくということになります。

直接契約で起きてくる問題は、先にスタートした制度がそうなのですけれども、ここにはサービスを、今までのように自治体側がきちっと確立して、誰にも同じように提供するというものではなくて、契約でありますから、サービスの中身をいわばその経済状況に応じて買っていくというようなことにもつながっていくということもありまして、これは非常に大きな問題だというふうに思います。

それから、民間の保育というのがどんどん進んできておりまして、保育はずっと公立保育所の方が民間保育所よりも数が多かったのですけれども、実は今逆転しているのです。

民間の保育所の数の方が多くなっている。

結局、今までは社会福祉法人とかいろいろなところがありますが、民間というふうになると、経営そのものも考えながらやっていかなければならないということでもありますので、結局、保育基準、最低基準なんか撤廃されていきますと、どうしても利益が多くなるような仕組みが、法的に認められるわけですから、そういう方向に行きかねないという心配があります。

こういう問題も二つ目にありますし、それから、特に、これは保育のそれを利用しようとする保護者といいますか、そういう人たちにとっては、こういった保育所の保護者というのは、小さい子どもさんを預けるわけですから、当然若い世代の人たちが多いのですけれども、そういう制度の変化がよく周知されないうちに進んでいくというような問題があります。

私はやはり、町長は状況を推移しながら対応していきたいということではありますが、こういった危険な状況にあることが明らかですから、これはもうきちっとこの時点で取り上げて、国に対して後退させてはならないということを示していく必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、保育所のお話がありました。

実は私も役場の職員生活の中では、保育所の仕事結構長いのですけれども、今回の改正はいわゆる今までの保育所というイメージは全くなくなるぐらいの変化であります。

かって、札内保育所75人、幕別保育所90人、幕別町内二つしか保育所がなかったときに、百何十人の子どもを全部その保育所に入れて、会計検査来るときにはその子どもを隠すのにバスでどこかへ連れて行った。そんなような時代もありました。

要するに、措置用件がなければ保育所には入れないというのがまず原則であったわけですが、それが段々変わってきて、しかも保育所は国が8割出して、道が1割出して、町村で1割で保育所の運営が出されていた。

財源措置自体が国はなくなっているわけですから、それを金を全部町村でもって、保育所を運営していけということも、これ自体もかなり無茶な話というか、厳しい話でもあるわけでありまして。

そうした中で、私どもは保育所はそういうふうになんか変わっていく中で、町としてどういような対応をしていくのかというのが、一番大切なことなのだろうというふうに思っておりますけれども、厳しい行財政環境の中で、全て町が財源を持って、これからは本当に保育所を運営していけるかどうかと。

あるいは、これから保育所を立てるとしたら、国はもう町村には保育所の建設の補助も出さない。

民間がやれば民間には補助を出す。

そういうような情勢になってきたときに、私どもとしては、民間移行も視野に入れていかなければならないのかなというのが、今回の指定管理者ですとか、今後の認定保育園なり、民設民営ということになっていくのだらうと思いますけども。

それと、やはり時代の変化、この後の質問にもありますけども、段々少子化が進んできたものですから、本来的にいう昔から見ると、これで保育所の定員をどこも下回るようになってきました。

ところが、ここでまた新たな現象というのは、今度は小さい子、1歳、0歳の子どもが大幅に増えてまいりました。

古い話すると怒られますけども、私たちが最初に保育所やったときは、保育所の入所は全部3歳以上が入所児童でありました。

そこに、中橋議員さんなんかも経験あるのでしょうかけども、どんぐり保育所が五十何年にできて、はじめてそれが未満児を扱って、やがてそれが町へ移行してきたという経緯があるわけですけども、そういったやっぱり時代の変化、流れの中で、今いろんな見直しや制度改正がなされてきているわけですから、全てを否定することにはなかなかならない部分もあるのかなというふうには思いますけども、私どもはやはり、親が安心して子どもを預けれる保育所というのが当然理想であるわけですので。

そのために、町としてできる限りのことは、これからも進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 行政も非常に大変な思いをしてきたというふうにも思います。

国はここのところ、私が議員に、ここに立たせていただいたばかりのころは、エンゼルプランというのが出されていて、そこで子どもの方向をどうするか。

その次には、もうすぐ新エンゼルプランというふうになりまして、変わって行ってしまっ。

今はもう措置もしないというようなところまで行ってしまっしまして、どんどん計画に振り回されていくというような現状を、目の当たりにしてきたという実態があるわけですね。

でも、そこで一番被害を被るのはやっぱり子どもたちだということなのですね。

保護者の実態として、私は保育所の、この後の質問にもかかわってきますが、この間、一体少子化になっていくのだけれども、保育所を必要とする状況というのは今後どうなっていくのだらうというふうに見たときに、一つの目安として、総務省がこの間とも働き世帯の実態調査という、一体どのぐらいいるのだということで調査した数見ますと、今、去年の数字で、全国では1,000万を超えているのですね。

要するに結婚している世帯の中で、お母さんが家にいる人。これは851万世帯なのだそうですが、とも稼ぎは1,013万世帯。つまり、共稼ぎが55%になっているのですね。

この共稼ぎの方が増えているのは、1995年、このときから逆転して増えていっている。

それまでは、共稼ぎの家庭は少なかったのですね。

ところが、段々増えてきていると。

この背景にはもちろん女性の社会進出というのもあるのですけれども、現状は今、一番最初の質問で言いましたように、生活を支えるために、共働きをせざるを得ないという状況で働いているということがありまして、ですから、少子化であっても保育所を必要とする人たちが増えていくということなのです。

そういう中で、今のような困難なことを、国がどんどん押し付けてきているわけですから、これは町長自身のお言葉からもありましたけれども、そういった子どもの成長に責任を持たない政策というか、これは本当にあってはならないことだと思うのですよ。

だから、ここは声を大にして言っていっていただきたい。このように思います。

さて、設問の二つ目、保育所の入居状況と今後の見通し、待機者であります。お答えいただきましたように、全体では定数を割っていると。これは都会の状況とは違うのですけれども、うちの町はそうである。

しかし、0歳児、あるいは1歳児で定員が超えていると。

よくお母さんたちから聞かれることは、年中、年長は入れるのだけど、未満児以下が難しいのよというのはよく、今も聞かれます。

この時期に、なかなか入れないというふうになると、仕事の道にも支障をきたすというようなこともありまして、なかなかここでは保育士の確保が難しいのだということがあるのですけれども、ぜひ、この低年齢化の状況というのは、随分以前からあったのでないかと思うのですよね。

いまいまではないと思うのです。

その辺の現状をお伺いしたいのと、それから、途中で保育士を増やしていくというのがなかなか困難だということも、ここからはくみ取れますので、年間を通して恒常的な保育士を適切に配置するという点での工夫も必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけど、もともとはそういう0歳、未満児の保育はやっていなかったのですが、確かに聞きましたら、昭和57年がスタートだというふうに聞きました。

そして、昨年からさかえ保育所も0歳児を扱うようになって、全ての保育所が0歳児を入れていると。

これも昔話になるかもしれませんが、保育所の建物をつくるときには、120人とか90人とかという定員があって、その90人の定員のうち、未満児は5名、6名ですとか、3歳児は何名、4歳、5歳児が何名という合わせて定員が90、120というのがあったのですが、近ごろはその定員がない。

120の定員の中に、未満児が何十人入れてもいいような状況だ。

建物自体はそうっていないはず。

もともと未満児のところには畳の部屋をつくったり、そういう施設をつくっているのですが、この辺から未満児がどんどん増えてきている。

しかも、未満児は3人、0歳児、1歳児は3人に一人、保育士さんつけなさいというけども、これもなかなか現実には保育士さん大変なので、今は一人か二人ぐらいをみると。

そうなる、そこに一人、臨時職員をつけていかなければならない。

ですから、0歳児、1歳児が増えれば増えるだけ、保育士の数が増えていく。

もちろんご案内のとおり、4歳5歳になると、三十何人に一人ということですから、比べ物にならないぐらい保育士の数が増えていくわけですが。

そういったことで、なかなか年度途中で入りたいたいですよとポンときたときに、なかなかいっぱい入れない。

今度入れようと思ったら保育士が間に合わない。

ですから、おっしゃられるとおり、年間を通じた中で保育士の配置計画というようなものを立てていく。

ただ、これもその年度によって、入所者、特に1歳、0歳児の入所者は、このところはちょっと落ち着いてきたのかもしれませんが、やはり一時は相当少なかったし、先ほどもお話ありましたように、保育所自体もかなり定員を大幅に割ったというようなときもあって、なかなか臨時保育士の確保といういうのも含めながら、おっしゃられたように、これから十分配置について検討し、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 非常に困難だとは思いますが、しかし、全体の中で定員は割っているというのは、ある意味では対応に余地があるのかなというふうにも考えるわけですね。

だから、年齢層が変わってきていて、その小さい子に重点を置かなければいけないというような政策を転じていくことが、やっぱりこの今の現状の待機者の解消という点では、必要なことだというふうに思いますので、ぜひ、力を入れて、この点では対応していただきたいというふうに思います。

それで、今、保育所の話がありましたので、順番ちょっと変わりますが、保育士の研修内容とその臨時職員も含めた研修の状況、それから、適正配置の方にちょっとお話ししたいと思うのですが。

適正配置の方、先にやります。

結局、今、保育士がなかなか見つからないということで、一体今幕別町のその保育士の実態はどうかというところで、今お尋ねしたわけですが、全体で四百数十人の子どもさんをお預かりしているのですが、正職員の保育士さんは26人。そして、臨時の保育士さんが34人ということで、実に保育士の56.6%が臨時職員とある意味では驚くべき状況。

こういう中で、幕別の保育が支えられてきているのだなというふうに、改めて思います。

それで、臨時保育士さん、多すぎるのでないかということは、過去の議会でも何度か取り上げてきたのですが、結局、何というのでしょうか、今、指定管理の問題などもありまして、町の将来の保育所のあり方などをきちっと、今、過渡期にあるというある面もありますから、そういうことも含めて、臨時のウエイトも多かったのかなというふうには思うのですが、しかし、毎日来ている子どもたちのその年齢別、年長、年中、未満児、そして、乳幼児は、0歳児ですか、というふうになれば、少なくとも一つの保育所に4教室あるいは5教室ありますよね。

そこに正職員が配置されているのだらうと思うのですが、これはもうかつかつの状況ではないのでしょうか。

同じ保育に責任を持つ、対応する保育士がかつかつの正職員の補完といいますか、臨時職員がいると。

しかし、臨時職員はこういう状況でありますから、ほとんど保育士と正職員と同じ仕事をしている。

だけど、待遇は全然違うというようなことが、いろんな意味で歪を生んできているというふうに、私は思うのですよね。

それは後段の質問にもなりますから。

それで、この辺の認識というのは町長どのようにお持ちですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今答弁申し上げましたように、現実に正職と臨時職員が逆転している現状。

これは当然我々が考えても、本来あるべきものではないというような認識はあります。

ただ、今お話ありましたように、将来的なこと。

あるいは、臨時職員が急激に増えた、必要とした。これは先ほど言いました未満児の関係、あるいは、もう一つは、今、障害児保育が非常に増えておりまして、それぞれの保育所が障害児を預かる。

これらになってきますと、もう何人に一人というよりは、1対1ぐらいの中で職員の配置をしなければならぬ。

しかし、この障害児が3年ないし4年するといなくなったときには、それでは、正職がどうなるか。

これはあまりいい答弁でないのかもしれませんが、現実には何とか臨時職員で賄える限り、お願いをしながら、大変迷惑かけている部分もあるのかもしれませんが、現在、臨時職員に依存しているというのは現実だというふうに思っております。

ただ、これが先ほど来申し上げましたように、ずっとこれを未満児の体制もこれからも続くのか。

あるいは、今言うように、障害児の保育。

さらには、新たな保育所の建て替えや指定管理者制度の導入、これらによって保育士の推移がどうなっていくか。

これらも含めた中で、配置を検討していかなければならないものだというふうに思っています。

現実、確かに逆転しているような状況は正常ではないということは十分理解しつつも、今しばし、この情勢の中で、新たな体制づくりを、先ほど申し上げましたように、昭和50年代の初めぐらいに、大量に保育士を採用いたしました。

先ほど言いましたように、全員保育所入れないというような時代でありましたことから、そうしたことが、今、集団的に、逆に今度は退職の時期を迎える。

こういったことも含めながら、保育士の適正配置に十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） やはり今は適正配置にはやっぱり私は欠けるというふうに思います。

幕別町が出しております行政改革大綱の第3次の推進計画で、今は中間年度であります、ここの

19に、臨時職員の適正配置という項目があるのですが、その実施内容については、事務事業の繁閑の状況に応じ、臨時職員の適切な配置に努める。

つまり、常雇ではないわけですよ。常時ではない。臨時職員はあくまでも繁閑、ですから、忙しいとき、あるいは、子どもさんがいないとき、これ、調整弁というふうになっているのかなという、そういう意味でもまた、一つの疑問は思うのですけども、さりとて、この状況から見ても、この行革で謳っている中身からいっても、今の配置のあり方というのは私正しくないというふうに思うのですよね。

ですから、やっぱりここは大量に退職されるという状況もあるというふうに、15人ですか、これから10年間の間にそういう状況も生まれるということでもありますから、このパーセンテージが逆転していくような取組みをぜひ求めていきたいというふうに思います。

それで、このこともお答えください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行革で言っている臨時職員は、恐らく庁舎内等の事務的な職員の関係だと思いません。

保育所については、今申しあげましたように、必要な保育所は当然確保しなければならないわけですから、当然、臨時職員の皆さんにお願いして、いわゆる補完的な部分ということになるのでしょうか、何とか正職を助けていただくような形で、今もお願いしているわけですけども。

繰り返しますけども、何とか適正な配置に向けて、さらに検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それで、設問のコミュニケーションの重視のところに入りますけれども、なかなか保護者からコミュニケーションをとりづらいという声を聞きます。

その理由は、もちろんここに書かれているようなお便り帳であるですか、掲示板であるですか、そういうことはされているということは伝えられております。

ただ、時間の関係もあってシフト制というののもとってられるのもあるでしょうし、それから、今の臨時職員のウエイトも多いということでありまして、なかなか担任の先生とお迎えの時間と合わないということも常時起きてきていて、状況の交換ができないのだということが一つです。

それと、小学校、中学校と違いまして、PTAの組織なようなものはないわけですね。

ですから、その送迎の時期を除いては、なかなか参加日というのは、参観日とお遊戯会ですか、あるいは、運動会というのはあるのだけれども、保護者として先生方とお話するというのには本当に努力がいるということで、ここはそういう、PTAとまではいなくても、そういった対話をする場所を設けるだとか、あるいは、私は必要になってくるのではないかと思います、その点ではどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話のありましたとおり、保護者と保育士の面談する場がないということがあります。

私はかつては、夜に設けたような気があるのですが、今はないということですので、どういう方法がいいのかは別にしましても、やはり一度ならず二度、あるいはやっぱりそういう機会を設けた方が、これはいいのではないかと私自身も思います。

内容については担当の方、あるいは現場の方と相談させていただきますけども、ご意見として承りたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） さて、研修もそうなのですが、時間の関係上、この点でも、3回の研修はやられるということではありますが、ここでは、その全員が参加しているのかどうかというのはちょっと確認できないところもあります。

全員参加のもとで、これだけ臨時職員さんのウエイトが多いわけですから、同じような保育のレベルといえますか、もちろん今はレベルが違っているということではありません。

ですけれども、待遇が違うということが差をうみ出しているというのも事実なのです。

だから、こういうことを解消する意味でも、その研修などに意を用いていただきたいと、このように思います。

学童保育も同じように、放課後プランというのが出されまして、それぞれ目的の違うものが一緒にされるというような問題がありまして、この点では、町長の見解と私も同じ思いでいます。

二つの事業、異なったものを一つにしてしまう無理が、そのまま実施させますと、今後いろんな歪が起きてきますので、この点では、十分国に対しても意見を挙げていっていただきたいというふうに思います。

そこで、学童保育、随分子どもさんが増えていまして、どんどんこの現象は幕別町だけではないのですね。

それで音更町ですとか芽室町ですとか、あちこち聞いてみますと、やはり分散していつている。つまり、家庭の雰囲気を保つというのも一つの子どもさんを、放課後の子どもを迎える中にあるものですから、そういう点で、一つの大きい施設の中に子どもたちを入れてしまうというのではなくて、分散しているということもあります。

そういうことも十分研究していただきまして、コミセンになるのか、増築になるのかということではありますが、対応していただきたいというふうに思います。

それと、学童保育では、もう一つ、毎日楽しく過ごせているという保育内容の問題ではありますが、そうであってほしいというふうに思うのですけれども、やはり現状としては、管理が強いという声と、それから、なかなか外に出る機会が少ないということが挙げられております。

学童でありますから、特別カリキュラムを組んでということにはならないと思いますけれども、これは歴史紐解くと、学童というのは無認可で、いろいろな地域のお母さんたちがつくりあげてきた計画もありまして、冒険クラブのような大変楽しい遊びの場として発展してきた経過があります。

残念ながら、それが少し薄れてきているということもありますので、ここでは保育内容の改善ということで申し上げましたけれども、ぜひ、この点でも努力をしていただきたい。

それから、保育時間につきましては、これも保育所は6時半までなのですよね、延長ね。

学童は6時ということで、小学生ということもありまして、若干の違いは生まれているのかなというふうに思います。働く親の条件はほとんど変わっておりませんので、十分考慮していただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育内容にかかわってでありますけれども、当然、学校終わって子どもたちが集まってくるわけですから、あまり学校みたいな管理的にしばられるということはない方がいいのだろうかというふうには思います。

ただ、一方的に遊ぶという意味、外へ出して遊んでいただく、自由に遊んでいただくこと。これはまだいいことだと思いますけど、冒険という部分になってくると、どの程度までがどうなのかということ、これは現場でないとなかなかわからない部分もあると思いますけども、お話ありましたようなことは、担当を通じて、現場の方にも十分話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 次に、弁護士相談のことについてお伺いをいたします。

法テラスの認識はお答えのとおりだというふうに私も押さえております。

ここで、今までよりはこれができたことによって、随分住民と法律相談の関係が近くなったのかなというふうには思うのですけれども、しかし、まだまだ町民の相談ごとに対して、弁護士までたどり着くというのには相当な時間を要しているというのが私は実態だというふうに思っています。

といいますのは、本当に簡単に相談に行けないというのが大多数なのです。

ここでは、1回法テラスに連絡をすると、帯広の弁護士事務所も紹介していただけますよということ

であります、そこに行くまでがまず大変だということがあります。

これは時間ありませんので端的に言うのですが、帯広の法律相談所に随分通っている町民の方がいらっしやるのですね。

帯広も快く受けとってくださっているということなので。

それで、どんなふうを実施されているのかと聞きますと、帯広は市民相談日というのが月曜日から金曜日まで設けられている1日が、その中の曜日指定して、弁護士相談になっているのですね。

それで、ここに、ですから毎週無料相談をやっていますから、そこにアクセスして行って、それから自分の相談の中身の整理によって、弁護士さんをお願いする、しないというふうに踏み込んでいっているということなのです。

こんな身近な相談の場所が、ぜひ町にもほしいというのが声でありまして、お尋ねしたのですけれども、ある弁護士事務所のデータであります、これまで弁護士に相談したいなと思ったというようなアンケートをとられたときに、約3割の方が弁護士に相談したい、あるいはしてきたという回答がありました。

その回答の中の一番大きいのが金銭トラブル、2番目が婚姻、それから、相続、労働、慶事や消費者、交通といろいろあるのですけれども、こういうところで、今、町長がここに言われた、町でもいろいろな相談ごとに応じているのだけれども、そこでは解決できない。どうしても専門家の力が必要だということにまでいくのですね。

例えば、身近なことと言えば、貸金業の金融トラブルなども、それは頑張っ、今、消費生活相談でやっています。

けど、あれも例えば過払いの手続きということになると、もうそこで手が離れてしまうのですよね。

そうなる、もう弁護士にお願い、司法書士でもいいですけどね。お願いせざるを得ない。そこで戸惑ってしまうということなのです。

ですから、一つのひとつの例、時間の関係上申し上げませんが、現実にはそういう状況にありながら、しかし、なかなかたどり着けないでいる町民の実態というのもぜひわかっていたいただきたいというふうに思うのですよね。

帯広市で週1回、幕別で週1回なんていうことはとても望みません。

しかし、年に数回とかというようなことで、そこで接点をつくと。そこが大事なのです。接点というのが。

そういうことを、ぜひ考えられないかどうか、もう一度伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 弁護士に対する相談については、これも古くは、町が顧問弁護士と契約をした後に、議会でもお話がありました。

町民が相談したいことがあるときに、町の顧問弁護士に相談できるように、町としてつなぎの役割を果たせるようなことができないかというようなことも、かつての議会ではありました。

しかし、その当時は、今と違ってそう多くはなかったものですから、そのまま終わってしまったのですけども、今の現代社会は、確かにそういう事例が多く、帯広市の事例がありました、音更なんかも月1回、そういうのを設けているというようなこともあります。

ただ、私は、それがいいことだと思いますけども、当然それには費用も必要になってくるわけです。費用対効果のこともあるわけですけども。

これをもうちょっと広げると、1市3町でも、何か広域的な体制の中でもできないかということも考えられないのかなと。

そういったことも含めながら、今回、ご提言いただきましたことについては、私も何か、町村会か何かの場でも、全十勝までなるといって広すぎるのかもしれませんが、帯広もやっている、音更もやっているとすれば、うちと芽室が入れてもらうこともどうなのかなということも含めながら、今後、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） あまり広くなってしまうと、きつとまた接点という点では弱まるのではないかなというふうに思うのですよね。

ですから、そこは十分考慮していただいて。

私、やはりいろんな悩みを持ってられる町民がいると。

よく、この議会でも滞納問題なんか論議になりますね。滞納整理機構、本当に私は遺憾だと思っているのですが、しかし、その言われるような町民の現状がどうなのかというときに、例えば、その金銭トラブルなんていうの抱えてられる方たちもいるのですよ。

そこが適切な弁護相談の対応の中で、解決をみていくことが、またそういう滞っているものに対して、きちっと解決できる道にもつながってきている。

実際これは帯広市で、この金銭トラブル専門の相談を、先月開設して、勝毎に定員を超えたというの載っていましたが、そこの解決したことが、金銭的に解決するわけですから、経済的な借金なんかなくなって楽になっていくわけですよね。

そのことが、町民のまた、落ち着いたいろんな負担金、滞っているものに対しても目を向けさせていて、そして、解決するということにも現実にはつながる。

だから、取立てだけを強化しているとは言いませんが、救う面も両方やって、そしてきちっと全体の生活を支えるような支援が、私は必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） それらについても、十分検討させていただきたいと思います。

弁護士には、今お話ありました前段のことも、人権擁護相談ですとかいろんな相談ごともあるわけですので、ぜひ、それらも活用していただいて、さらにその上に専門的な知識というようなことで、また弁護士さんの対応ということにもなってくるのだらうと思いますので。

それらも含めながら、十分相談体制というようなことの中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ご承知だと思うのですが、参考までにもうひとつ申し上げますと、帯広の場合は、特定の弁護士さんを固定してお願いしているわけではなくて、11ある法律事務所の輪番制でお願いをして、ですから、そこと釧路弁護士会の帯広市支部になるのでしょうか。そことの契約の中で、行政との対応ですから、それなりの料金でというようなことも聞いております。

ですから、大きな町の負担になるというふうには、負担は負担ですが、それよりも町民の困難を解決するメリットというのはすごく大きいのではないかとこのことを付け加えて、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

(13:59 休憩)

(14:15 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第82号から日程第18、議案第97号までの16議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第82号から日程第18、議案第97号までの16議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第82号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第82号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は1ページ、議案説明資料につきましても1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、徴収にかかわる根拠法令、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものでありますが、今回3点の事項につきまして改正するものであります。

1点目が優良住宅新築認定申請及び優良宅地造成認定申請手数料にかかわるもの。

2点目が戸籍謄抄本及び除籍謄抄本交付手数料にかかわるもの。

3点目が、嘱託登記手数料にかかわるものの3点であります。

まず、議案説明資料1ページをご覧くださいと思います。

1点目の優良住宅新築認定申請及び優良宅地造成認定申請手数料にかかわるものでありますが、連結法人が土地を譲渡して利益を得た場合、租税特別措置法の規定により、その土地譲渡益の10%が法人税に上乘して課税されますが、優良住宅新築及び優良宅地造成の認定を受けることで土地の譲渡益にかかわる法人税を免除されることとなります。

優良住宅新築認定事務のうち、譲渡面積が1,000平米以上の場合につきましては、これまで、申請者が法人と個人事業者に限り、北海道より権限委譲がされていましたが、平成21年1月1日から、連結法人についてもその認定事務について権限委譲を受ける予定であります。

また、優良住宅新築認定及び優良宅地造成認定の譲渡面積が1,000平米未満の場合の連結法人につきましては、上乘せ課税の適用が停止されておりましたが、本年12月末をもって適用が解除される予定でありますことから、これらについて、関係条項を追加し改正するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表中2の項の手数を徴収する根拠法令であります租税特別措置法の引用条項で下線部分が改正の箇所となりますが「若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ」とありますものを「、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の2ページになります。

別表中3の項の引用条項になります「若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ」とありますものを「、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改めるものであります。議案説明資料の3ページになりますが、別表中4の項の同じく引用条項の部分になりますが、「又は第63条第3項第7号イ」とありますものを「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改めるものであります。

続きまして、2点目の戸籍謄抄本及び除籍謄抄本交付手数料にかかわるものであります。

本年5月の第1回臨時会で議決をいただきました戸籍電算システムにつきまして、来年1月末からの運用に向け、戸籍事務の電算化への作業を進めているところであります。

このシステムの運用開始に伴い、戸籍法に基づき磁気ディスクをもって調製された書面は、紙で管理されてきました謄抄本とは異なる書面となることから、手数料の名称にこの書面の名称を追加し、改正

するものであります。

磁気ディスクをもって調製された書面で戸籍に記録されている事項の全部が記載されたものを全部事項証明書といい、戸籍に記録されている一部が記載されたものを個人事項証明書という名称となります。

なお、書面の形式につきましては、従来は縦書き文章形式だったものが、横書き項目形式に変わります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表中18の項中の手数料の名称になりますが「戸籍謄抄本」の次に「又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の」を加え、同表中20の項中「除籍謄抄本」の次に「又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の」を加えるものであります。

次に、3点目の嘱託登記手数料に係わるものであります。「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令」が一部改正されたことによります引用条項の修正と、未登記の嘱託登記に関する部分を追加するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表中43の項中「第288号）」の次に「第4条又は」を加えるものであります。

次に、附則であります。議案書にお戻りをいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思っております。

附則につきましては、改正条例の施行期日を平成21年1月1日からとするものであります。

ただし、別表中18の項及び同表中20の項の改正規定、いわゆる戸籍に係わるものであります。これについては、平成21年1月24日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第83号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第83号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案は2ページ、議案説明資料につきましては、5ページをお開きいただきたいと思います。

議案説明資料の5ページで説明を申し上げます。

今回の改正は、行政報告でもお伝えしたとおり、平成22年3月をもって駒畠小学校を閉校させていただくこととなりましたことから、幕別町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

現行条例の別表第1、「幕別町立駒畠小学校の項」を削るものであります。

次に議案書の2ページをご覧いただきたいと思っております。

附則であります。本条例の施行期日を平成22年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第84号、幕別町生活安全条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第84号、幕別町生活安全条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、3ページ、議案説明資料につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、犯罪等により被害を受けた本人及び家族、または遺族の権利の保護や支援のために制定されている、犯罪被害者等基本法におきまして、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責任を有すると定められたことを受けまして、本町におきましても犯罪被害者等の支援を行うため、幕別町生活安全条例の一部を改正するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第3条は、町の責務について定めたものでありますが、第3条第1項中第5号を第6号、第4号を第5号、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、「犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。」を加えるものであります。

また、第7号として、「前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。」を加えるものであります。

具体的には、第3号につきましては、犯罪被害者等との相談を行い、国が創設した犯罪被害者給付制度の説明や町が実施している各種福祉施策活用の勧奨などを行うものであります。

第7号につきましては、すでに実施している防犯パトロールなど、犯罪防止に関する第1号から第6号に規定する以外の業務全般を想定しているところであります。

議案書に戻っていただきまして、附則であります。本条例の施行期日を平成21年1月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第85号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第85号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案説明資料は7ページをお開きいただきたいと思います。

議案説明資料に基づいてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、出産育児一時金の支給額についての改正であります。平成21年1月より、分娩における医療事故により脳性麻痺となったお子さま及びそのご家族に対する救済を目的に、補償金が支払われる産科医療補償制度が創設されることに伴いまして、出産費用の増額が見込まれますことから、出産に係る被保険者の負担が増えることのないように、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

過日、健康保険法施行令が改正され、社会保険の被保険者及び被扶養者が出産した場合に支給される出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、現行の35万円に3万円を超えない範囲内で加算するとされたところであります。

これは、分娩機関が、補償金の支払いによる損害を担保するため、損害保険会社に対し、一分娩につき3万円の保険料を支払うこととなっておりますことから、この保険料相当額を出産費用に転嫁することが想定されるため、被保険者の負担が増えることのないようにするための措置であります。

幕別町国民健康保険におきましても、被保険者の負担が増えることのないよう、健康保険法施行令の改正内容を勘案し、同様の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第8条第1項は、出産育児一時金の支給額について規定しているものであります。ただし書きとして、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と町長が認めるときは、支給額を現行の35万円に3万円を超えない範囲内で加算をとする規定を加えるものであります。

ここでいう健康保険法施行令第36条各号と申しますのは、第1号として、出産に係る事故により、出生した者が脳性麻痺となった場合、その者の養育に係る経済的負担の軽減を図るため、補償金の支払に備え、適切な保険契約が締結されていること、第2号として、出産事故に関する情報の分析など、出産に係る医療の安全を確保し、質の向上を図るための措置を講じていることとなっており、この各号の要件のいずれにも該当する分娩機関での出産、いわゆる産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合に、加算をするというものであります。

なお、現在の制度の加入状況であります。11月27日現在、全国で3,174施設、全体の97%が加入しておりまして、北海道におきましては全ての施設が制度加入済みとなっております。

議案書にお戻りいただき、4ページをご覧くださいと思います。

附則であります。第1項により、本条例の施行期日を平成21年1月1日からとするものであります。出産育児一時金は、被保険者の出産の事実によって支給することとなっておりますことから、経過措置といたしまして、第2項により施行日より前のお産に係る出産育児一時金は、なお従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第86号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第8、議案第87号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第86号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第86号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、5ページ、議案説明資料につきましては、8ページをお開きいただきたいと思います。

国は、全国的な地価水準の下落や市町村合併の進展に伴い、平成6年時点の地価水準を基準として平成8年に定めた現行の道路占用料の基礎区分が大きく変動していることなどを理由に、本年1月に道路法施行令の一部を改正する政令に基づき、平成20年4月1日を施行期日とする道路占用料の減額の改正を行っており、北海道においても国に準拠し同日付け北海道道路占用料徴収条例の改正を行ったところであります。

道路占用料が国、道、町それぞれに差異があることは、占用者にとって不合理な状況でありますことから、本町におきましても国、道に準拠すべく条例の一部を改正しようとするものであります。

別表の第2条関係につきましては、占用料の額を定めたものであります。

今回改正しようとする主な内容であります。現行の占用料につきましては、平成9年4月に本条例が改正されて以降、見直しが行なわれていないまま現在に至っており、本町におきましても、当時と比較して地価水準が大幅に下落していることから、国、道が定めた占用料に準拠して、占用料を改正するものであります。

説明資料の8ページから9ページにつきましては道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物関係で、電柱・電話柱などの占用料の改正であります。

次に9ページから10ページになりますが、法第32条第1項第2号に掲げる物件関係で、上下水道管やガス管などに関するものであります。

なお、地下埋設管の外径区分の細分化に伴い、占用料も細分化されております。

次に、10ページから11ページまでは、法第32条第1項第3号から第6号関係で、鉄道・日よけ・地下室・露店などの占用料の改正であります。

次に、11ページから13ページまでは、道路法施行令第7条第1号から第8号関係で看板・標識・建物などに関するものであります。

なお、建築物や上空などにつきましては階数1から階数4以上で区分をしておりましたが、階数区分を廃止しております。

次に、13ページの右の改正条例になりますが、道路法施行令第7条第9号に掲げる器具、道路法施行令第7条第10号及び第11号に掲げる施設の占用料を新たに追加するものであります。

第9号に掲げる器具とは、自転車などの車輪止め装置などであり、また、第10号及び第11号に掲げる施設とは、高速自動車国道などに設置されるサービスエリアや給油所などであります。

次に、備考の6は道路法施行令第7条第8号における近傍類似価格の算定の方法を取りやめ、新たに追加した道路法施行令第7条第10号及び第11号における近傍類似価格の算定の方法を規定するものであります。

次に、議案書10ページをご覧くださいと思います。

附則であります。本条例の施行期日を平成21年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第87号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は、11ページ、議案説明資料につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料の方でご説明を申し上げます。

本件につきましては、札内西緑化重点地区総合整備事業におきまして、移転工事が完了した西町南公園の位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

併せて、先にご説明しました議案第86号の幕別町道路占用料に関する条例で定めております占用料に準拠していることから、都市公園の使用料につきましても所要の改正を行うものであります。

別表第1は、都市公園の名称及び位置等を定めているものでありますが、公園名「西町南公園」の項中、位置「幕別町札内西町93番地3」を「幕別町札内西町87番地1他」へ改めるものであります。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページは、今回改めます公園の位置を、20ページにつきましては、「西町南公園」の区域並びに施設配置を示しております。

議案説明資料の15ページにお戻りをいただきたいと思います。

別表第3であります、都市公園の占用についての使用料を定めたものでありますが、準拠いたしません道路占用料の改正に合わせて、全面改正するものであります。

金額の改正につきましては、道路占用料と重複いたしますので、説明は割愛させていただき、それ以外の主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

16ページの下段になりますが、16ページ下段の「広告塔、掲示板」及び17ページ中段の「看板」につきましては、集会やイベント等における仮設工作物を想定しておりましたが、類似する項目があることから廃止しております。

議案書にお戻りいただき、13ページをお開きいただきたいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

別表第3の改正規定は、準拠いたしません道路占用料に関する条例の施行期日と合わせまして、平成21年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、ほとんど北電だとかN T Tの電柱・電話柱にほとんどがかかわってくるとは思いますけれども、北電、N T Tの電話の数がどのくらいあるか、お聞きしておきたいのと、それから、今までのこの二つの条例によって、町の収入となっていました占用料はどのくらいの額になって、今回、減額するとそれくらい減額になるか。

その二つを教えてくださいたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 1点目の北電、N T T等の数でございますけれども、北電柱につきましては、電柱が約7,800本、供架電線については101キロメートル。

それから、N T T東日本柱につきましては、電話柱が約5,400本、それから、通信管23.7キロ、それから、電線が152キロメートル。あと、占用料で、多少多いということでは、帯広ガスのガス管が25キロメートルほどございます。

それから、収入がどのくらいあって、どのくらい減額になるのかということでございますけれども、平成19年度の決算ベースでお話をさせていただきますと、平成19年度に占用料が1,412万8,000円ほどございました。

それは今回の改正に当てはめて計算をしますと、1,039万5,000円になりまして、373万2,000円ほど減額となり、率としては26%ほどの減となるということになります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 本町の財政状況からいいますと、自主財源の確保というのは非常に大きな課題

なわけでありませう。

今回、国が施行例で改定してきて、道も倣ってということでありませうけれども、本来、こうしたものは、右に倣えでやるものではなくて、町村道などにかかわるこうした占用料というものは、各自治体が条例でそれぞれ定めるものだというふうに思ひませう。

今お聞きしますと、373万ほどの減収になるわけでありませうけれども、これ、この予算というものは非常に貴重だというふうに思ひませう。

平成9年4月に改正されて、今はしていないということでありませうけれども、天下の北電、NTTに対するものでありませうし、そうしたことから考えますと、やはり国に倣って、改訂しないで、こうした自主的な財源はきちっと確保していくべきものだと。

また、民間の占用料なんかをお聞きしますと、結構自治体よりも高い占用料を払っているというのが実情のようでありませう。

そうした点からいひますと、やはり、今回の改正はすべきではないのではないかと。

北電、NTTにしっかり払ってもらった方がいいのではないかと。

しかも、電柱とかそういうものは、いろいろな作業にも非常に邪魔にもなりませうし、景観的にも、そのために地下に埋設するというようなこともやっているところもあるようでありませうし、景観的にも非常にそういう景観を損なう、そういうものでもありませう。

そうした点からいって、年間、今までどおりの料金で、決して高いものではないというふうに思ひませう。

そうした点から、改正すべきではないと思ひませうけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに、増田議員のおっしゃるように、町にとっては貴重な財源でありませう。

これが下がるということは、町にとっても大変残念な結果にはなることでありませうけれども、まず、国が実施をしております基準というものが、地価を基準として算定をしていることがまず第1に挙げられます。

当然のように、幕別の地価も下がっておりますので、国、道が、今年の4月1日現在で改正をしておりますして、幕別町としては、1年遅れになりますけれども、改正をさせていただこうというものでござひませう。

ちなみに、札幌市をはじめとする道内各町村も、来年4月を予定しているというふうにお聞きをしているところでもありませう。

議員のおっしゃるように、電柱そのものは、あつて邪魔なものではなくて、かえつて町としても、北電柱に、ある意味防犯灯ですとかそういうものを付けさせていただく。

あるいは、北電柱を利用して、忠類との光ケーブルの架設にもお借りをしているというふうに、いつてみれば、持ちつ持たれつの関係もあるというふうに、私どもの方では理解をしておりますので、そういうご理解をいただきながら、確かに占用料として落ちるのは大変残念ではありませうけれども、いかんせん、土地の値段が下がっているということが大元といひませうか、そこを根拠にして算定をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひませう。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 前回の改定は平成9年ということでありませうましたが、過去には地価がずっと上昇してきたときもありませうよ。

そういうときのこのうちの町の対応はどうだったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 一番もとになりますのは、説明を申し上げましたように、国がまず、今回の改正を行ったというのが一番の大元になりませうして、平成9年から私どもの町としては改正はしてござひませうけれども、地価水準そのものが、以前に比べまして下がったという理由。途中で、多少の上がり下が

りは当然はありますけれども、平成9年以降、上がったといいましてもほんのわずか。

かえって下がる傾向の方が強かったという思いがあって、その間、毎年のように地価は公表されますけれども、それに合わせているわけでもありませんので。

これはあくまでも国、国道、道道、そういったものの基準に合わせて、もともとはつくられたものがありますから、今年の4月に国道が改正され、国と道が改正をいたしましたことに合わせまして、町としては1年遅れになるわけですが、実施をしたいというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第86号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第87号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第88号、指定管理者の指定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は14ページ、議案説明資料は21ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の14ページをご覧くださいと思います。

本議案につきましては、幕別町立札内青葉保育所の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者は、河東郡士幌町字中士幌西二線80番地の25、社会福祉法人中士幌福祉事業会理事長 松浪雪江氏であります。

指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成29年3月31日までの7年間であります。

次に、議案説明資料の21ページをご覧くださいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の内容を載せております。

札内青葉保育所は、定員が90人で、平成19年度の入所児童数は、平均して82人となっております。

建物の概要であります。建設年度は昭和54年度で、構造は、コンクリートブロック造り平屋建てであります。

22ページになりますが、指定管理者が管理を行う業務の内容を載せております。

指定管理者は、保育所の保育の実施に関する業務はもとより、施設及び付属設備の維持管理、環境整備に関する業務のほか、幕別町が指定する特別保育事業として、病後児保育及び延長保育などに関する業務、その他、付随する業務を行っていただくこととなっております。

次に、指定管理者の公募にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、本年8月1日から9月19日の間、公募をいたしましたところ、募集期間内に2団体から応募があったところであります。

候補者の選定にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、有識者3名を含めた10人による選定委員会を設置し、候補者選定基準により、申請資格審査、書類審査及び現在経営している保育所の視察、さらにはプレゼンテーションを経まして、総合評価により審査、選定作業を実施したところであります。

この結果、2団体ともに保育計画内容に具体性があり、かつ保育業務に精通しておりますことから、本町の保育及び子育て支援サービスの効果及び効率を向上させるとともに、当該施設の効果を高め、適正な管理運営の確保が期待できるという判断に立ち、2団体とも合格点に達し、指定管理者候補として選定をしたところでありましたが、その後、1団体から辞退の申し出がありましたので、社会福祉法人中士幌福祉事業協会を指定管理者候補として選定したものであります。

説明資料の22ページ、同法人の概要であります。昭和26年から、なかしほろ保育園を開設し、昭和46年10月13日には社会福祉法人中士幌福祉事業会を設立し、以来、同保育園を始めとした第二種社会福祉事業を行っております。

職員数等ではありますが、理事が6名、監事2名、職員数は、臨時を含め16名となっております。

事業内容につきましては、現在、「幼児・児童の豊かな心を育てることを基本とし、健康な身体づくりを推進、感性や創造性をやしない潤いのある心を育てる。」このことを保育目標に、認可保育所である中士幌保育園を運営されているほか、士幌町の受託事業として士幌町子育て支援センター及び中士幌児童センターを運営されているところであります。

同法人におきましては、平成13年11月、老朽化した保育園の改築に合わせ、地域の子育て支援及び児童の健全育成を総合的に推進する拠点施設として、保育園、子育て支援センター及び児童センターを一つの施設に配置をいたしました中士幌児童ステーションを建設し、児童、保護者及び地域を含め、社会福祉の増進に努めているところであります。

また、平成12年には、移動保育園として、子育て支援カーを導入し、出前による在宅支援事業を実施するとともに、同支援カーを活用し、士幌町が実施しているサタデースクールのメニューとしての巡回児童ステーションも実施されているところであり、これら先進的な事業展開につきまして、全国からの視察を受け入れているとのことであります。

札内青葉保育所の指定管理者による保育業務の開始につきましては、平成22年度からとしておりますが、入所児童及びその保護者との良好な信頼関係を構築するために、来年4月1日からの1年間は、引継保育を行う予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 何点かあるのですけれども、まず、この指定管理者、保育所指定管理者に移行することにつきましては、今年の6月の条例改正のときに、福祉部門にかかわって、公共の福祉に供する施設については、公な責任を持つべきだということで、反対をしてきたところであります。

これは、今回それに伴う条例改正でありますから、もちろん認められないものであります。その上に立ちまして、まず一つは、ただいまの説明で、二つの業者が指定管理者として申し出があったということですが、結果としては1社が辞退されたということで、1社であったということですね。

それで、この種の事業が引き受けられる業者というのは本当に特定されるというふうには思うのです

けれども、これまでの説明の中では、十勝管内全体に、もちろん私は地元も含めてというふうに思っていたのですけれども、全体に周知をする中で公募をして、そして決めていくというふうに聞いておりました。

その周知のあり方などについてどうであったのか。

そして、結果として1社になった。相手の事情があったということだとも思いますが、その辺の差し支えない範囲でのご説明をいただければ、伺いたいというふうに思います。

それと、心配になるのはその保育内容と、それから、現在青葉保育所に勤めていらっしゃる先生方、保育士の方たちが、その後の雇用がどうなっていくのか。

特に、臨時職員などについては、どんなふうに位置付けられて、契約は7年間というふうになっていると思いますが、その間きちっと保障されていくのか。

この点でもお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 1点目につきましてですけれども、周知の方法ということでございました。

一つは、幕別町広報誌に8月1日に公募の内容を掲載させていただいております。

それから、同日、ホームページでも掲載させていただきました。

そのほかに、同日付におきまして、十勝管内における社会福祉法人、それから、学校法人、総計25法人ですけれども、ご依頼の文書と公募要項及び仕様書を送付させていただいたところであります。

2点目の保育内容につきましてですが、保育内容につきましては、認可保育所を運営されておりますので、あくまでも国の最低基準、あるいは、児童福祉法に基いた運営をされているということでございますから、それについての問題は全然ないというふうに考えております。

また、現在青葉保育所に勤めておられる臨時保育士の関係ですけれども、公募要項の中に、町の認可保育所に勤めている臨時職員についての積極的な採用をお願いしたいという文言を実は入れさせていただいております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先に、1点目の今回の条例提案の関係でございますけれども、保育所に指定管理者を導入するということにつきましては、6月の定例会で条例改正をさせていただきまして、保育所には指定管理者導入させていただくということで議決をいただいております。

あともう1点、1社になったということでございますけれども、私たち、プレゼンテーション等を行いまして、それで選定委員会等にかかまして、2社とも合格点に達したところでございますけれども、それで、その公表については、11月1日を予定してございました。

その2社に、両方とも合格ですよという公表する予定の前に、1社から辞退をさせていただきたいということが文書で届きまして、そのため、1社については、ご辞退ということでございますので、今回の指定管理者候補者としては、1社が残ったということで、今回、認定をさせていただいております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 相手の方が辞退されたわけですから、こちらで門戸を狭めたわけではないというふうに思うのですけれども、でも、大切な幕別町の子どもの保育にあたっていただく指定業者が、たった1社であったという。結果としてたった1社であったということは、そこに、これは心配ごとには過ぎないのかもしれませんが、例えば、今、東京などの認定保育園の中で、20も施設が持っているところがいきなり事業閉鎖をするということが問題になっていますね。

そのように、帯広でも、そこまでは至らなくても、保育士の賃金の不払いがあったなどということで認定が取り消されるというようなことで、保育の継続の上で支障をきたすような事例が生まれてくるのですから、たった1社であったということに対する不安というのが拭いきれないものがあるのですけれども。

町としては万全な体制で臨まれると思うのですが、その辺の思いも含めての考え方を聞きたいことと、それから、保育士のその採用にあたっては、あくまでもお願いということでありますから、保障はない

のですね。

その辺の再確認もさせてください。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 前段で東京の事例が出されましたけれども、東京都の場合は、私どもの認識としては、東京都は国の最低基準以外の認証保育園制度というのを設けられておられます。

それは、最低基準よりも、単純にいいますと、基準が緩いというものでございまして、あくまでも認可保育所においては、国の基準を守らなければならないというものでありますので、ちょっと事例が違うのかなというふうに判断しております。

それから、平成19年度だったと思うのですけれども、帯広の保育所が、不払いがあったという事例につきましては、学童保育所というふうにお伺いしております。

学童保育所につきましては、委託経費が、国の基準というものが明確になっておりませんので、それも国の基準に基づく保育単価による保育所の運営とはまた違うものだというふうに認識しております。

それから、保育士の採用につきましてはですけども、あくまでもお願いという立場ですけども、今までに法人とお話させてきている中では、積極的に努力したいという言葉はいただいているところでございます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 応募された法人の青葉保育所の保育、指定管理にかかわる保育につきましては、応募された書類の中には、保育の計画、それと収支計画、それと会社自体の経営状況について。そういう書類も出していただいています。

それらにつきましても、当然審査の対象となっております、それについても審査をしております。

また、実際に運営されている保育所、これは委員全員が視察に行っております。そのようなこともありまして、審査基準は全部で21項目定めておりますけれども、それらに沿って審査員10人が適正に審査を行った結果、一定の基準を満たしたということで、信頼はおける業者であるというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 新聞報道でもされておりましたし、もちろん幕別町立民営化推進プランというのでも6月の時点で示していただきまして、町職員、町の管理職の方たちですね。それと民間の方を含めての審査をされていくというようなこともずっと示されておりましたので、その中で、点数をとられて、それで決まったということについては、今課長が言われるようなことは十分されたのだというふうには思うのです。

でも、前段との東京のこども認定園とは違うのだよ。あるいは、帯広の学童とは違うのだよという、そこには、その違うと言われる基準の中には、それぞれの国のかかわる基準が、今の幕別町が渡そうとする保育所のものと違うから、そういう結果になっているのだよと。緩かったからなのだよということ、おっしゃられておりますけれども、先ほども一般質問させていただきましたけれども、この保育行政を取り巻く変化というのは非常に今大きいものがあるわけです。

そういうふうになっていかないように頑張っていたきたいということで質問もさせていただいたのだけれども、そういう流れの中での指定管理であるわけですから。

だから、保育所の基準であるから大丈夫だということは、やっぱり私は言いきれないというふうに思うのですよね。

心配するところは、これがもっともっと申請があって、たくさんの経営者の中から選ばれてきたというふうには思えば、まだその辺も、不測の事態のときには、別な企業もあるのだななんていうふうには思えるのですけれども、このやり方ですと、今の状況ですと、それももう叶わないというようなことでありますからね。

そういう点では、やはりこの指定管理制度、民間に渡していくその限界というのを、私は正直、今回の条例改正の中でもはっきりと思うわけですね。

もし、見解などありましたら、お示してください。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今回の応募は2件でございますけども、説明会の開催時点では3件、もう1社の方が実は参加されておまして、その方は応募されなかったという結果になりまして、実質2団体が応募されたという結果であります。

私ども、審査をする方といたしましても、なるべく多くの団体から応募いただき、その中からやっぱり選びたいという気持ちを持ってはおりましたけれども、結果として2社でございましたので、その2法人について、それこそ民間の方3名を含めた委員会の中でもかなりの論議をさせていただきまして、結果として、この2社とも幕別町の青葉保育所の指定管理者としての団体として適任であるという答えに達したところでもあります。

指定管理者としての青葉保育所を運営してもらうことになると思うのですが、その間、来年1年間は引き継ぎ保育ということで、青葉保育所が現に実施をしています保育、これは幕別町の保育全体で実施していることと同じでありますけれど、そういった部分のよい点、あるいは、今回新たに指定管理者としてお願いをします団体については、またそれなりの保育のいい点ですとか、そういうところの必ずあるというふうに私どもは思っております。

お互いそういうところが、重なり合って、よりよい保育所運営ができ、あるいはよりよい保育所運営ができて、なおかつ子どもにとって楽しい保育所になっていきたい。

それが一つの青葉保育所だけに終わらず、フィードバックとして幕別町全体の保育所に戻ってくるような、そんなようなことも期待をしているというところがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 指定管理制度の導入並びに民間でできることについては民間に委託していくということについては、私は賛成の立場でずっときているわけでありまして、このたびの青葉保育所についても、制度の導入そのものについては賛成をしてみました。

そうなのですが、今回のこの指定につきまして、これまでの民生委員会、本会議においても、町内の中で幾つかの団体が資格を有するというお話も説明としてありました。

そういった中で、勝手な思い込みなのかもしれませんが、そういった団体ともいろいろコミュニケーションをとって、いろんな相談をしながらこの条例を制定してつくりあげてきたのかと。これは勝手にですが、思っておりました。

そういったところで、今回、この町内の団体から手が挙がらなかったということは非常に残念な思いをしているところであります。

そういった意味で、募集に際して、町内の団体がなぜ応募をしてこなかったかというところが気になるところでありますので、わかる中で、そういった要因がありましたら教えていただきたいと思います。

それと、選定につきましても疑問が残るところであります。

先ほどからの質問でも、最終的には1団体となったと。そこが適正に管理できるであろうからそこに決めたと。そこでなければならないという理由もなければ、そういったところが一番いいからそこになったということにもなっていないことが、やはり一番不安であるということと、その採点の方式も、2,000点満点中1,487点という点数であったということであるのですが、これが評価として高いものなのか、低いものなのかというのはわからないのですが、そういった中で、この団体が、社会福祉法人中土幌福祉事業会を高く評価した点。

それと、513点減点となっているわけでありまして、やはり改善を求めなければいけない部分ということも出てきたかと思えます。

そういった点についてお伺いをしたいと思います。

それと、この事業会がもし指定を受けて始めることになれば、今行われている地元での幼稚園の児童

の人数と、青葉保育所との人数を比較しますと、数倍になるわけであります。

そういった意味で、事業費も地元よりも数倍の金額になってくると思われま

そうといった中で、どちらも集中してやっていかなければならないわけでありま

そうといったことがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ほども一部お話ししましたが、町内の団体につきま

当該団体が応募されなかったということの理由については、私どもは承知して

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほど、副町長の提案の説明の中でもありま

また、点数が出ているのですけれども、その点数の出し方について、ちょ

先ほど総務課長の方から、21点ほどの審査の視点があるということで、お

その点数の出し方としましては、10点満点の評価と5点満点の評価と二

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 審査の経過の中で、一番最後にプレゼンテー

その中で、中士幌の方につきましても、私どもがお聞かせいただいた、

具体的に、ああだこうだということは、今この場では申し述べません

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） そういった経営理念も含めて高い評価も得たとい

町内業者のみならず、帯広市市内にも資格を持つ団体、多数あるわけではありますが、そういったところから一つも希望が出なかったということは、やはりこの管理する仕事に対する魅力というか、そういったものに欠けているということで、やはり検討もされなかったということでもあります。

それを裏返して考えていくと、ここで出す仕事の条件が厳しかったのではないかというふうに思っております。

そういった中で、ほかが厳しいと判断しているこの仕事を、今やろうとしている団体が経営しているかどうかということが、やはり非常に心配でなりませんので、そういったことも、今一度考えてみるべきではないかというふうに思っておりますが、どういったご見解でしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私どもの方としましては、応募要項に基いて応募をいただきまして、さらに経営ももちろん、指定管理者として経営に参画したいというご希望をもって応募されてきた団体でありますから、そして、そこから提出をいただいた書類並びにお話を聞かせていただいて、選定をさせていただいたということになります。

そこで、先ほど言いました私どもが基準として定めております点数に達しない場合は、これはご遠慮いただくことになるということにはなりますけれども、私どもの選定の中で、合格点が結果として出ておりますので、この時点から、また戻るような話には当然ならないというふうに私は思っておりますし、また、その戻るような、そのようなところを選んだつもりも全くございません。

必ずや、その選んだ団体が指定管理者としてその務めを果たしていってもらえるという自負をもって選ばせていただいたという気持ちも持っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 副町長のお気持ちはよくわかりました。

しかしながら、高く評価したという部分のご説明もいただけない。

そういった中では、やはりこの団体にお任せしていくということを不安を拭い去ることもできませんし、理解もできないわけであります。

そういったところで、ここが一番経営してもらって大丈夫なのだというご説明をいただかない限り、なかなか私自身のその疑問を払拭することができませんので、そういったところの説明をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 説明を端折った意味で、説明ができないということではなくて、端折ったということで、説明すると長くなるかなという思いでいたのですが、提出をいただきました。

書類の中に、経営理念等謳っております、私ども、当然中士幌のその現在運営をされております保育所も見させていただきました。

お話も伺いました。

その施設長だけではなく、その働いているところの保育士さんたちともお話をさせていただきました。

そういった中で、特に一番大事なのは、その中で見せていただいた子どもたちの笑顔でございます。

やはり明るく楽しく毎日を過ごしているという思いを一番先に印象として持たせていただきました。

経営理念あるいは経営方針等は、それこそ文書で表現できるようなものでありますけれども、それ以外に、お気持ちの中で、これは実現できるかどうか、私どもとしては関与できる部分ではありませんけれども、お話の中では、幕別町に本部を持ってきて、事業経営に当たりたいという考えも持っておられるというふうにお伺いをしているところであります。

そういったいろいろな、トータルの結果としての私どもの審査結果でありますので、そういった部分を含めてご理解をいただきたいというふうに、私どもは思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

それでは、この際、15時40分まで休憩いたします。

(15:26 休憩)

(15:40 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀川議員。

○5番(堀川貴庸) それでは、私の方からも質問をしたいと思います。

先ほど来、中橋議員、それから前川議員とのやりとりの中でも出ていましたように、選定作業から、今、候補者が絞られて、候補者が1社に絞られたわけですが、これが何となくやはり私としても、結果的に1社にしかならなかった。

消極的な決定がなされてしまったのではないかというような思いもありますし、併せて、やはり町民の皆さんにも、このプロセスには不信感が残っているのではないかというふうに感じてしまいます。

こういうふうにならないためにも、やはり時間や労力を惜しまないで、もっともっと、我々議会も含めて、町民の皆さんにも説明を、丁寧な説明をしていただければというふうに思いました。

今回は、特に保育という分野での指定管理者制度の導入でありましたし、この保育というのは町民の生活に密接にかかわり合うものだと私は思っていますから、さらにこの保育の制度が、順次、管理者制度に移行していくというような計画もお持ちのようですので、ぜひ、この説明責任という行政課題をこれからも重要視していただいて、どんどん住民にわかりやすい説明をしていただきたいというふうに思いました。

どうしても公開できない部分はあろうかと思いますが、これからの適切な遂行に全力を挙げていただきたいというふうに思います。

私としても担当課なり役場の判断は尊重はしたいのです。

が、わかりやすい説明が何となくなかったというようなところを考えると、評価を低くせざるを得ないというふうに思います。

その辺、どう対応されて、今後に当たっていかれるのか。

もう少しお考えをお示しいただきたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 選定に至る経過についての、要するに情報公開ということでご質問だというふうに受け止めましたけども、選定に至る経過については、選定作業中は当然、これは公開する方針ではありませんので、選定した結果、こうなりましたという結果を、これはもちろん住民に対しても説明していかなければなりませんし、これを始めるのは、本来は議決した以降というふうに私どもは考えております。

というのは、相手方が決まらないのにこんな説明までできないというふうに思っております。

本日議案として提案をさせていただいたことで、十分な説明とは確かになっていないというふうには思っておりますけれども、選考に至る経過については説明をさせていただきましたし、選考結果についてというか、選考委員の中に、有識者として、今回は3名の民間の方も入っていただいております。

そういった人たちの、要するに庁舎内、行政側の人間だけでなく、そういった立場の方も含めて意見を交換しながら、当然、その保育の現場も見せてもらいながら、そういったものを、先ほどからご説明をしているところでもありますけれども、そういった経過を踏まえて、十分に指定管理者足りえる業者だというふうに、私どもは認識して、今回のご提案をさせていただいているというふうにご理解をいただければというふうに思います。

あとは、住民あるいは青葉保育所に現在通われている、あるいはその近辺の方、近隣の方ですね。この方たちに対する説明は、これから行う予定でもあります。

○議長(古川 稔) 堀川議員。

○5番(堀川貴庸) 説明に対する方針はわかりました。

これから親御さん含めて、しっかりと説明されるということですから、どんなご意見があるかはわかりませんが、真摯に向き合っていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点お尋ねしたいのですが、やはりこの保育というものについては、今までは行政がメインとしてやってきた。

それだけに、今回民間委託になれば、行革にはつながったとしても、行政サービスの低下を招かないように、積極的な関与が求められるのだらうと思います。

そういう意味で、これまでは忠類のアルコですとか、それから、百年ホールの幕別町民芸術劇場ですか。も併せて、やはり管理運営に対する年度評価なり、それから中途評価なりを実施していただいて、それらの公開や縦覧をすとか、より広く町民の目に触れていくということも重要だというふうに思います。

たまたまインターネットなんかを見てみると、これ、北九州市なのですけども、指定管理者の管理運営に対する評価シートというものがあって、何ページかに渡って効果をされていました。

今回で3例目ですから、大分この制度に、役場の対応としては慣れてきたのだらうというふうに思っていたものですから、もう少し何か丁寧なことができなかったのかなという思いもあったのですけれども、これからも次々とされるということですので、ぜひ、その辺、慎重な上にも対応していただきたいというふうに思います。

先ほど積極的な関与が求められるのではないかというふうに申しあげましたけれども、適切に本当にこの監視機能や、それから、指導機能を役場の皆さん方には発揮していただいて、より行政サービスが充実できるように対応していただきたいというふうにも思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今、堀川議員のおっしゃられるとおり、まず前段でおっしゃられた評価。この部分については、当然私どもは毎年度のようにしていかなければならないというふうに考えておりました、この評価、どのようにしていくかということについては、現在内部で検討中であります。

これは当然、百年ホールももう指定管理者として1年目を施業としておりますので、百年ホール、それからアルコ、併せて今回、指定管理者としてスタートすることになれば、青葉保育所についても当然、それぞれの年度、1年ごとの評価を行っていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点、保育所のいろんなことのこれからの運営、行政がかかわっていくということですが、当然、1年目の引継ぎ保育の中では、当然これは幕別町が主体となって行うものであります。

1年目というか、来年度はそうなります。

その後、指定管理者に運営管理そのものをお任せするというのが、まず第1点は基本でございます。これが指定管理者制度でありますので。

その中で、やっぱり町が行ってほしい事業、町が現在行っている保育の最低限、それは最低限だと考えております。

それが実施されているかどうか。

そういった部分についても、当然これは評価の中の対象には当然入ってきますけども、そういった部分での、当然町とのかかわり、行政とのかかわりというのがありますので、私どものこども課を、担当になろうかと思っておりますけども、そういったところと係を、業者が取り合うような形をつくっていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 私の質問は、議会と選考委員会ともに持っている情報の、やはり共有化、それがなければ、議決をするということにはなかなかしづらいのではないかということで、具体的なことも含めて質問したいと思います。

まず、中土幌の現在入所している年齢別の子どもたちの人数ですね。

それと、青葉における子どもたちの人数をお示してください。

2点目、特別保育の中土幌で、障害児保育事業の経験があるのかないのか。

3点目、保育所サービスの拡大ということで、病後児保育事業、その経験が中土幌であるのかないのか。

また、次は、指定管理者アイデア活用ということが今言われております。

当然、何年かこの保育所をやられた、中土幌の法人はやっているわけですから、評価された実績があるのか。

また、地域貢献度においての実勢と、それを証明する団体があるのか。

最後ですが、先ほど副町長が、この法人は幕別に進出という希望が持っているという、これは言葉だけなのか、それとも、いわゆるこの法人で、理事会として正式に決まったことを副町長は発表したのか、その件も含めて質問します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 1点目の入所児童の数でございますけれども、当法人につきましては、0、1歳が二人、2歳が3人、3歳が6人、4歳が8人、5歳が13人、計32人。これは11月末現在の数字であります。

それから、青葉保育所につきましては、0、1歳が14人、2歳が15人、3歳9人、4歳17人、5歳22人、計79人でございます。

それから、障害児保育を実施しているのかということでございますけれども、現在、5歳の児童1名、これはダウン症でございますけれども、これを保育されております。

病後児保育の経験があるかにつきましては、経験は今のところございません。

それから、当法人の地域貢献という現状の保育運営での地域貢献という意味のご質問と受け取らせていただきましたけれども、説明の中にもございましたように、保育園、民間の場合は保育園といういい方をしますけれども、保育園のほかに、一時保育、それから、子育て支援事業、それから、学童保育所の運営をされております。

当法人につきましては、学童保育所については、小学校1年から3年までという考え方ですけれども、当法人につきましては、小学生、6年生まで居場所として提供しているということをお伺いしております。法人の理念としては、その地域の子どもたちをみんな一緒に集めて育てていきたいという考えが強く理念として出されていたところでありますし、保育園を視察させていただきましたときにも、実際に保育所の児童だけでなく、小学生の子どもたちが集っている場を見させていただきましたけれども、先ほど副町長がお話ありましたように、小さい子から、それこそ小学6年生まで、みんな楽しそうに遊んでいたと。運動していたというふうに私どもは見させていただきました。

それから、当法人につきましては、現状やっている保護者へのサービスとしてなのですけれども、先ほど中橋議員から一般質問の中で、保護者とコミュニケーションというお話もございましたけれども、当法人につきましては、インターネットを利用して、パソコンから保護者の携帯電話に、何かあったときの緊急連絡を入れるとか、情報を伝達するとか、そういう取組みもされているところであります。

それから、最後の副町長がお話されました幕別町に進出したいという意向があるというお話ですが、これにつきましては、理事会で決定されたかどうかは私どもはちょっと知る範疇にないというふうに認識しておりますけれども、先だって施設長等々お話した中でも、その意向はあるというふうに認識しているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 理事会で決定されたかどうか分からないという言葉が、これは非常に重いのですよね。この言葉。

幕別に法人として来るという。いわゆる企業進出になるのかならないかということ。それが確認できなくても、副町長としては言葉に出したということは、ちょっと残念だなという気はいたします。

確認できないものは確認しようということは無理だと思いますので。

それでは、私の、最後に気持ちですけれども、この指定管理者というのは、もちろん民間の知恵を求めて、私も民生委員として、大英断しに、そして強い心をもって指定管理者制度を導入したつもりであります。

今回、何点か質問いたしまして、今回選定された法人というのは、いわゆる30人規模しか経験がなく、青葉、約3倍近い人が入る場所へ、この法人が来るということは非常にやはり不安、いわゆる小規模経営の経験のみで、将来に向けて心配な点というのがまだこれでは消えないということがあります。

今回の選定も、経済的な効率、事情、そういう事情だけで選定されたのではないかと。長期的な保育行政の大改革であるという、そういう視野に立って選んでいったのかなという疑問はどうしても残ります。

事業主にとっても、都市型保育という進出は初めてでしょうから、非常に事業主自身も不安でないかと思えます。

また、この法人がどのような経営理念を出されるか。職員や父母や、そういう方はもっと不安でないかと。

だけど、子どもに悪影響を与えない。これが一番大事です。

行政のトップとして、町長の強い方向性、これを最後に伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私が先ほどの前川議員の質問にお答えしたのは、本部を幕別に移すと私は申し上げておりません。

お話の中で、そういう希望がある。幕別町に本部を移したい希望があるというプレゼンテーションの中でのお話をご披露申し上げたまでです。

ですから、その本部を幕別に移すことは、指定管理者の指定に関しては全く条件外のことになりますから、移す移さないは、それは何のこともありません。

ただ、そういう希望を持っておられるという話をご披露申し上げたまででありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、後段の部分で、現状、小さなとか30人規模の保育所を運営されております。

ただ、この中土幌につきましては、もう二十何年来、保育所そのものの運営をされておりますし、実績も残されております。

また、考え方でありませけれども、現状の今の保育、中土幌にある保育所が、本当に地域に開かれた、地域の子どもたちを、保育所と保育園といいながら、子どもたち全部の憩いの場としての、そういう立場にあるという、私どもが見せていただいた思いがあります。

これもプレゼンテーションの中での確認事項とかお話の中では、青葉保育所についても、地域に開かれた保育所にしたい。保育所を開放したいという思いを持っておられます。

また、地域の子育て支援を積極的に支援をしていきたいという考えも表明されております。

そういった部分についてやられております。

経営が確かに、30人規模から90人になるわけでありませけれども、子どもの数が増えたからといって、経営内容、あるいは経営方針そのものは変わるものでもありませんし、内容そのものについては、十分にやっつけける組織、経営をされている方だというふうに私は思わせていただきましたので、評価をさせていただいたということになっております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私からも答弁させていただきたいと思えますけれども、先ほど来、保育所もいろんな変遷があって、いろいろ制度が改革改善されていく。

ただ、私は公立であろうと民営であろうと、一番大事なのはやっぱり子どものための保育所でなければならない。

子どもが喜んで通える保育所、そして、親が安心して子どもを送り出せる保育所であってほしい。そのことをただ願うわけでありませ。

そういった意味では、特に来年1年間、いわゆる引継ぎ保育というようなことで、町と業者と一緒になっているようなことをやっていくわけです。

そこで十分今まで町のやってきたこと。あるいは、民間のノウハウ。そういったものを含めた中で、

立派な保育所になっていくように、ただただそういうことを私ども期待をするし、行政としての努力もしていかなければならないと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） あと、質疑なしと認めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 議事進行上にかかわりまして、ここで休憩を求めます。

○議長（古川 稔） ただいま、乾邦廣議員から、議事進行上にかかわって休憩を求められました。

議長もその必要性を認め、若干休憩いたしたいと思います。

（16：00 休憩）

（16：05 再開）

○議長（古川 稔） それでは、暫時休憩を解いて再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第89号、訴えの提起についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 議案第89号、訴えの提起につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案説明資料につきましては23ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、議案書15ページをご覧くださいと思います。

本件につきましては、平成20年9月25日開催の議員懇談会におきまして、報告案件として、概要のご説明申し上げたところでございますが、町が当事者となり、町有車両等の返還請求の訴えを提起することから、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

請求の要旨でございますが、平成19年4月1日から平成20年3月31日までを委託業務の期間といたします忠類地域のごみの収集運搬処理業務の委託契約の締結に伴いまして、この業務に必要となる車両3台、車庫2棟、休憩所1棟、土地9,533平方メートルの町有財産を委託契約と同じ期間で無償貸与することで、町と相手方との間におきまして使用貸借契約を締結しておりました。

この使用貸借の契約期間が満了した後、平成20年4月16日、貸与しておりました車両1台は返還されましたが、その他の物件につきましては返還が履行されないことから、町は相手方に対し再三にわたり、自宅訪問、電話、文書により返還の履行を求めてまいりました。

相手方は、これに応じないことから、このような事例に対する町としての対処方法を平成20年7月11日、町の顧問弁護士である橋弁護士に相談をし、庁内における協議も踏まえた上で、平成20年9月17日、相手方に対して、1週間の猶予期間を定めた上で、話し合いによる協議の申し出に応ずる用意がある旨を記載いたしまして、申し出がなき場合は訴訟等による解決手段の選択も止むを得ずとした、町側の考えを、内容証明により送付いたしましたところであります。

申出期限までに相手方から回答が無かったことから、最後通告として平成20年10月31日、同じ内容による、普通郵便にて、再度、話し合いによる協議に応じる旨の意思を伝えましたが回答がなく、一向に解決へ向けた糸口に辿り着けないということから、やむなく訴えにより町有車両等の返還請求を行うものであります。

議案説明資料の23ページをご覧くださいと思います。

訴えにより返還請求を行います町有財産の一覧及び請求内容であります。

返還請求を行う町有財産といたしましては、車両が、ロードパッカー車とダンプトラックの2台で、施設が、車庫2棟、休憩所1棟、土地が、雑種地9,533平方メートルであります。

請求内容は、いずれも原状に回復し、返還を求めるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第90号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第90号、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成20年9月28日、午前11時頃、自家用車を運転する相手方が、町道忠類さかえ線から幕別町忠類栄町225番地先のコンビニエンスストアの駐車場へ入る際、歩車道境界縁石に乗り上げたところ、破損していた縁石が跳ね起き車両の左側底部に接触し、物的損害が生じる事故が発生したものでありまして、これに対します損害賠償の額を定め、相手方に対し賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、67万8,245円と定め、損害賠償及び和解の相手方は、広尾郡大樹町字石坂433の林正浩氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして林正浩氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、今後このような事故が起きないように、町道の管理点検に努めるよう指導をいたしたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第91号、平成20年度幕別町一般会計補正予算、第7号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第91号、平成20年度幕別町一般会計補正予算、第7号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,689万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,038万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為の補正でございます。

追加でございますが、町有車両等返還請求事件訴訟委託料及び幕別町立札内青葉保育所指定管理者業務指定管理料について追加するものであります。

町有車両等返還請求事件訴訟委託料であります、議案第89号でもご説明いたしました事件についてであります。

期間につきましては、平成20年度から審理が終結する日の属する年度とし、限度額につきましては、弁護士と協議の上定める事件が解決した際の報酬と訴訟に必要な費用の実費相当額を合計した額と定めるものであります。

次に、幕別町立札内青葉保育所指定管理者業務指定管理料でございますが、議案88号でご説明いたしましたが、期間、平成22年度から平成28年度、限度額につきましては、保育所運営費について国が定める保育単価に基づき積算した町の支弁額に、町が指定する特別保育事業を実施するために必要な経費を加算した額と定めるものであります。

それでは、最初に、歳出からご説明をいたしますが、今回の補正予算において燃料費の補正が各費目において計上されております。

燃油価格の高騰に伴い、当初予算に対して重油で4円、灯油で4円、ガソリンで10円の単価値上がり分について、今後の価格動向を踏まえながら補正をしております。

なお、燃料費の単価値上がり分の補正予算総額といたしましては、一般会計分といたしまして、消防分担金分も含め、1,409万8,000円の補正予算となっております。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 306万3,000円の追加でございます。

11節需用費であります、燃料費については価格高騰分、電気料につきましては、燃料高騰に対しまず燃料調整費分、修繕料については電話機故障等に伴います補正でございます。

12節役務費につきましては、札内郵便局において区内特別料金の適用が、カスタマバーコードを記載した郵便物のみ適用となったところであります。

このため、区内特別料金の適用がきかなくなったことから補正をするものであります。

13節委託料、時間外勤務手当請求訴訟委託料であります、平成14年12月11日、北海道教職員組合が、その所属する組合員らを原告として、道立学校の設置者である北海道並びに市町村立小・中学校の設置者である市町村を被告として、時間外勤務手当等の支払いを求める訴訟を札幌地方裁判所に提訴したものであります。

本請求事件につきましては、平成14年、解決した際の報酬と訴訟に必要な費用実費負担分について、債務負担行為を行なっているものであります、平成16年の7月に、札幌地方裁判所で判決が言い渡され全面勝訴となったものであります。

しかしながら、原告人らは札幌高等裁判所に平成16年8月10日控訴をし、平成19年9月27日高等裁判所で控訴棄却の判決が示されましたが、平成19年10月10日最高裁判所に上告し、この度、平成20年8月27日最高裁判所において上告を棄却され、本事件は全面勝訴と言う形で終結したものであります。

このことから、平成14年度の債務負担行為に基づき委託料を支払おうとするものであります。

次に、町有車両等返還請求事件訴訟委託料であります、先ほど債務負担行為で説明いたしました事件に対します着手金等所要の補正であります。

6目近隣センター管理費、45万6,000円の追加でございます。

燃料費の補正でございます。

7目庁用車両管理費、32万4,000円の追加でございます。

これにつきましても、燃料費の補正でございます。

15目交通防災費、367万3,000円の追加でございます。

電気料であります。燃料費高騰に伴います。燃料調整額の増加分等について補正を行なうものであります。

16目諸費、67万9,000円の追加であります。

議案第90号でご説明をいたしました事件の和解に伴います。損害賠償の補正でございます。

18目電算管理費でございますが、予算を組み替えるものでございますので、予算の増減は伴わないものであります。

13節委託料であります。L GWANであります。行政ネットワークにつきましては、全国の自治体をネットワークで結んでいるシステムであります。

今年度、システムの更新を行なうべく、当初予算時に備品購入費に計上していましたが、更新を行なう際道内各自治体共同で設置することが、経費的に安価に設置できることとなりましたことから、このたび、その所要額について18節備品購入費から組み替えて実施しようとするものであります。

20目総合支所費、124万4,000円の減額でございます。

町営牧場及びスキー場を管理しておりました嘱託職員1名が、10月31日付けで退職いたしましたことから、その所要額について減額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、976万8,000円の追加でございます。

国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

3目障害福祉費、902万6,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、訪問入浴サービス事業、移動支援事業及び日中一時支援事業の委託料につきまして、平成18年10月障害者自立支援法の制定に伴い、国の補助事業である地域生活支援事業として事業を実施しているところであります。対象者の中で制度が浸透・定着してきたことから、利用の増加に伴い、その所要額について補正するものであります。

19節であります。障害福祉事業者運営円滑化事業補助金につきましては、北海道から扶助費で経理することが適切であるとの見解が示されましたことから、このたび、全額減額補正を行なうものであります。

なお、支出科目につきましては、扶助費の障害者支援費の現行予算で対応するものでございます。

障害者通所サービス事業者利用促進事業補助金であります。事業者が、施設等を利用する障害者等の送迎を行なった際、その費用の一部について補助を行うものであります。利用者増が見込まれますことから、その所要額について補正するものであります。

20節扶助費であります。精神障害回復者通所費扶助につきましては、地域活動支援センター等への通所に係る交通費助成であります。通所回数の増加が見込まれますことから、この度補正を行なうものであります。

10ページをお開き願います。

6目老人福祉費、351万2,000円の追加でございます。

介護保険特別会計への繰出金でございます。

8目後期高齢者医療費、32万6,000円の追加でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

12目保健福祉センター管理費、79万1,000円の追加でございます。

11節需用費は、燃料費の補正でございます。

15目ふれあいセンター福寿管理費、89万1,000円の追加でございます。

11節需用費は、燃料費の補正でございます。

2 項児童福祉費、3 目常設保育所費、1,714万7,000円の追加でございます。

4 節共済費、7 節賃金でございますが、当初予算策定時より入所児童数が増加したことに伴う臨時保育士追加配置及び待機児童解消並びに障害児対応に対する追加配置等当初に比べ8名増の保育士を配置しましたことから、それら所要額について補正するものであります。

また、代替保育士賃金につきましては、障害者対応及び臨時保育士採用までの間の代替保育士の配置増等に伴う補正でございます。

11節需用費でございますが、燃料費の補正及び臨時・代替保育士等の増に伴います賄材料費の追加でございます。

4 目へき地保育所費、15万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、燃料費の補正であります。

6 目児童館費、28万3,000円の追加でございます。

7 節賃金でございますが、やまびこ学童保育所に障害児対応として指導員1名を追加配置いたしましたことから、その度所要額について補正を行なうものでございます。

11節需用費につきましては、燃料費の補正でございます。

7 目子育て支援センター費、105万8,000円の追加でございます。

4 節共済費及び7 節賃金でございますが、利用者増に伴います臨時職員の追加配置及び臨時職員追加配置に伴う代替保育士賃金の減額でございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費 64万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、燃料費及び電気料燃料調整額の値上げ分でございます。

修繕費でございますが、葬祭場機械室ストーブ修繕等でございます。

6 目水道費、3,593万3,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、水道事業の高料金対策に対します水道事業会計への補助金でございます。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で50%、特別交付税で30%が補てんされるものでございます。

12ページになりますが、28節繰出金でございます。

簡易水道特別会計繰出金の減額でございます。

次に、5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費、25万2,000円の追加でございます。

13節委託料でございますが、季節労働者に対します冬季間の雇用対策として実施を予定しています、町道環境整備委託料の増額でございます。

当初予算時約330時間分について、事業を実施すべく計画をいたしておりましたが、雇用環境の悪化等に対応して約210時間分を追加し、事業を実施しようとするものであります。

次に、6 款農林業費、1 項農業費、4 目農業施設管理費、14万5,000円の追加でございます。

11節需用費でございますが、味覚工房のフードミキサー等修繕に対します補正でございます。

8 目農地費、19万7,000円の追加でございます。

11節需用費でございますが、燃料調整額上昇に伴います電気料補正でございます。

次に、7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、38万3,000円の追加でございます。

12節役務費でございますが、平成19年11月に温泉法改正に伴い、泉源の可燃性天然ガス濃度について測定を行なわなければならないこととなりましたが、測定に対する取り扱い等詳細について本年8月に示されましたことから、この度測定を行なうべく補正を行なうものであります。

また、温泉採取許可申請手数料につきましては、可燃性天然ガス濃度測定において、基準値以上の数値を示した場合その措置について許可を受ける必要がありますことから、この度補正を行なうものであります。

18節備品購入費であります。アルコ236の厨房に設置しています冷凍冷蔵庫が故障し、修理不能と判断されましたことから、指定管理者との管理に関する基本協定書に基づき、このたび、町において購入

を行ない貸与するものであります。

4目スキー場管理費、148万9,000円の追加でございます。

4節及び7節でございますが、総合支所費でもご説明をいたしました、町営牧場及び忠類白銀台スキー場を管理していました嘱託職員の退職に伴い、スキー場の管理業務を行なう臨時職員1名及びこれまで、職員が時間外で対応していた業務等について、勤務体系の見直しにより臨時職員1名について追加し採用することで、総合的な人件費の圧縮につながることから、それら所用の補正を行なうものであります。

11節需用費であります、明野スキー場の圧雪車故障に伴う修繕でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費、400万円の追加でございます。

13節委託料でございますが、国において、今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、地方自治体に対し、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、この計画に基づいて維持管理を行っている橋梁についてのみ、今後の修繕や架け替えなどに対して補助事業の対応を可能としているところであります。

このことから、本町におきましても長寿命化修繕計画を策定しようとするものであります、その際、事前に橋梁の点検を行なうことが必要となります。

これまでその点検費用は全額町費で実施することとなっておりますが、このたび、国の景気対策において橋の長さが15メートル以上の橋梁の点検について補助対象となりましたことから、対象となる橋梁79の橋について橋梁点検を行おうとするものであります。

14ページをお開きいただきたいと思っております。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、1億4,892万8,000円の減額であります。

28節でございますが、公共下水道特別会計繰出金の減額であります。

繰出金の主な減額の要因につきましては、下水道会計において下水道事業の経営負担軽減のための起債であります資本費平準化債の発行が、当初予算に比べ、1億4,630万円追加し発行が認められところであります。

このことから、当初一般会計から元利償還金分として繰出す予定でありました金額について、資本費平準化債に振り替わったことから、その発行分について繰出金を減額するものであります。

3目街路事業費であります、組換え予算のため、予算の増減につきましてはございません。

15節工事請負費につきましては、北栄大通の工事の進捗を図るため、22節補償補てん及び賠償金等について組み替えて実施するものであります。

4項住宅費、2目住宅管理費、149万7,000円の追加でございます。

平成19年12月に公営住宅法施行令が改正され、平成21年4月1日から、公営住宅の入居収入基準の大幅な見直しが行なわれることとなりました。

その激変緩和を図るためシステムの改修を行なうものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、1,908万5,000円の減額でございます。

主に人事異動等に伴います東十勝消防事務組合分担金の減額でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、350万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、小中学校の暖房機器等修繕でございます。

15節工事請負費でございますが、障害を持った児童に対応するため、札内北小学校の2階トイレの改修を行なうものでございます。

6目学校給食センター管理費、731万3,000円の追加でございます。

7節賃金でございますが、給食食材高騰対策として一部パン食をご飯食に変更したことに伴う、調理時間増に対する賃金の補正でございます。

11節需用費でございますが燃料費の補正、水道料及び農業集落排水施設使用料につきましては、調理時間増等による使用料の増加による補正、修繕料につきましては、温水ボイラー、炊飯釜蒸気修繕等に伴う補正でございます。

給食材料費につきましては、食材の高騰に伴います補正でございます。

給食材料費につきましては、4月以降食材の相次ぐ値上げに対応すべく、給食メニューの工夫等を行い、食材値上がり分の吸収に努めてきたところではありますが、それを上回る食材の値上がりが続いているところでもあります。

このことから、本来給食材料費につきましては、給食費として保護者等にご負担をいただいているものでございますが、年度途中での給食費の値上げとなること等から、本年度につきましては、食材値上がり相当額について、町において負担することとし、その所要額について補正を行なうものであります。

16ページをお開き願います。

2項小学校費、1目学校管理費、297万3,000円の追加でございます。

燃料費高騰に伴います補正でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、200万5,000円の追加でございます。

7節賃金でございますが、糠内中学校に特別支援教育支援員を1名配置したことに伴う補正でございます。

11節需用費でございますが、燃料費高騰に伴います補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、79万2,000円の追加でございます。

7節賃金でございますが、障害児等対応に伴う臨時職員1名の追加配置に伴います補正でございます。

11節需用費につきましては、燃料費の補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、62万9,000円の追加でございます。

1節報酬でございますが、本年度、生涯学習中期計画を現在策定中でございますが、当初7回の会議をもって策定を予定したところではありますが、今後2回ほど追加し、策定を行なうこととなりましたことから、このたび、補正を行なうものであります。

9節旅費でございますが、費用弁償につきましては、生涯学習中期計画の策定会議増に伴う補正、特別旅費につきましては、中学生・高校生海外研修引率に伴います航空運賃燃料特別加算額の上昇に伴います補正でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、ただいまご説明いたしました中学生・高校生海外研修の航空運賃燃料特別加算額上昇に伴います参加者負担分に対する補助金の増額であります。

3目保健体育費、86万4,000円の追加でございます。

11節需用費につきましては、燃料費の補正でございます。

5目町民会館費、24万8,000円の追加でございます。

11節需用費は、燃料費の補正でございます。

6目郷土館費、7万9,000円の追加でございます。

11節需用費については、燃料費の補正でございます。

8目スポーツセンター管理費、110万2,000円の追加でございます。

11節需用費につきましては、燃料費の補正でございます。

9目図書館管理費、40万9,000円の追加でございます。

11節需用費につきましては、燃料費の高騰及び修繕料につきましては、地下タンクの重油オイルキャリアの目詰まり修繕に伴います補正でございます。

10目百年記念ホール管理費、131万6,000円の追加でございます。

13節委託料であります。舞台機器等操作委託料につきましては、今年度まで町において委託契約を行なっているものであります。今年度の舞台稼働率上昇に伴い、当初設計時より上回ったため、追加し委託料を支払おうとするものでございます。

18ページをお開き願います。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、2,545万1,000円の追加でございます。

2節給料でございますが、人事異動に伴います補正でございます。

3節職員手当等でございますが、時間外勤務手当及び人事異動等に伴います各種手当補正でございます。

4節共済費でございますが、一般職市町村共済組合負担金等負担率の変更に伴います補正でございます。

7節賃金でございますが、常雇職員賃金でございます。

被扶養者の減に伴います補正でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、福祉協会負担金の増でございます。

次に、歳入をご説明を申し上げます。

6ページまでお戻りをいただきたいと思えます。

10款地方特例交付金、3項地方税等減収補てん臨時交付金、1目地方税等減収補てん臨時交付金、506万6,000円の追加でございます。

道路特定財源の暫定税率の失効期間中における自動車取得税分及び地方譲与税の地方道路譲与税分の減収を補てんするため創設された臨時交付金の歳入追加でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、4,770万3,000円の減額でございます。

普通交付税につきましては、当初算定において、51億7,563万6,000円とし、交付決定を受けていたところであります。

しかしながら、当初算定にあたり道路特定財源の暫定税率の失効分について基準財政収入額から除いて算定されていたことから、先ほどご説明いたしました地方税等減収補てん臨時交付金が交付されることに伴い、その交付されました額の一定額が基準財政収入額に算入されることから、普通交付税の再算定が10月に行われたところであります。

その結果、基準財政収入額の変更に伴い416万2,000円の減となりましたが、再算定時、普通交付税の調整率につきましても変更となり、調整率の変更分として927万1,000円増額となりましたことから、普通交付税総額としては、一部道路の延長に対する全道調整も含め、総額で511万1,000円の増額となったところであります。

このことから、当初算定において予算に対して減額となる金額につきましては、5,281万4,000円でしたが、再算定の増額分を差し引き、4,770万3,000円が当初予算に比べ減額となりましたことから、その額について補正を行なうものであります。

なお、平成20年度の普通交付税の再算定後の交付決定額につきましては、51億8,074万7,000円となるものであります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、89万1,000円の追加でございます。

地域生活支援事業費国庫補助金でございますが、日中一時支援事業等事業量増加に伴います国庫補助金の追加でございます。

3目土木費補助金、200万円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました橋梁点検に伴います、国2分の1の補助金の追加でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金、187万5,000円の追加でございます。

障害者自立支援対策及び地域活動支援事業費等事業量増加に伴います、道補助金の追加でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、998万4,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、994万円の追加でございます。

常設保育所臨時職員追加配置に伴います、職員給食費の追加及び2款総務費でご説明いたしました、賠償金に対します保険金収入でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 5ページ、債務負担行為補正であります。

下段の、先ほど指定先が決定されましたので、これを認めないというわけにはいかないわけでありま

すけれども、この限度額がおよそどのぐらいになると概算しておられるのか。

それをお聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） ご承知のとおり、保育単価につきましては、入所している年齢によって大きく異なっております。

現在、今年度の青葉保育所の入所の推移を見た中での積算ということでご理解いただきたいと思うのですが、あくまでも推計値でありますけれども、年間7,000万前後になるかなというふうに推計しているところでございます。

○議長（古川 稔） ほかに。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第13、議案第92号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第2号から日程第18、議案第97号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算、第2号までの6議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第92号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,486万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、642万円の追加でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、人事異動及び時間外勤務手当の増加等に伴います所要の補正でございます。

2款保健給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、5,000万円の追加でございます。

一般被保険者高額療養費であります。生活習慣病の増加及び医療の高度化等により高額療養費が増加したことに伴う補正でございます。

2目退職被保険者等高額療養費、500万円の追加でございます。

退職被保険者等高額療養費でございますが、ただいまご説明をいたしました、一般被保険者同様医療の高度化等に伴う医療費の増加に対します補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、600万4,000円の追加でございます。

国保税の現年度分でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、2,802万円の追加でございます。

一般被保険者高額療養費増加分の国負担分及び療養給付費の平成19年度精算に伴います追加補正でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、500万円の追加でございます。

退職被保険者高額療養費増に伴います、交付金の追加補正でございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、976万8,000円の追加でございます。

負担割合及び普通交付税算定における国民健康保険の財政安定化に対する一般会計からの繰入金でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1,262万8,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算、第2号の説明を終わります。

次に、議案第93号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思えます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,338万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、14ページから15ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思えます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、32万6,000の追加でございます。

時間外勤務手当及び共済費の負担率変更に伴います、所要の補正でございます。

歳入をご説明を申し上げます。

16ページでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、32万6,000円の追加でございます。

負担区分に応じた一般会計からの繰入金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の説明を終わります。

次に、議案第94号、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

22ページとなります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,688万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、23ページから24ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思えます。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

28ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、148万3,000円を追加するものであります。

2 節給料から4 節共済費につきましては、人事異動に伴う人件費等所要の補正でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、36万2,000円の追加でございます。

本目につきましても、2 節給与以下人事異動に伴います人件費等所要の補正でございます。

29ページになりますが、2 目認定調査等費、33万6,000円の追加でございます。

13節委託料でございますが、平成21年度から要介護の認定調査項目が変更となることから、それらシステムの改修を行なうため所要の補正を行なうものであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等費、1 目居宅介護サービス等給付費、1,950万円の追加でございます。

19節の居宅介護サービス給付費でございますが、デイサービス利用者数増に伴います給付費の補正でございます。

3 目施設介護サービス給付費、1,500万円の減額でございます。

19節の施設介護サービス給付費でございますが、介護療養型医療施設の入所者数減に伴います補正でございます。

31ページとなります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護サービス等給付費、550万円の減額でございます。

19節の介護予防サービス給付費でございますが、主に要支援者の訪問介護の利用件数減に伴います補正でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、270万円の追加でございます。

19節の高額介護サービス費でございますが、高額介護を受ける対象者の増に伴います補正でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費、950万円の追加であります。

19節の特定入所者介護サービス費でございますが、食事及び居宅に係るサービスを受けます対象者の増加に伴います補正でございます。

33ページをお開き願います。

5 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費、48万6,000円の追加でございます。

3 節職員手当等費及び4 節共済費につきましては、時間外勤務手当の増及び共済費の負担率変更に伴います所要額の補正でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金、15万円の追加でございます。

23節でございますが、所得更正に伴います保険料還付金でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

25ページにお戻りをいただきたいと思っております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、9万1,000円の追加でございます。保険料の現年分でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、251万5,000円の追加でございます。保険給付費の各補正に伴います国の負担分に対する補正でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、59万8,000円の追加でございます。保険給付費の各補正に伴います国の調整交付金の補正であります。

2 目地域支援事業交付金、19万7,000円の追加でございます。地域支援事業に対する国の負担分に対する補助金の追加でございます。

3 目介護保険事業補助金、16万8,000円の追加でございます。要介護認定モデル事業システム改修に伴います、国2分の1の補助金でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、347万2,000円の追加でございます。

保険給付費に対します、社会保険診療報酬支払基金の負担金でございます。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、112万5,000円の追加でございます。保険給付費に対します北海道の負担分でございます。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、9万9,000円の追加でございます。地域支援事業に対します北海道の負担分でございます。

27ページとなります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、351万2,000円の追加でございます。
保険給付費及び地域支援事業並びにその他負担区分に基づき一般会計より繰入するものでございます。
9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、224万円の追加でございます。
繰越金となります。

以上で、介護保険特別会計補正予算、第 2 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第95号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第 3 号について、ご説明を申し上げます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,271万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、41ページから42ページに記載しております、第 1 表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、46万2,000円の減額でございます。

ほかの会計同様、職員の移動等に伴う人件費に対する所要の補正でございます。

次に、歳入でございます。

43ページとなりますが、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、46万2,000円の減額でございます。

一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算、第 3 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第96号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第 2 号について、ご説明申し上げます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億65万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、50ページから51ページに記載しております、第 1 表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

52ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正でございます。

変更でございますが、一般会計でもご説明いたしました資本費平準化債であります。

下水道事業の経営負担軽減のため一部の町債を除き、当該年度の元利償還金を新たな町債に振り替えることにより、資本費の増高の抑制を図ることを目的として発行を許可されるものであります。

発行額の算定につきましては、今年度から発行額を算定する際、利子分の発行範囲が変更となった点、また、減価償却年数の変更に伴う元金分の発行可能額が拡大したなど、算定方法の変更にともない、このたび、地方債の補正を行なうものであります。

なお、本地方債は、後年度の元利償還金について、地方交付税で50%算入されるものでございます。それでは、最初に歳出からご説明を申し上げます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、30万円の追加でございます。

時間外勤務手当及び共済負担率の変更等に伴う補正でございます。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、355万7,000円の減額でございます。

2 節給料から 4 節共済費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、職員の移動等に伴う人件費に対する補正でございます。

9 節旅費でございますが、翌年度の事業計画等協議に対します旅費の追加でございます。

2 項下水道管理費、2 目札内中継ポンプ場管理費、53万3,000円の追加でございます。

11節需用費の電気料でございますが、燃料調整額の増加に伴います補正、12節役務費につきましては、札内中継ポンプ場に流入する砂やごみの流入量増加に伴うごみ処理手数料の補正でございます。

3 目管渠維持管理費、9万6,000円の追加でございます。

11節需用費の電気料でございますが、燃料調整額の増加に伴います補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

53ページにお戻りをいただきたいと思っております。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 億4,892万8,000円の減額でございます。

先ほどもご説明いたしました、資本費平準化債発行に伴います、一般会計からの元利償還金に対します繰入金の減額、1 億4,630万円及び人件費等の減に伴います減額262万8,000円、合計いたしまして1 億4,892万8,000円の減額となります。

7 款町債、1 項町債、2 目資本費平準化債、1 億4,630万円の追加でございます。

資本費平準化債の元金及び利息分の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算、第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第97号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

60ページとなります。

補正予算第2条でございますが、収益的事業会計でございます3条予算の補正であります。

収益的収入でございますが、第1 款水道事業収益既決予定額、5 億5,298万9,000円に、補正予定額3,639万5,000円を追加し、5 億8,938万4,000円と定めるものでございます。

収益的支出でございますが、既決予定額6 億6,656万1,000円に、補正予定額40万円を追加し、6 億6,696万1,000円と定めるものであります。

次に、補正予算第3条でございますが、資本的事業会計でございます4条予算の補正であります、資本的支出のみの補正でございます。

第1 款資本的支出既決予定額3 億862万8,000円に、補正予定額4 万3,000円を追加し、3 億867万1,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんし、その額を1 億7,047万1,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条であります、当初予算6条に定める弾力条項の適用ができない経費の額を4,726万6,000円に改めるものであります。

62ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費、13万8,000円を減額するものであります。

1 節給料以下28節負担金につきましては、人事異動等に伴います補正でございます。

5 目総係費、53万8,000円を追加するものであります。

本目につきましても、人事異動に伴います人件費等の補正でございます。

61ページとなりますが、収益的収入であります。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、3,639万5,000円の追加でございます。

13節一般会計補助金であります、一般会計水道費でもご説明いたしました、普通交付税において高料金団体として指定されましたことから、それら軽減を図るため、一般会計から補助を行なうものでございます。

63ページになります。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、4 万3,000円の追加でございます。

共済組合の負担率変更に伴います所要の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、議事日程が終了するまで延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、議事日程が終了するまで時間を延長いたします。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、6議案について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第92号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決すること
に、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第93号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決すること
に、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第94号、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第95号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第96号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第97号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、ご異
議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[休 会]

- 議長(古川 稔) お諮りいたします。
議事の都合により、明12月12日から12月18日までの、7日間は、休会いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、12月12日から、12月18日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

- 議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月19日、午後2時からです。

(17:03 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第4回幕別町議会定例会

(平成20年12月19日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

4 藤原 孟 5 堀川貴庸 6 前川雅志

(諸般の報告)

日程第2 陳情第14号 「ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書」

の提出を求める陳情書

日程第2の2 発議第28号 ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書

日程第3 議案第98号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 常任委員会所管事務調査報告(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第5 閉会中の継続調査の申し出(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成20年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年12月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月19日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 4 藤原 孟 5 堀川貴庸 6 前川雅志
7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝
12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
3 齊藤喜志雄 14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教育委員長 林 郁男 代表監査委員 柏本和成
農業委員会会長 佐伯 満 会計管理者 菅 好弘
総務部長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民生部長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建設部長 高橋政雄 札内支所長 久保雅昭
教育部長 米川伸宣 総 務 課 長 川瀬俊彦
糠内出張所長 所 拓行 企 画 室 参 事 長谷 繁
地域振興課長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤原 孟 5 堀川貴庸 6 前川雅志

議事の経過

(平成20年12月19日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に4番、藤原議員、5番、堀川議員、6番、前川雅志議員を指名致します。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告を致します。

教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成19年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に事務局から報告いたします。

○事務局長（堂前芳昭） 3番、斉藤議員、14番、永井議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、陳情第14号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書を議題と致します。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 平成20年12月19日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年12月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年12月16日、1日間。

2、審査事件。

陳情第14号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

穀物や乳製品の国際価格が高騰し、住民の暮らしを脅かしているのは、主要穀物などを海外依存し、食糧自給率を40%にまで低下させたことに大きな要因があり、さらに石油製品の高騰は経済活動や住民

の生活をも脅かしている。

世界的に食糧価格が高騰し、食糧不足に苦しむ人々が増え続けており、我が国が食糧を大量輸入することは、飢餓や食糧不足に苦しむ世界の人々から食糧を奪うことにつながることであり、国内で自給できる米については、年間77万トンにも及ぶ輸入を停止することが国際的な貢献につながる。

輸入食糧の高騰で、国内の米の消費量が20万トン増加し、米の国際価格の暴騰で、米の輸入も確保できない事態が生まれている。

政府は、米の輸入を停止し、主食や加工用に国産米を100%供給する対策を講ずるよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

陳情第14号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（14：05 休憩 追加日程配布）

（10：06 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布致しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定致しました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第2の2、発議第28号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書案を議題と致します。

お諮り致します。

本、意見書案については、先に報告のありました産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。したがって提案者の説明・質疑討論を省略しただちに採決いたします。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

発議第28号、ミニマムアクセス米の輸入停止と国産米で供給を図ることを求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第98号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第98号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります姉崎秀男氏につきましては、平成21年2月5日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の24ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決致します。

お諮り致します。

本案は、原案の通り同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り同意することに決定致しました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧頂きたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（古川 稔） 日程第5、閉会中の継続調査の申出を議題と致します。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮り致します。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了致しました。
会議を閉じます。
これをもって、平成20年第4回幕別町議会定例会を閉会致します。
(14：11 閉会)